

特許庁委託事業

カンボジア・ラオス・ミャンマー
における知財統計情報の調査

2020年2月

日本貿易振興機構（JETRO）
バンコク事務所 知的財産部

目次

第1章 はじめに	3
1. 背景、目的	3
2. 調査概要	4
2. 1 カンボジア及びラオスにおける統計調査について	4
2. 2 ミャンマーにおける統計調査について	8
第2章 カンボジア	9
1. 調査方法	9
1. 1 特許及び実用新案に関する情報	9
1. 2 意匠に関する情報	10
1. 3 商標に関する情報	11
2. 統計情報	12
2. 1 知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願件数	12
2. 2 知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の登録件数	23
2. 3 知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の権利化期間	31
2. 4 知的財産権（商標のみ）の登録率	39
2. 5 知的財産権（商標のみ）の上位出願人リスト	40
第3章 ラオス	47
1. 調査方法	47
1. 1 特許及び小特許に関する情報	47
1. 2 意匠に関する情報	48
1. 3 商標に関する情報	48
2. 統計情報	50
2. 1 知的財産権（特許、小特許、意匠、商標）の出願件数	50
2. 2 知的財産権（特許、小特許、意匠、商標）の登録件数	59
2. 3 知的財産権（意匠、商標）の権利化期間	65
2. 4 知的財産権（意匠、商標）の登録率	76
2. 5 知的財産権（意匠、商標）の上位出願人リスト	78
第4章 ミャンマー	95
1. 調査方法	95
2. 統計情報	95
2. 1 知的財産権の登記総数	95
2. 2 ヤンゴン登記所における知的財産権の登記件数	100
2. 3 ネピドー登記所における商標登記	102
付録	103

第1章 はじめに

1. 背景、目的

本報告書は、特許庁の委託を受けて、独立行政法人日本貿易振興機構バンコク事務所が行ったカンボジア、ラオス、ミャンマーにおける知的財産権に関する統計調査（以下「本調査」とする）の結果を報告するものである。

東南アジアにおける新興国として注目されているこの三カ国については、知財に関する統計情報は少ない。

カンボジア、ラオスについては、出願件数や登録件数の統計情報が、“カンボジア知財レポート（日本貿易振興機構、2016年8月発行）”等により開示されてきたが、出願から登録までにかかる期間（権利化期間）や出願人の国籍別情報等の詳細な統計情報は明らかになってはいない。これは、従来詳細な統計情報を得るための知財データベースがこれらの国には設けられていなかったためであるが、近年、ASEAN TMview、ASEAN DesignView、ASEAN PATENTSCOPE のようなアセアンにおける横断的な知財データベースが次々に設けられ、詳細な情報を得ることができる環境が整ってきた。これらの横断的なデータベースを使った“ASEAN6カ国の産業財産権データベースから得られる統計情報に関する調査（日本貿易振興機構、2019年4月）”もなされているが、カンボジア、ラオスは収録数の関係からこの調査では対象とされておらず、依然として詳細は不明である。

ミャンマーは、2019年1月にようやく商標法が成立した。今まででは、商標所有宣誓書を登記し新聞広告することによる、いわゆる登記による知的財産が存在していた。しかしながら、今まで登記件数に関する信頼性の高い情報はなかった。

そこで、今回これらの三カ国で知財に関する詳細な統計調査を行うことにより、これらの国における知財状況をより深く知ろうとするものである。

2. 調査概要

2. 1 カンボジア及びラオスにおける統計調査について

本調査では、(a)各知的財産権（特許及び実用新案、意匠、商標。以下同じ）の出願件数、(b)各知的財産権の登録件数、(c)各知的財産権の権利化期間、のそれぞれについて、(f)年別情報、(g)出願ルート別情報、(h)出願人国籍別情報、(i)分類別情報ごとに統計情報を作成する。また、(d)各知的財産権の登録率について、(f)年別情報の統計情報を作成し、(e)各知的財産権の出願件数上位出願人については、(f)年別情報、(h)出願人国籍別情報、ごとに統計情報を作成する。

このような統計情報を作成するための各種情報（案件情報）を取得できるか検討したところ、データベースに収録された情報に抜け等の不備がある場合や、そもそも情報がデータベースに収録されていない場合が多く、カンボジアとラオスにおいて、上記の全ての統計情報を全ての法域において作成することはできなかったため、今回は、下記2. 1. 1及び2. 1. 2で示す調査範囲で調査を行った。

2. 1. 1 カンボジア

（1）案件情報の取得について

現在、カンボジアにおける案件情報を横断的に取得することができるデータベースは複数存在する。

事前調査として、これらのデータベースに収録されている件数を事前に簡易に調査した（付録参照）上で、各データベースにおける収録件数の違いについて、商業省（Ministry of Commerce, MOC）知的財産部及び工業手工芸省（Ministry of Industry and Handicrafts, MIH）知的財産権部にヒアリングを行い（カンボジアは、商標や地理的表示（GI）、営業秘密については商業省の管轄であり、特許、実用新案、意匠については、工業手工芸省の管轄である。）、最も信頼性の高いデータベースは何か、どのようなデータが入力されているのか、について聞き取りを行った。

その上で、信頼性の高いデータベースから案件情報を入手して、もしくはデータベースの信頼性が低い場合には独自に信頼性の高い案件情報を入手して、分析を行った。

（2）統計調査の範囲

カンボジアにおける特許の実際の統計調査の範囲を以下に示す。表中、横列に示す(a)出願情報、(b)登録情報、(c)権利化期間、(d)登録率、(e)上位出願人の5つの情報に対して、縦列に示す(f)年別情報、(g)出願ルート別情報、(h)出願人国籍別情報、(i)分類別情報について調査を行った場合には「有」で示している。なお、もともと調査範囲に含まれていない部分は表中「—」で示す。調査の詳細や、各用語の定義等は第2章に記載されている。また、カンボジアでは再登録制度が設けられているので、(j)登録ルート別情報（登録ルートが再登録か否か）、(k)再登録／CPG申請情報についても今回入手できるもののみ入手して調査を行

った。

	(a)出願情報	(b)登録情報	(c)権利化期間	(d)登録率	(e)上位出願人
(f)年別情報	有	有	有		
(g)出願ルート別情報				—	—
(h)出願人国籍別情報		有			
(i)分類別情報				—	—
(j)登録ルート別情報	—	有	—	—	—
(k)再登録／CPG情報	有	有	有(CPGのみ)	—	—

特許に関し、(a)出願情報については、いずれのデータベースにも登録前の情報が収録されていないことから MIH から取得した簡易的な情報 ((f)年別情報である各年の出願件数) のみに基づいている。これに伴い、出願時の案件情報の詳細が必要な(d)登録率や(e)上位出願人の情報は得られなかった。また、(g)出願ルート別や分類等の情報も正確な情報が存在しないため、今回の調査には含まれていない。(b)登録情報については、データベースから(h)出願人国籍別情報等を取得できたので調査を行った。

次に、カンボジアにおける意匠の実際の統計調査の範囲を以下に示す。

	(a)出願情報	(b)登録情報	(c)権利化期間	(d)登録率	(e)上位出願人
(f)年別情報	有	有	有		
(g)出願ルート別情報	有			—	—
(h)出願人国籍別情報				—	
(i)分類別情報			有	—	—

意匠に関し、(a)出願情報については、いずれのデータベースにも登録前の情報が収録されていないことから MIH から取得した簡易的な情報 ((f)年別情報、(g)出願ルート別情報である各年の出願件数) のみに基づいている。したがって、出願時の案件情報の詳細が必要な(d)登録率や(e)上位出願人の情報は得られなかった。また、(h)出願人国籍別情報も正確な情報はないため不明である。

また、(b)登録情報及び(c)権利化期間に関し、登録になった案件についてはデータベースに案件情報が公開されてはいるものの、ハーグ協定に基づく意匠出願については元となる MIH から入手している案件情報と一致しない点も多かったため、今回は情報が確実

と思われる通常の出願に限って(b)登録情報及び(c)権利化期間を調査している。(i)分類別情報についても、正確な情報が存在しないため、今回の調査には含まれていない。

最後に、カンボジアにおける商標の実際の統計調査の範囲を以下に示す。

	(a)出願情報	(b)登録情報	(c)権利化期間	(d)登録率	(e)上位出願人
(f)年別情報	有	有	有	有	有
(g)出願ルート別情報	有	有	有	—	—
(h)出願人国籍別情報	有	有	有	—	有
(i)分類別情報	有	有	有	—	—

商標については、意匠や商標に比べると情報を多く得ることができた。これは、MOC が独自のデータベースにおいて詳細な情報を管理していたためである。

2. 1. 2 ラオス

(1) 案件情報の取得について

現在、ラオスにおける出願情報を横断的に取得することができるデータベースは複数存在する。

事前調査として、これらのデータベースに収録されている件数を事前に簡易に調査した（付録参照）上で、各データベースにおける収録件数の違いについて、ラオス知財局にヒアリングを行い、もっとも信頼性の高いデータベースは何か、どのような情報が入力されているのか、について聞き取り調査を行った。

その上で、信頼性の高いデータベースから案件情報を入手して、もしくはデータベースの信頼性が低い場合には独自に信頼性の高い案件情報を入手して、分析を行った。

(2) 統計調査の範囲

ラオスにおける特許の実際の統計調査の範囲を以下に示す。カンボジアと同様に表中、横列に示す(a)出願情報、(b)登録情報、(c)権利化期間、(d)登録率、(e)上位出願人の5つの情報に対して、縦列に示す(f)年別情報、(g)出願ルート別情報、(h)出願人国籍別情報、(i)分類別情報について調査を行った場合には「有」で示している。なお、もともと調査範囲に含まれていない部分は表中「—」で示す。調査の詳細や各用語の定義等は第3章に記載されている。

	(a)出願情報	(b)登録情報	(c)権利化期間	(d)登録率	(e)上位出願人
(f)年別情報	有	有			
(g)出願ルート別情報	有			—	—
(h)出願人国籍別情報				—	
(i)分類別情報				—	—

特許に関し、出願に関する案件情報をデータベースからは得られず、ラオス知財庁から提供された簡易的な情報（(f)年別情報、(g)出願ルート別情報）のみに基づいている。したがって、出願情報の詳細が必要な(c)権利化期間(d)登録率や(e)上位出願人の情報は得られなかった。また、(h)出願人国籍別情報や(i)分類別情報等の情報も正確な情報が存在しないため、今回の調査には含まれていない。(b)登録情報については、(f)年別情報は得られたが(g)出願ルート別情報は得られなかった。

また、特許については、ラオスでは日本との間で CPG 制度はあるものの再登録制度はラオスの法律になじまないとされ設けられていないので、カンボジアにおける上記表中における(j)登録ルート別情報（登録ルートが再登録か否か）、(k)再登録／CPG 申請情報はない。

次に、ラオスにおける意匠の実際の統計調査の範囲を以下に示す。

	(a)出願情報	(b)登録情報	(c)権利化期間	(d)登録率	(e)上位出願人
(f)年別情報	有	有	有	有	有
(g)出願ルート別情報				—	—
(h)出願人国籍別情報	有		有	—	有
(i)分類別情報				—	—

意匠に関し、調査時点でラオスはハーグ協定には未加盟であるため(g)出願ルート別情報は存在しない。また、(i)分類別情報は正確な情報が存在しないため不明である。

最後に、ラオスにおける商標の実際の統計調査の範囲を以下に示す

	(a)出願情報	(b)登録情報	(c)権利化期間	(d)登録率	(e)上位出願人
(f)年別情報	有	有	有	有	有
(g)出願ルート別情報	有	有	有	—	—
(h)出願人国籍別情報				—	
(i)分類別情報	有	有		—	—

商標については、出願人の住所情報に不備が多く国籍情報を正確に得られなかつたことから(h)出願人国籍別情報は不明である。(i)分類別情報については(a)出願情報及び(b)登録情報のみ取得できた。

2. 2 ミャンマーにおける統計調査について

ミャンマーについては、登記の情報を検索するための公的データベースはなく、いくつかの現地法律事務所が独自に新聞公告等から登記情報を収集していると言われてきたが、今までこれら登記数の合計は 10 万件とも 20 万件とも言われ、はつきりしていなかった。しかしながら、2019 年春以降、ミャンマー政府関係者及び知財関係者がセミナーなどで登記の合計が 19 万 6,000 件という具体的な数値をあげたことから、具体的な根拠をミャンマー政府が有しているものと思われた。そこで、本調査では、登記を取り扱っている農業畜産灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation）から、登記情報を得た。なお、ミャンマーの統計調査については、上述のように登記情報は出願人名等の詳細情報を含んだものは存在していないため、登記された登記件数の情報のみとなる。

第2章 カンボジア

1. 調査方法

1. 1 特許及び実用新案に関する情報

カンボジアの特許及び実用新案に関する案件情報は、調査現時点では、以下2つのデータベースに収録されている。

- PATENTSCOPE :

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

- ASEAN PATENTSCOPE (ASEAN諸国のみ) :

<http://ipsearch.ASEANip.org/wopublish-search/public/patents?1>

特許の案件情報に関し、これらのデータベースにおける年別の出願件数を取得したところ、各データベースから得られた出願件数は一致していたが、いずれも年間数件程度であった。特許を管轄している工業手工芸省 (MIH : Ministry of Industry and Handicrafts/以下「MIH」とする) 知的財産権部へのヒアリングによれば、カンボジア特許法¹ 39条により、公開することができる案件情報は、登録された特許／実用新案登録出願の案件情報に限るということであった。即ち、PATENTSCOPE 及び ASEAN PATENTSCOPE (本章では以下「特許データベース」とする) に収録されている案件情報は全て登録された出願のものであり、未登録の案件情報は、特許データベースには収録されていないことだった。

また、特許データベースには、シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore, IPOS) や中国国家知識産権局 (China National Intellectual Property Administration, CNIPA) との間の審査協力による、いわゆる「再登録」の案件は収録されていないことだった。

これに対し、2016年7月1日に日本特許庁との間で開始された特許の付与円滑化に関する協力 (Cooperation for facilitating Patent Grant, CPG／以下CPGとする)²に基づく申請のあった特許出願は、特許データベースに収録されており、国籍が日本の出願人の特許出願は全てCPG申請を経て登録になったものであるということであった。

そこで、特許及び実用新案の登録及びCPGに関する案件情報は、ASEAN

¹ カンボジア 特許法 (日本国特許庁 Web サイト参照 URL :

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuj/cambodia-tokkyo.pdf>

² CPG : 特許の付与円滑化に関する協力 (CPG : Cooperation for facilitating Patent Grant) は、日本国特許庁と所定知財庁との合意に基づき、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、実質的に無審査で当該所定知財庁でも特許が付与される。2016年7月1日より、日本国特許庁は、カンボジア工業手工芸省（カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知財庁に相当）との間で本協力を開始している。
(日本特許庁 Web サイト参照 URL:<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>)

PATENTSCOPE から入手し、出願件数及び再登録に関する案件情報は、本調査のために MIH から直接入手し、本調査を行った。

1. 2 意匠に関する情報

カンボジアの意匠に関する案件情報は、調査現時点では、以下 3 つのデータベースに収録されている。

- Global Design Database :

<https://www3.wipo.int/designdb/en/index.jsp>

- Design View :

<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome>

- ASEAN Design View :

<http://www.ASEAN-designview.org/designview/welcome>

意匠に関して、これらのデータベースにおける出願情報として、年別の出願件数及び登録件数を取得したところ、各データベースから得られた 2014 年から 2016 年の出願件数及び登録件数は一致していたが、2017 年以降は出願件数及び登録件数は一致していなかった。これは、2017 年 2 月 25 日のカンボジアのハーグ協定のジュネーブ改正協定への加盟に伴い、Global Design Database にはハーグ協定に基づく国際登録³であってカンボジアを指定締約国とするもの（以下「国際意匠登録出願」とする）が含まれるようになったためとのことだった。また、登録件数も両データベースで、この国際意匠登録出願を除けば同一であった。

MIH へのヒアリングによれば、カンボジア特許法 103 条により、公開することができる案件情報は、特許が登録された案件の案件情報に限るということであった。即ち、Global Design Database、Design View 及び ASEAN Design View に収録されている案件情報は全て登録済のものであり、未登録の案件情報は、これらのデータベースには収録されていないということになる。そこで、登録された意匠出願に関する情報は、Design View 及び Global Design Database から入手し、出願に関する情報は、本調査のために MIH から直接入手し、本調査を行った。

³ ハーグ協定に基づく意匠の国際出願：意匠について、一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって、複数の指定締約国における保護を一括で可能とするもの。カンボジアは 2017 年 2 月 25 日より発効。（日本特許庁 Web サイト参照 URL：<https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/seido/hague-geneva.html>）

1. 3 商標に関する情報

カンボジアの商標に関する案件情報は、調査現時点では、以下 4 つのデータベースに収録されている。

- Global Brand Database:

<https://www3.wipo.int/branddb/en/index.jsp>

- TM view:

<https://www.tmdn.org/tmview/welcome.html>

- ASEAN TMview:

<http://www.ASEAN-tmview.org/tmview/welcome>

- Cambodia Trademark Database:

<http://www.cambodiaip.gov.kh/SearchMark.aspx>

商標に関して、カンボジアの商務省（Ministry of Commerce, MOC/以下「MOC」とする）知的財産部は独自のデータベース（上記 Cambodia Trademark Database）を有している。上記 4 つのデータベースにおける案件情報を比較したところ、各年出願件数はいずれも数十件程度の差異があり、各年の登録件数も数百件から千件程度の差がある。

MOC へのヒアリングによれば、Cambodia Trademark Database は、省内のデータベースと連携しており、常に最新の情報が収録されているため、省内のデータベースとリンクしていないその他のデータベースとは収録内容に違いが生じてしまうとのことであった。

本調査にあたっては MOC から入手した案件情報を元に調査を行った。

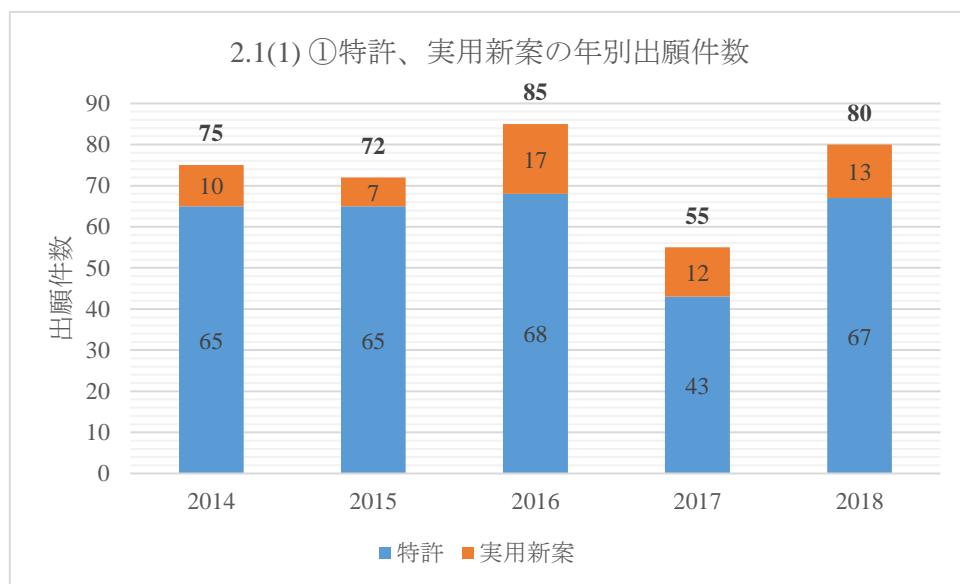
2. 統計情報

2. 1 知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願件数

（1）特許、実用新案の出願件数

①特許、実用新案の年別出願件数

以下の図 2.1(1)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された特許、実用新案登録出願の出願件数（PCT 出願を含む）を年別に示す。図中、青は特許出願の出願件数を示し、オレンジは実用新案登録出願の出願件数を示す。ここで、MIH から入手した情報では PCT 出願の場合に出願日が国内移行日であるのか国際出願日を意味するのかは不明であるが、おそらく国内移行日を意味している。



情報ソース : MIH より取得した案件情報

調査を行った 2014 年以降、毎年特許出願と共に実用新案登録出願がなされている。

特許出願の出願件数に関し、2017 年の出願件数を除き出願件数は平均 65 件程度である。2017 年に出願件数が約 37% 減少しているが、これはカンボジアの PCT 加盟により 2016 年 12 月 8 日よりカンボジアを PCT 出願の国内移行の指定国とすることができるようになったため⁴だと推察される。

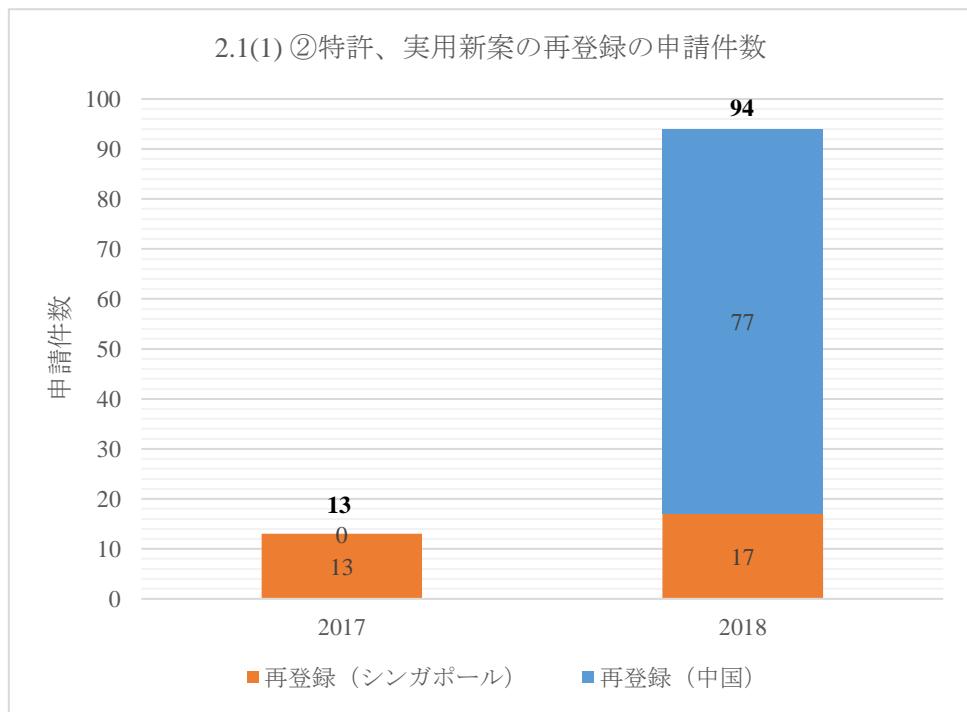
実用新案登録出願の出願件数に関し、2015 年から 2016 年にかけて出願件数は倍増している。特許出願の出願件数と同様に 2017 年の出願件数の減少が見られ、減少率は約 30% である。

なお、MIH より取得した案件情報では PCT 出願と通常出願（PCT 出願以外の全ての出願）とを区別して集計していなかったため PCT 出願数については不明である。

⁴ カンボジアの PCT 加盟が 2016 年 12 月 8 日に発効（日本特許庁 Web サイト参照 URL: <https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/siryo/kokusai2.html>）

②特許、実用新案の再登録⁵申請件数

以下の図 2.1(1)②に、2017 年及び 2018 年の再登録の申請件数を年別に示す。ここで、カンボジアでは、再登録制度としては、シンガポール知的財産庁との間の審査協力に基づく再登録（以下「シンガポールとの再登録」とする）⁶制度及び中国国家知識産権局との間の審査協力に基づく再登録（以下「中国との再登録」とする）⁷制度の 2 つの制度がある。図中、オレンジがシンガポールとの再登録の申請件数を、青が中国との再登録の申請件数を示す。なお、MIH から入手できた再登録に関する案件情報は 2017 年からのものに限られる。



情報ソース：MIH より取得した案件情報

⁵ カンボジア MIH と他国特許庁との間のいわゆる再登録としては、シンガポールとの再登録、中国との再登録以外にも欧州特許庁との間の Validation が存在するが、MIH とのヒアリングによれば、1 件申請が存在することであったが、今回はデータを得ることができなかった。2018 年 6 月 5 日以降の欧州における出願が登録されないと Validation の申請ができないため件数がまだ少ないが、今後は Validation による登録申請が増えていくものと考えられる。

⁶ シンガポールとの再登録：シンガポールで登録された特許はカンボジアで再登録申請が可能（2016 年 7 月 25 日から）。シンガポール知的財産庁 URL:<https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/accelerated-programmes>

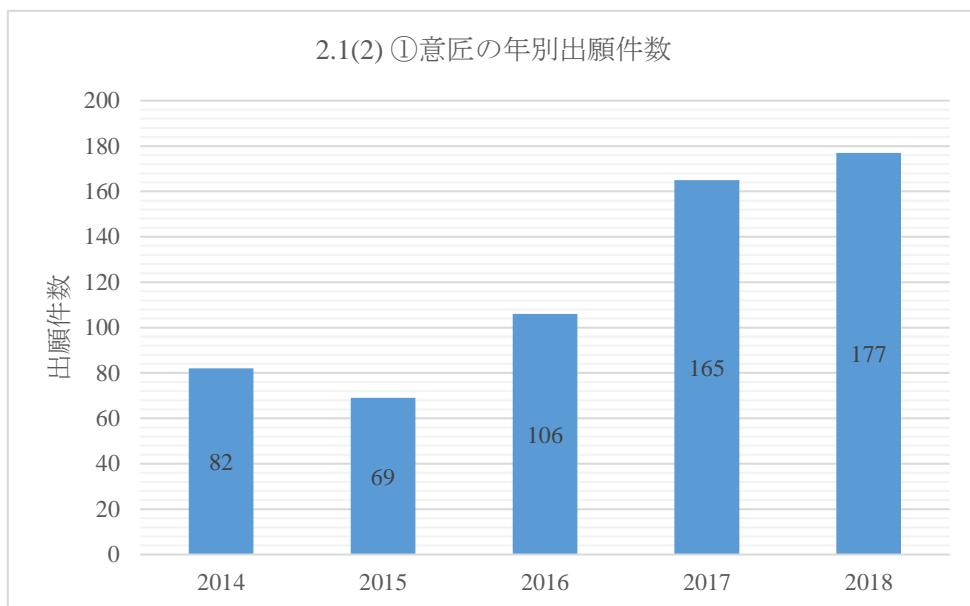
⁷ 中国との再登録：中国で登録された特許はカンボジアで再登録申請が可能（2018 年 3 月 28 日から）。（中国国家知識産権局 URL：<http://english.cnipa.gov.cn/news/officialinformation/1122905.htm>）

2017 年は中国との再登録制度がまだ開始されていないため、シンガポールとの再登録のみ申請があり、再登録の申請件数は全部で 13 件であった。なお、シンガポールとの再登録も実際は 2016 年 7 月 25 日に開始されているが、2016 年の案件情報は入手できなかった。2018 年 3 月 28 日に中国との再登録制度が開始し、中国との再登録の申請件数は同年において 77 件で同年のシンガポールとの再登録申請件数 17 件の約 4.5 倍である。特許及び実用新案登録の出願件数自体は横ばいであるのに対し、再登録申請件数、特に中国との再登録は伸びている。中国の特許権利者にとっては、出願を行うよりも再登録を利用するほうが簡易であるからと思料する。今後、カンボジアで特許調査を行う場合にはこれらの中国との再登録についても注意が必要となる。MIH へのヒアリングによれば、今後独自のデータベースを構築し、再登録も当該データベース上で公開する予定があるとのことであった。

(2) 意匠の出願件数

①意匠の年別出願件数

以下の図 2.1(2)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願の出願件数（国際意匠登録出願含む）を年別に示す。ここで、出願日は、意匠出願がカンボジアに出願された日をいい、国際意匠登録出願の場合には国際出願日を意味する（以下この章における意匠の出願日は同じ）

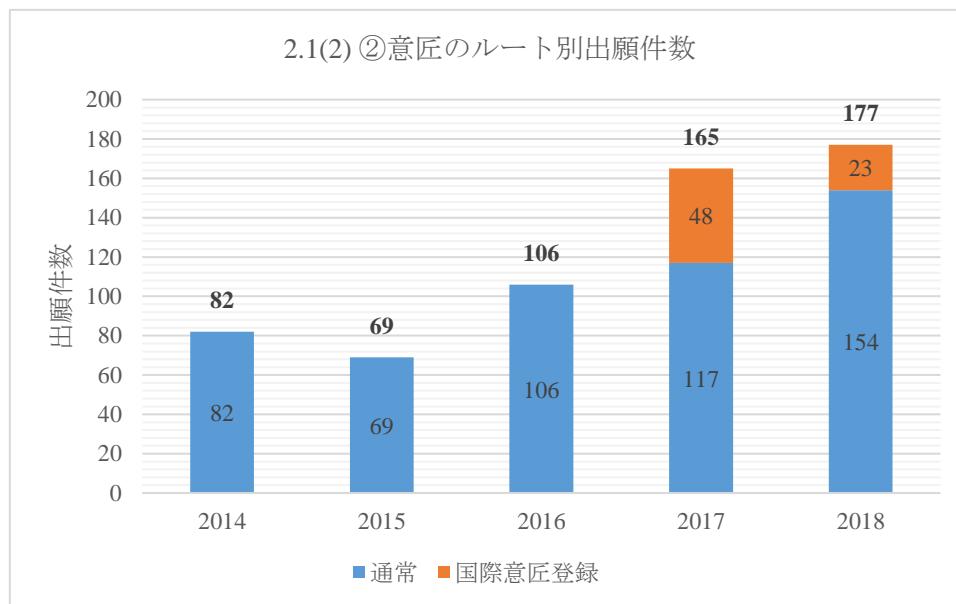


情報ソース : MIH より取得した案件情報

意匠の年別出願件数は、2014 年から 2015 年にかけて一度減少しているが、2015 年からは年々増加している。2015 年から 2016 年にかけての出願件数は約 35% 増加、ハーグ協定が発効された 2017 年は 2016 年から約 36% の増加、2017 年から 2018 年にかけては約 7% 増加している。この 5 年間の平均出願件数は約 119 件であり、ハーグ協定が発効された 2017 年以降はこの平均値を上回っている。

②意匠のルート別出願件数

以下の図 2.1(2)②に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願の出願件数における出願ルート（ハーグ協定ルート又はそれ以外の通常出願ルート。意匠の場合、以下同じ）別の出願件数を示す。図中、通常出願ルートによる出願件数を青で、ハーグ協定ルートである国際意匠登録出願の出願件数をオレンジで示している。



情報ソース : MIH より取得した案件情報

国際意匠登録出願については、ハーグ協定が発効した 2017 年は 48 件、翌年の 2018 年の出願件数は約半数の 23 件であった。国際意匠登録出願が 2017 年以降通常出願に対して上乗せされているだけでなく、通常出願の出願件数も 2015 年以降毎年増加傾向にある。

(3) 商標の出願件数

①商標の年別出願件数

以下の図 2.1(3)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願した商標出願の出願件数を年別に示す。図中の出願件数は、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録であってカンボジアを領域指定したもの⁸（以下、国際商標登録出願という）を含む。出願日は、商標出願がカンボジアにおいて出願された日をいい、国際商標登録出願の場合には国際出願日をいい、国際登録後にカンボジアを領域指定した場合（いわゆる事後指定）の場合には、事後指定の日をいう。（以下この章における商標の出願日は同じ）



情報ソース : MOC より取得した案件情報

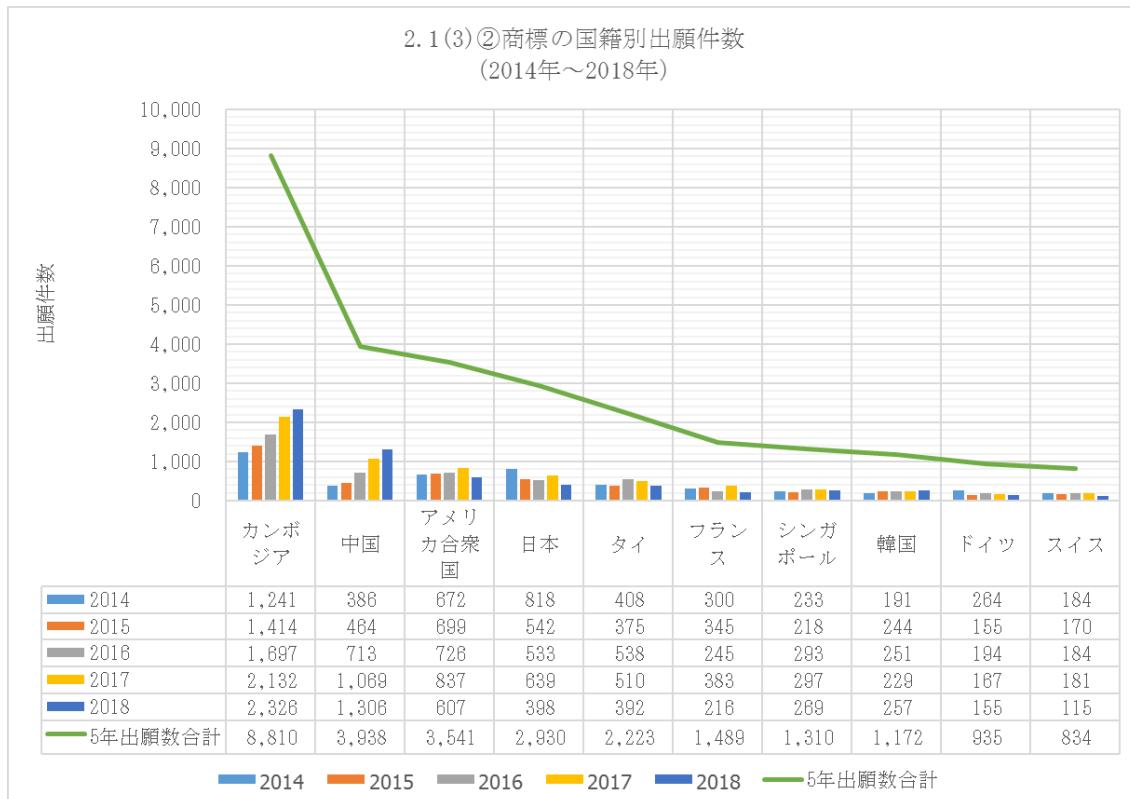
商標の年別出願件数は、この 5 年間では平均して 7,024 件であり、2016 年以降は毎年 7,000 件台となっている。2014 年及び 2015 年の出願件数は 6,000 件台前半であったが、2015 年 3 月 5 日カンボジアはマドプロに加盟し、2015 年 6 月 5 日からカンボジアを領域指定することが可能になったことから、2016 年以降の出願件数は 2015 年以前よりも多くなっていると推測される。

⁸ マドプロ : マドリッド協定議定書（及びマドリッド協定）に基づく商標の国際登録。各国で異なる手続や言語を経由しなくとも、国際事務局に国際登録をすることによって、それぞれの国に保護を求めることができる。マドプロはこの制度を定めた条約マドリッド・プロトコルの略称。

（日本特許庁 Web サイト 参照 URL : https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/madopro_beginner.html）

②商標の国籍別出願件数

以下の図 2.1(3)②に、商標出願（国際商標登録出願含む）の、出願人国籍別の 2014 年から 2018 年の合計出願件数及び出願人国籍別の各年（2014 年から 2018 年）の出願件数を示す。なお、当該国籍とは、出願人の住所情報から規定している（以下同じ）。



情報ソース : MOC より取得した案件情報

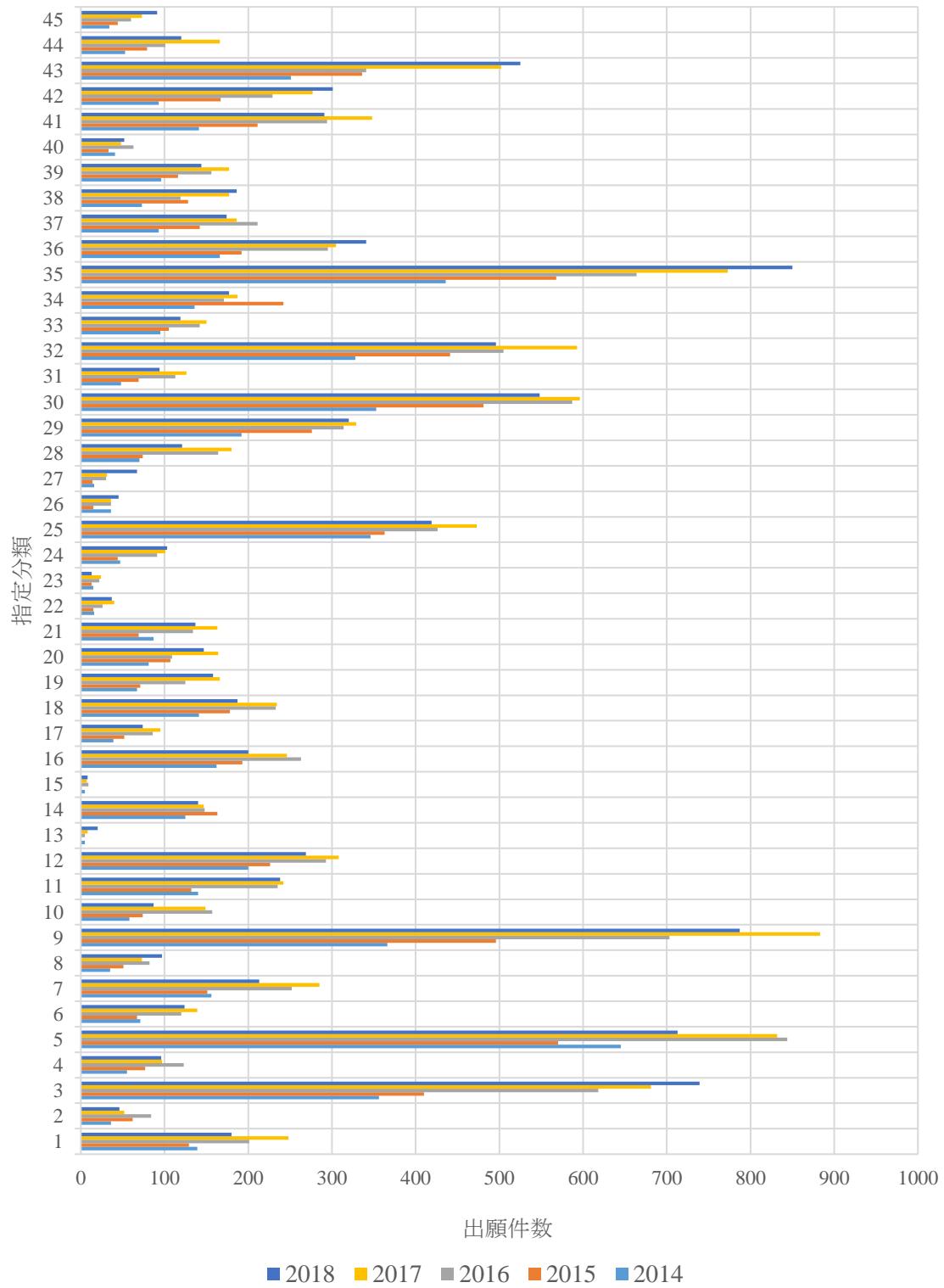
カンボジア国内の出願人による出願数が最多で、中国、アメリカ合衆国、日本の順で続いた。カンボジア国内の出願人による合計出願件数は 8,810 件で、2 位の中国よりも 2 倍以上多い出願件数だった。また、国籍別かつ年別の出願件数をみると、カンボジア、中国の出願人の出願件数が年々増加していて、特に、中国の出願人による出願は、2014 年は 386 件であったが、2018 年には 1,306 件まで増えてきている。その他の国は増加する傾向にはなく、日本の出願人については 2014 年の出願件数が最も多かった。

③商標の分類別出願件数

カンボジアはニース協定（Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks）に基づくニース国際分類（第 11-2020 版／2020 年 1 月現在）⁹を採用している。以下の図 2.1(3)③に、2014 年から 2018 年に出願された商標出願の各指定分類に対する出願件数（国際商標登録出願を含む）を年別に示す。

⁹ ニース国際分類：標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく、国際的に共通の商標登録のための分類（日本特許庁 Web サイト引用 URL: https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2020.html）

2.1(3)③商標の分類別出願件数
(2014年から2018年まで)



情報ソース : MOC より取得した案件情報

商標の各年の分類別出願件数は、指定商品については国際分類第5類、9類、3類、30類の順で出願件数が多く、指定役務は第35類の出願が多い（分類については下記参考を参照）。特に第9類は2014年から2017年まで毎年20%から30%増加している。他の分類の出願件数が2017年から2018年にかけて減少傾向にあるのに対し、第3類は60件ほど増加している。

（参考）

※各分類の見出しが以下の通りである。

・第3類

「化粧品、せっけん類及び歯磨き（医療用のものを除く。）；歯磨き（医療用のものを除く。）；香料類、薰料及び香水類、精油；漂白剤その他の洗濯に用いる物質；洗浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤。」

・第5類

「医療用薬剤、医療用剤及び獣医科用剤；医療用の衛生剤；食餌療法用食品・飲料・薬剤（獣医科用のものを含む。）、乳児用食品；人用栄養補助食品・動物用の栄養補助用飼料添加物（薬剤に属するものを除く。）；膏薬、包帯類；歯科用充てん材料、歯科用ワックス；消毒剤；有害動物駆除剤；殺菌剤、除草剤。」

・第9類

「科学用、研究用、ナビゲーション用、測量用、写真用、映画用、視聴覚用、光学用、計量用、測定用、信号用、検知用、試験用、検査用、救命用及び教育用の機械器具；電気の供給又は使用における伝導用、開閉用、変圧用、蓄電用、調整用又は制御用の機械器具；音響・映像又はデータの記録用、送信用、再生用、又は処理用の機械器具；記録された及びダウンロード可能な記録媒体、コンピュータソフトウェア、未記録のデジタル式又はアナログ式の記録用及び保存用媒体；硬貨作動式機械用の始動装置；金銭登録機、計算用装置；コンピュータ及びコンピュータ周辺機器；潜水服、水中マスク、潜水用耳栓、潜水用及び水泳用鼻クリップ、潜水用手袋、潜水用呼吸装置；消火器。」

・第30類

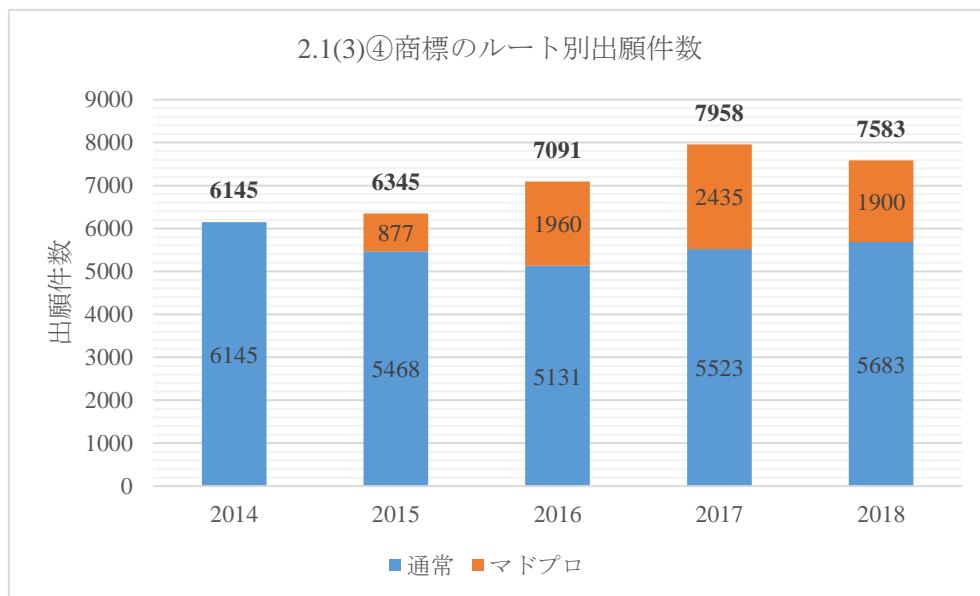
「コーヒー、茶、ココア及び代用コーヒー；米、パスタ及びめん類；タピオカ及びサゴ；穀粉及び穀物からなる加工品；パン、ペストリー（生地）及び菓子；チョコレート；アイスクリーム、シャーベット及びその他の氷菓；砂糖、はちみつ、糖みつ；酵母、ベーキングパウダー；食塩、調味料、香辛料及び保存加工したハーブ；食酢、ソース及びその他の調味料；氷（凍結水）。」

・第35類

「広告；事業の管理；事業の運営；事務処理。」

④商標のルート別出願件数

以下の図 2.1(3)④に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の出願件数を出願ルート別（マドプロルート及びその他の通常出願ルート。商標の場合、以下同じ）かつ年別に示す。図中、通常出願ルートによる出願件数を青で、マドプロルートによる国際商標登録出願による出願件数をオレンジで示している。



情報ソース : MOC より取得した案件情報

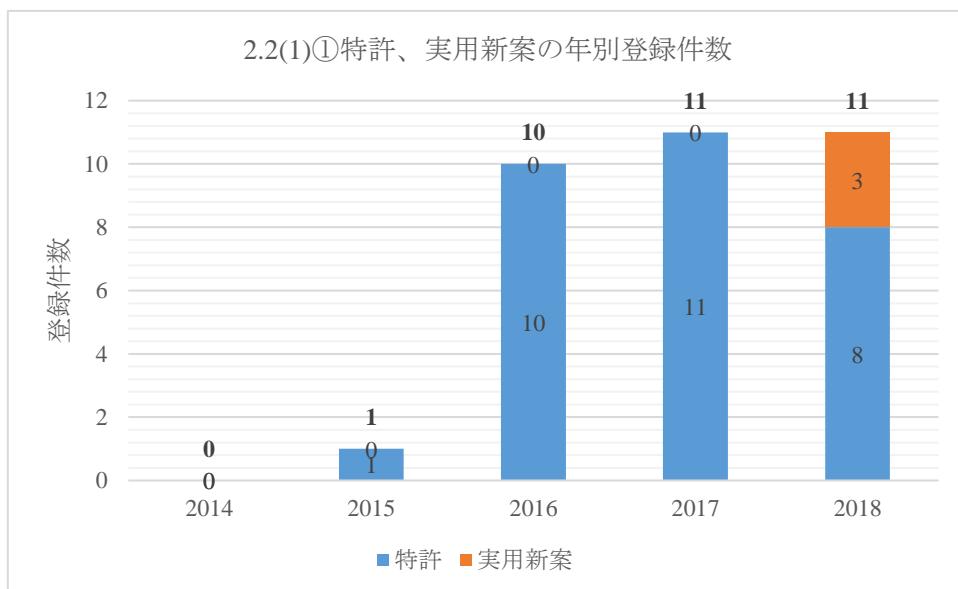
商標のルート別出願件数については、上述の通り、カンボジアは 2015 年 6 月 5 日からマドプロにおける領域指定が可能となり、2016 年以降の出願件数は毎年 1,900 件以上になっている。通常出願については、2015 年以降は年間 5,500 件程度で一定となっている。

2. 2 知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の登録件数

（1）特許、実用新案の登録件数

①特許、実用新案の年別登録件数

以下の図 2.2(1)①に、2014 年から 2018 年の各年に登録された特許出願、実用新案登録出願の登録件数を示す。なお、ここでは登録された各出願の出願年は 2014 年から 2018 年に限定されてはいない。出願日とは、カンボジアで出願された日を意味し、PCT 出願の場合には、国際出願日を意味する（以下この章における特許の出願日は同じ）。



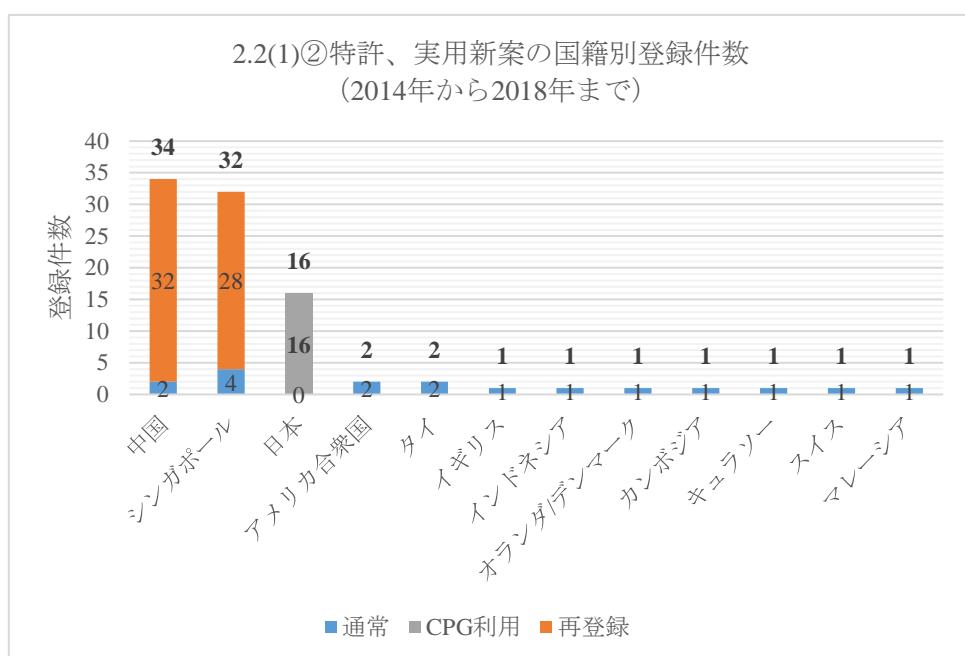
情報ソース : ASEAN PATENTSCOPE

図中、登録には、CPG 申請を行って登録となった案件が含まれている。カンボジアにおいては、特許出願は 2015 年に初めて 1 件登録となった。2016 年以降は特許出願の登録件数は平均 10 件程度である。実用新案登録出願は 2018 年に初めて 3 件の登録があった。MIH でのヒアリングによれば、特許・実用新案の審査に当たる審査官は 5 名。この 5 名の審査官が審査だけでなく提出書類のスキャン作業やデータ化を自ら行っている。審査が終わり登録となったものは特許データベースに公開され、月単位で更新されている。年間平均 65 件程度出願があることを考慮すれば、この登録されているもの以外の 50 件程度がバグログとして残っていることになる。ただ、下記③で説明するように CPG 申請を行った案件については、優先的に登録手続が進んでいるようであるので、対応日本特許が存在するが CPG 申請を行っていない出願については CPG 申請を行うことが好ましい。なお、上記の件数を見ると登録件数は少ないようと思われるが、これ以外に③で説明する再登録による登録があることから、全体としては登録件数が増えていることになる。

②特許、実用新案の国籍別登録件数

以下の図 2.2(1)②に、2014 年から 2018 年に出願された特許、実用新案登録出願の登録件数及び再登録により登録された登録件数の合計を出願人の国籍別に示す。図中、登録件数には、特許、実用新案登録出願（通常出願）を行い登録となったものの登録件数を青、シンガポールとの再登録及び中国との再登録の登録件数をオレンジで示すと共に、CPG 申請を行った特許出願の登録件数をグレーで示している。

なお、欧州特許の認証（Validation）を利用した出願の登録件数については、案件情報がないため本図 2.2(1)②には含まれていない。

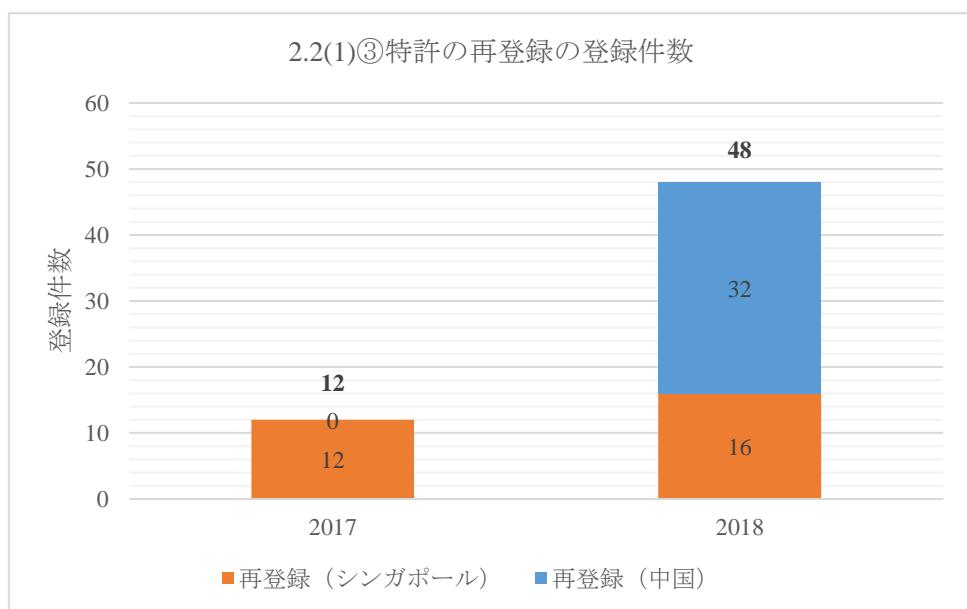


情報ソース : ASEAN PATENTSCOPE、MIH より取得した案件情報

特許、実用新案の国籍別登録件数は、再登録により登録されている件数を含めると、中国とシンガポールの 2 か国が 3 位の日本の約 2 倍の登録件数となっている。シンガポール及び中国との再登録を除く通常の特許出願が登録となった登録件数で見ると、日本の登録件数が最多となるが、これは 2016 年 7 月より CPG 制度が導入されたため早期審査申請が可能になった影響と推察される。また、MIH へのヒアリングによれば、日本国籍の出願人による特許出願で登録になっているものは全て CPG 申請を行った出願ということであった。再登録を除く通常の出願であれば、上記のバグログ発生の可能性から言っても CPG 制度の利用価値は高いといえよう。また、登録の案件情報を見る限りでは、タイ、インドネシア、マレーシアからも出願、登録があるようであった。

③特許の再登録の登録件数

前述の通り、再登録制度としてはシンガポールとの再登録が 2016 年 7 月 25 日に開始されているが、MIH から入手できた登録情報は 2017 年からのものである。以下の図 2.1(1)②に、2017 年及び 2018 年の再登録の登録件数を年別に示す。図中、シンガポールとの再登録の登録件数をオレンジで、中国との再登録の登録件数を青で示す。



情報ソース : MIH より取得した案件情報

特許、実用新案のルート別登録件数は、2017 年のシンガポールとの再登録の登録件数は 12 件で同年のシンガポールとの再登録の申請件数の 13 件とほぼ同数となっている。2018 年はシンガポールとの再登録の登録件数は前年より 4 件増加し 16 件であり、中国との再登録の登録件数が 32 件で、同年のシンガポールとの再登録の登録件数の 2 倍の登録数である。中国との再登録は申請件数が 2018 年は 77 件であったことに鑑みれば、(再登録申請のタイミングもあるかと思われるが) 再登録の申請があってもすぐに登録にはなっていない案件もあるようである。

なお、欧州特許の認証（Validation）を利用しての登録件数については、案件情報がないため不明。

(2) 意匠の登録件数

意匠出願の年別登録件数

以下の図 2.2(2)に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願の 2014 年から 2018 年の各年に登録された登録件数を年別に示す。即ち、この図は 2014 年から 2018 年の各年に登録された全出願の件数を示すものではないことに留意。また、当該意匠出願には国際意匠登録出願を含まない。



情報ソース : Global Design Database、Design View

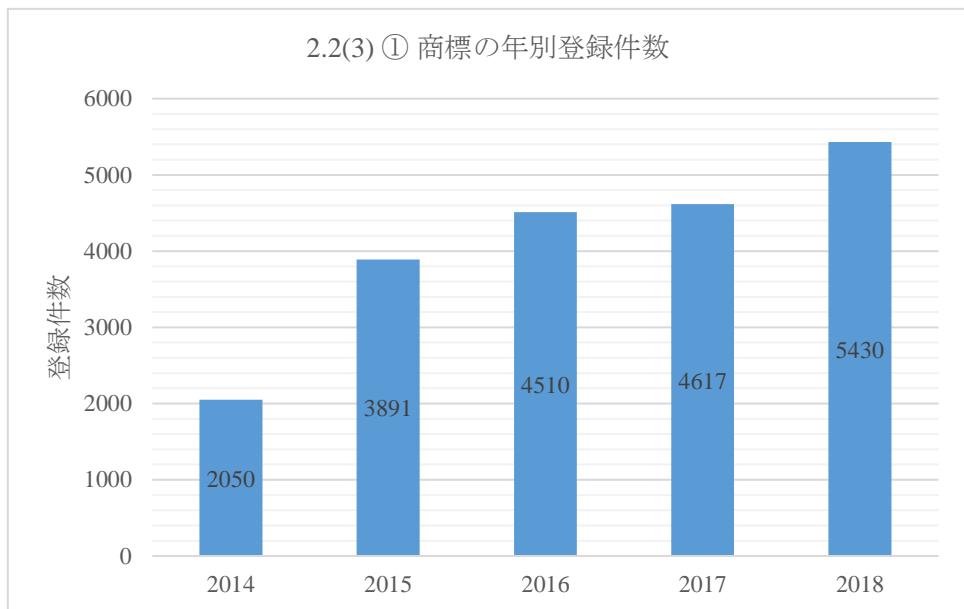
2014 年の意匠出願の登録件数については、2014 年に出願し登録されたものしか含まれない点注意が必要であるが、2017 年、2018 年はほぼ同じ 100 件程度の登録件数であり、これらの年の登録件数が MIH での現状の処理件数と考えられる。MIH でのヒアリングによれば、意匠の審査に当たる審査官は 4 名。特許・実用新案と同様にこの 4 名の審査官が審査だけでなく提出書類のスキャン作業やデータ化を自ら行っている。

2.1(2)①に示す出願件数に鑑みれば、少ない人数の審査官でバグログの発生を比較的抑えて処理がなされている。

(3) 商標の登録件数

①商標の年別登録件数

以下の図 2.2(3)①に 2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の 2014 年から 2018 年の各年に登録された登録件数を年別に示す。即ち、この図は 2014 年から 2018 年の各年に登録された全出願の件数を示すものではないことに留意。登録日は、カンボジアにおける登録日を意味する。

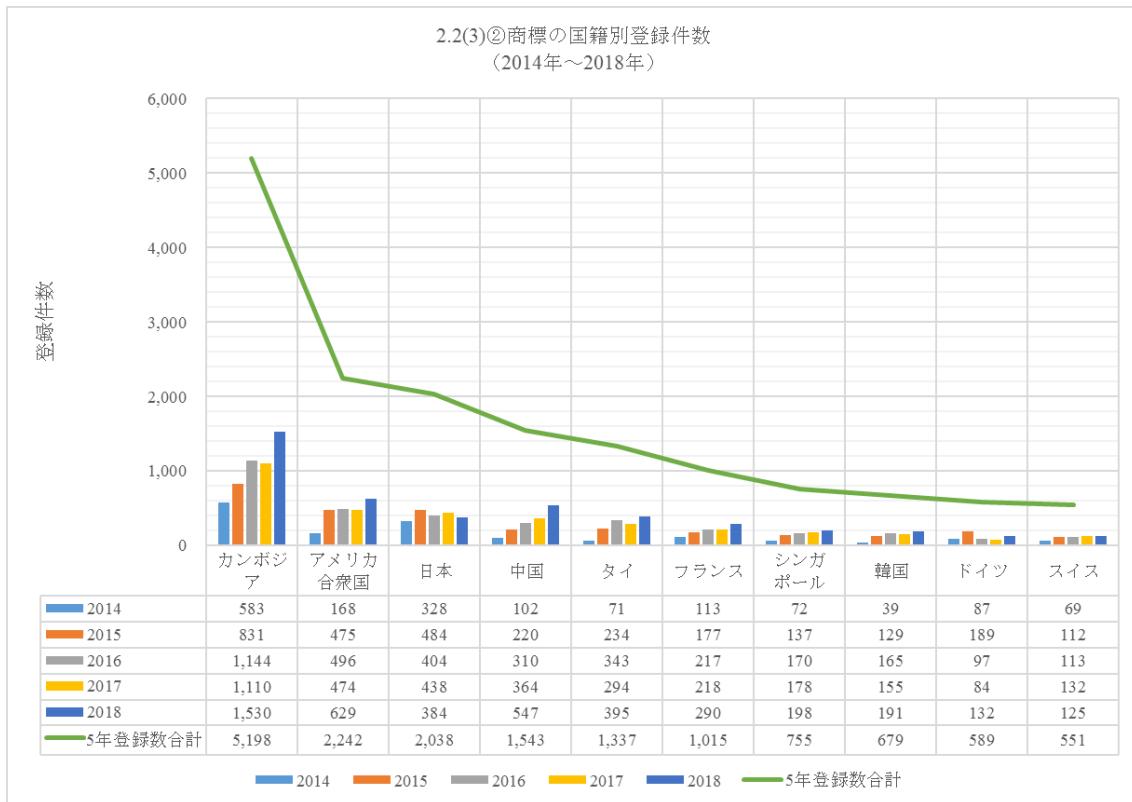


情報ソース : MOC より取得した案件情報

2014 年の商標出願の登録件数については、2014 年に出願し登録されたものしか含まれない点注意が必要であるが、全体としては商標の年別登録件数は毎年増加傾向にあり、2018 年は 5,430 件登録されている。特に 2017 年から 2018 年にかけては 4,617 件から 5,430 件と約 15% 増加している。MOC へのヒアリングによると、直接出願担当の商標審査官は 8 名、マドプロ担当の商標審査官が 5 名在籍している。審査官は、方式審査と実体審査（絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由）を行っている。年平均で審査官一人あたりは 420 件程度処理していることになる。なお、審査官とは別に情報担当者が 5 名常駐しており、Global Brand Database 等の他のデータベースへの情報提供、ウェブサイト、データベースのメンテナンスを行っているとのことであった。

②商標の国籍別登録件数

以下の図 2.2(3)②に 2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の 2014 年から 2018 年の各年に登録された登録件数を年別に示す。即ち、この図は 2014 年から 2018 年の各年に登録された全出願の件数を示すものではないことに留意。



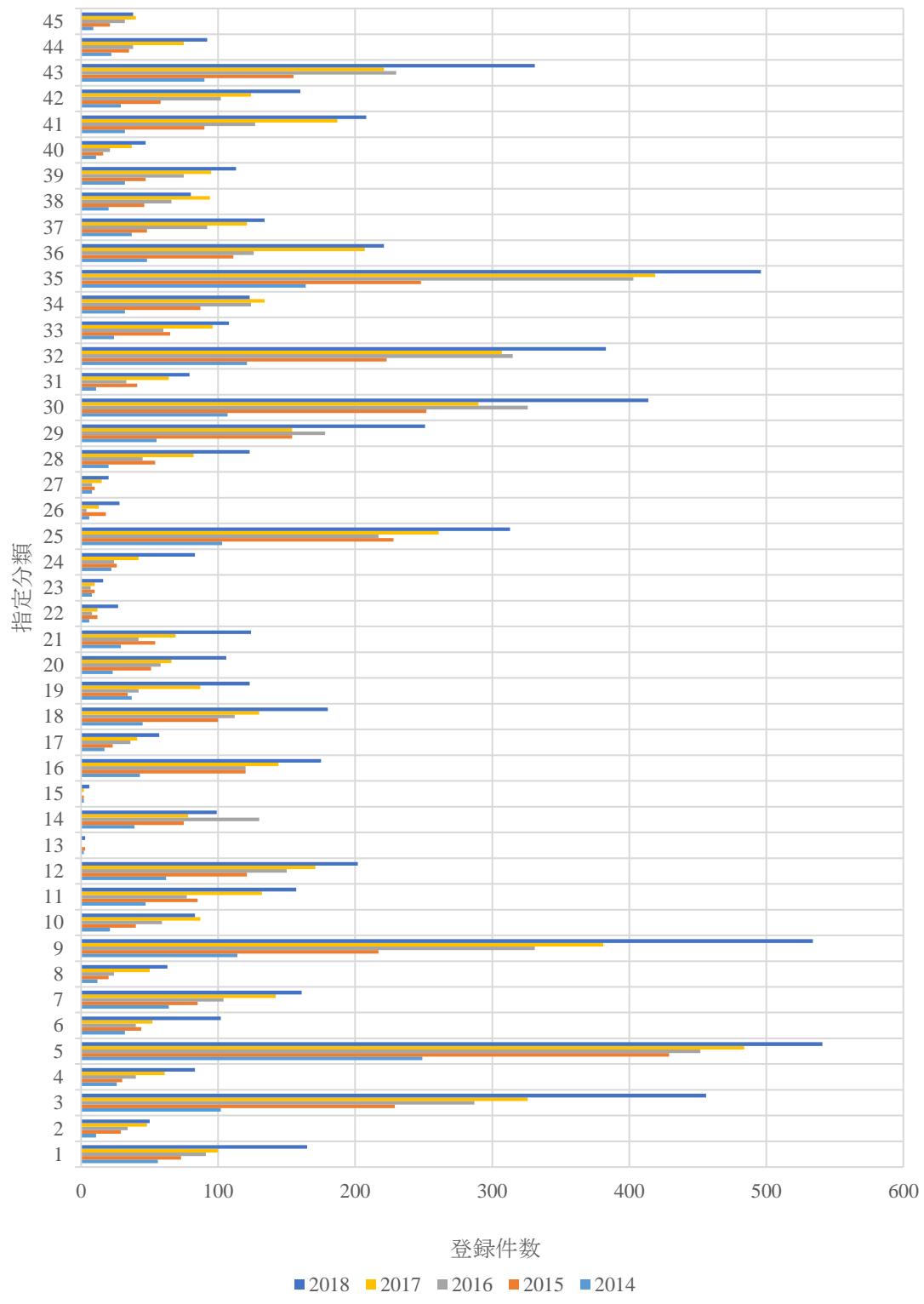
情報ソース : MOC より取得した案件情報

2014 年の商標出願の登録件数については、2014 年に出願し登録されたものしか含まれない点注意が必要であるが、商標の各年の国籍別登録件数は、出願件数と同様カンボジア国内の出願人による出願数が最多であるが、出願件数は次に中国、アメリカ合衆国、日本の順で続いたのに対し、登録件数ではアメリカ合衆国、日本、中国の順になっている。中国籍の出願人による出願件数が 2014 年は少なかったため登録件数も少なくなっているが、今後は中国籍の出願人の登録件数も出願数に応じて増えると考えられる。

③商標の分類別登録件数

以下の図 2.2.(3)③に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願を全体とし、これらのうち 2014 年から 2018 年に登録された登録件数の合計を分類別に示す。

2.2(3)③商標の分類別登録件数
(2014年から2018年まで)

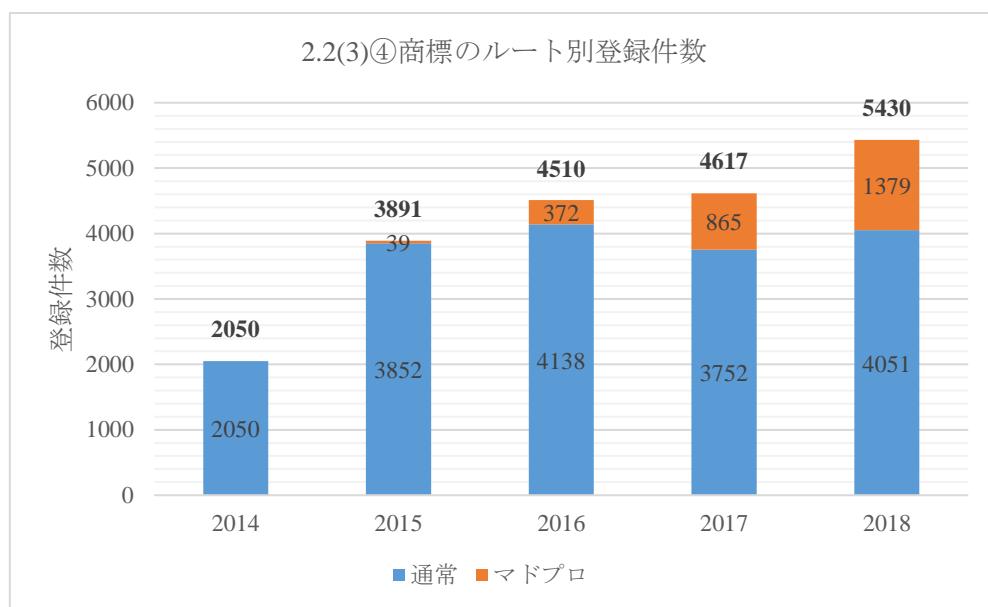


情報ソース : MOC より取得した案件情報

2014年の商標出願の登録件数については、2014年に出願し登録されたものしか含まれない点注意が必要であるが、商標の分類別登録件数は、分類別出願件数と同様、指定商品については国際分類第5類、9類、3類、30類の順で登録件数が多く、指定役務は第35類の登録が多い。登録件数の多い第5類、9類、3類、30類中、2018年の第9類、3類、30類は前年比約30%登録数が増加している。指定役務は第43類（飲食物の提供、一時宿泊施設の提供）の登録数が2018年からの前年比で33%増加している。

④商標のルート別登録件数

以下の図2.2(3)④に、2014年から2018年の各年に出願された商標出願の2014年から2018年の各年に登録された登録件数をルート別に示す。図中、青は通常出願の登録件数、オレンジは国際商標登録出願の登録件数を示す。



情報ソース：MOCより取得した案件情報

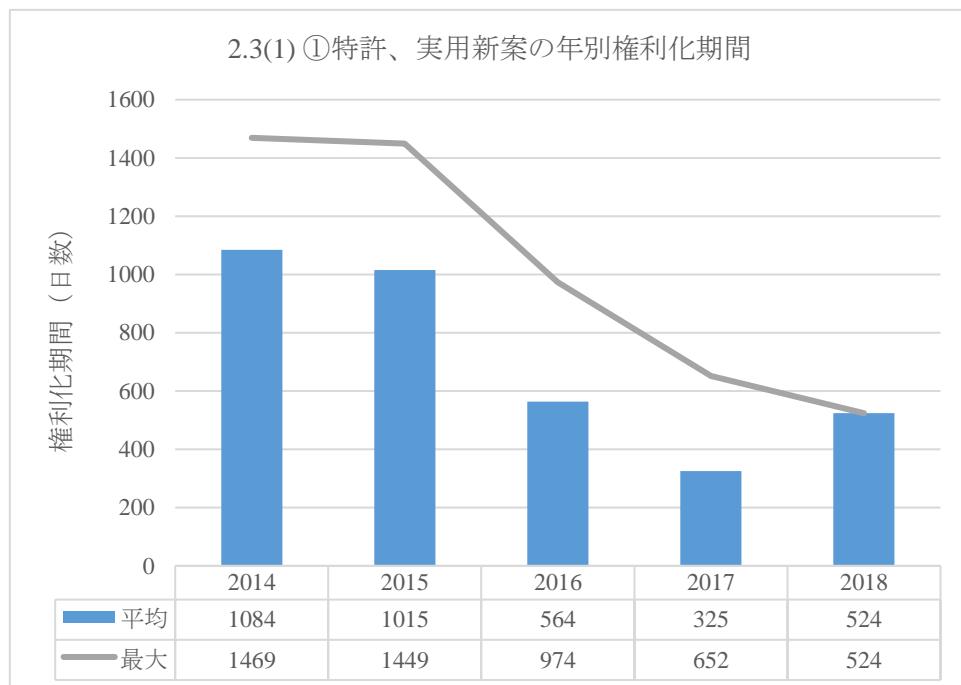
2014年の商標出願の登録件数については、2014年に出願し登録されたものしか含まれない点注意が必要であるが、商標のルート別登録件数は、上述（2.1(3)④）の通り2015年6月5日からマドプロでカンボジアを領域指定することができるようになったことから、2015年には39件登録があった。国際商標登録出願の登録件数は毎年増加しており、2017年からは約500件ずつ増加している。通常出願の登録件数については、2014年から2015年にかけては2,050件から3,852件と約47%増加しており、2015年以降は年間3,000件台後半から4,000件台となっている。

2. 3 知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の権利化期間

（1）特許、実用新案の権利化期間

①特許、実用新案の年別権利化期間

以下の図 2.3(1)①に、2014 年から 2018 年に出願された特許、実用新案登録出願の出願日から登録日までの期間（以下、権利化期間という。単位は日数）の各年の平均値を青で示す。また、参考のため各年における権利化期間の最大値をグレーで年別に示す。

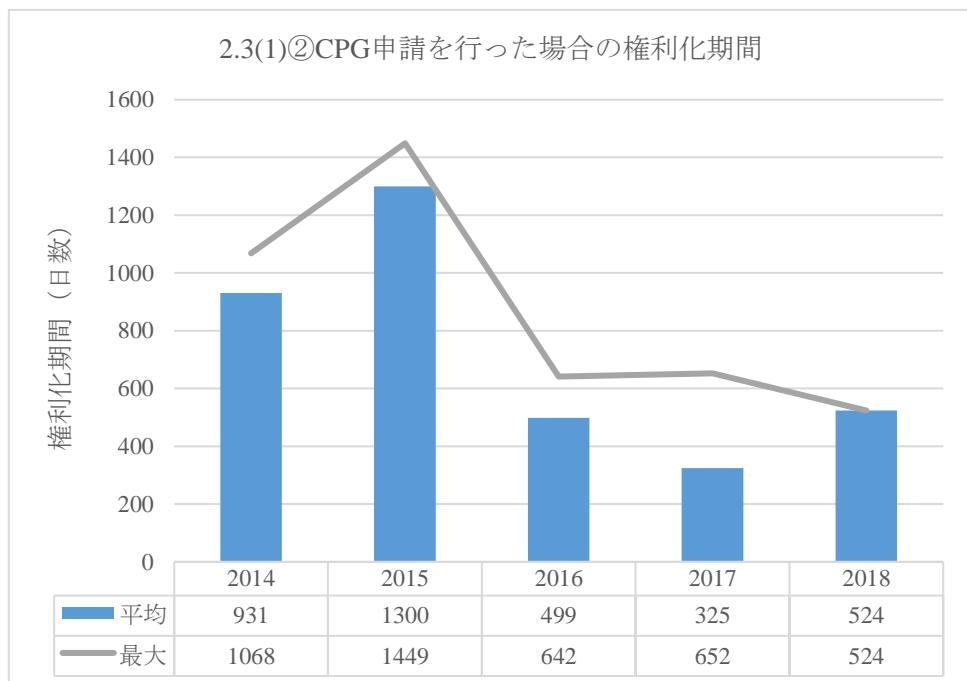


情報ソース : ASEAN PATENTSCOPE

特許、実用新案の各年の権利化期間の平均は、2014 年から 2017 年にかけて 1,084 日から 325 日まで短縮されたが、2018 年に 2016 年の平均値近くの 524 日まで戻っている。これは、CPG 制度が始まったことにより権利化期間が短くなったが、その後再登録制度が始まって再登録申請の処理により権利化期間がまた長くなっているものと推察する。権利化期間の最大値については、CPG 制度の導入から 2015 年以降減少しており、2018 年には 524 日となっている。なお、2018 年に出願され登録となっている出願は 1 件のみのため、平均値、最大値が同一の数値になっている。

②CPG 申請を行った場合による権利化期間

CPG 申請の権利化期間については、日本国籍の出願人による出願で登録されたものはすべて CPG 申請によるものであるとの MIH からの情報に基づいて、日本国籍の出願人に登録案件のみ年別に権利化期間を求めた。以下の図 2.3(1)②に、2014 年から 2018 年の各年に出願され、かつ CPG 申請を行った場合の特許出願の権利化期間の各年の平均値を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで示す。



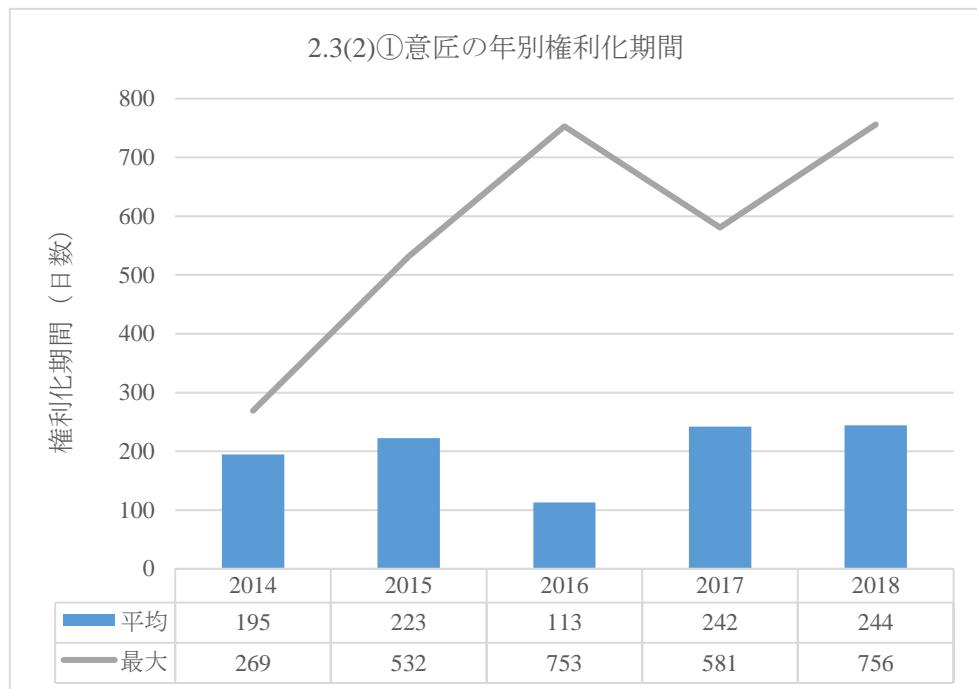
情報ソース : ASEAN PATENTSCOPE

前述 2.3(1)①特許、実用新案の年別権利化期間と比較すると、2014 年から 2018 年に出願された特許、実用新案登録出願のうち、ほとんどが CPG 申請をしていることから、2017 年、2018 年の CPG 申請を行った場合による権利化期間（以下「CPG 権利化期間」とする）は特許、実用新案の年別権利化期間と同一となっている。他方で、2014 年、2016 年の出願についての CPG 権利化期間は特許、実用新案の年別権利化期間より 100 日程度短くなっているが、2015 年については CPG 権利化期間が特許、実用新案の年別権利化期間より 300 日程度権利化期間が長い結果となった。

(2) 意匠の権利化期間

①意匠の年別権利化期間

以下の図 2.3(2)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願（国際意匠登録出願含まない）の各年の権利化期間の平均を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで示す。

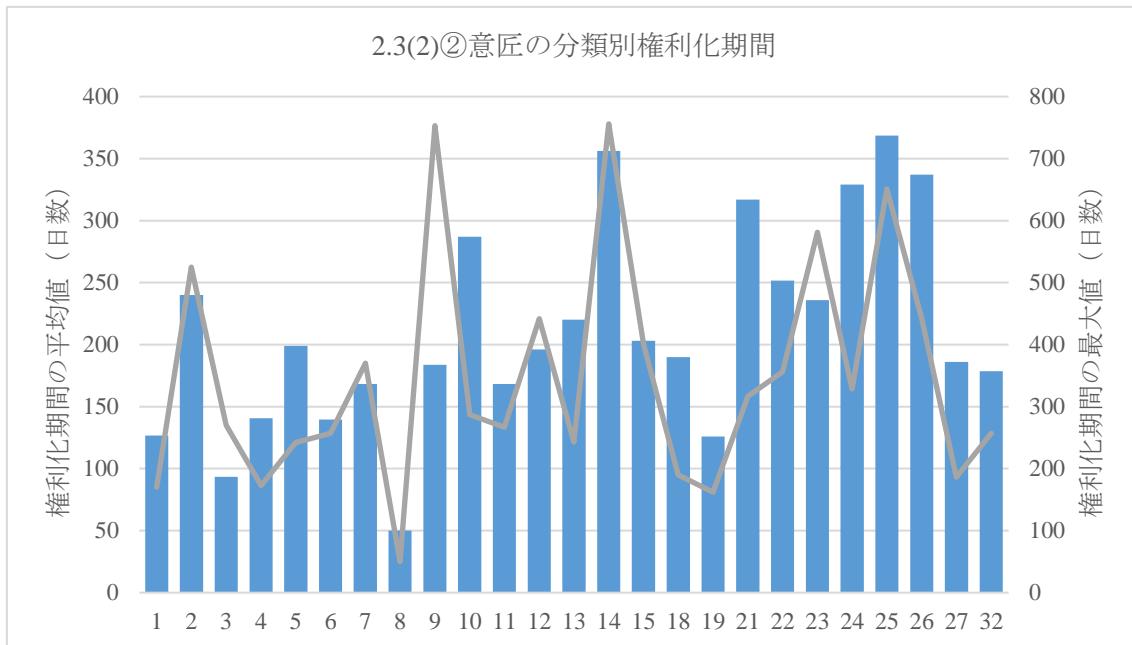


情報ソース : Global Design Database, Design View

意匠の年別権利化期間は、2016 年を除き 2014 年から 2018 年まで平均 200 日程度であるが、2017 年、2018 年については 240 日前後となっている。最大値については、2014 年の 269 日から 2018 年の 756 日とばらつきがあるが全体としては増加傾向にある。

②意匠の分類別権利化期間

以下の図 2.3(2)②に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願（国際意匠登録出願含まない）の分類別の権利化期間の平均を青で、また各年における権利化期間の最大値をグレーで分類別に示す。



情報ソース: *Global Design Database, Design View*

意匠の分類別権利化期間の平均値は、国際分類第 8 類、3 類、19 類の順で短い。権利化までの期間が長い分類は第 25 類、第 14 類、第 26 類（下記参考参照）である。

（参考）

※各分類の見出しが以下の通りである。

第 3 類 旅行用具、ケース、日傘及び身の回り品、他に該当しないもの

第 8 類 工具及び金物類

第 14 類 記録、通信又は情報検索の機器

第 19 類 文房具及び事務用機器、美術材料及び教材

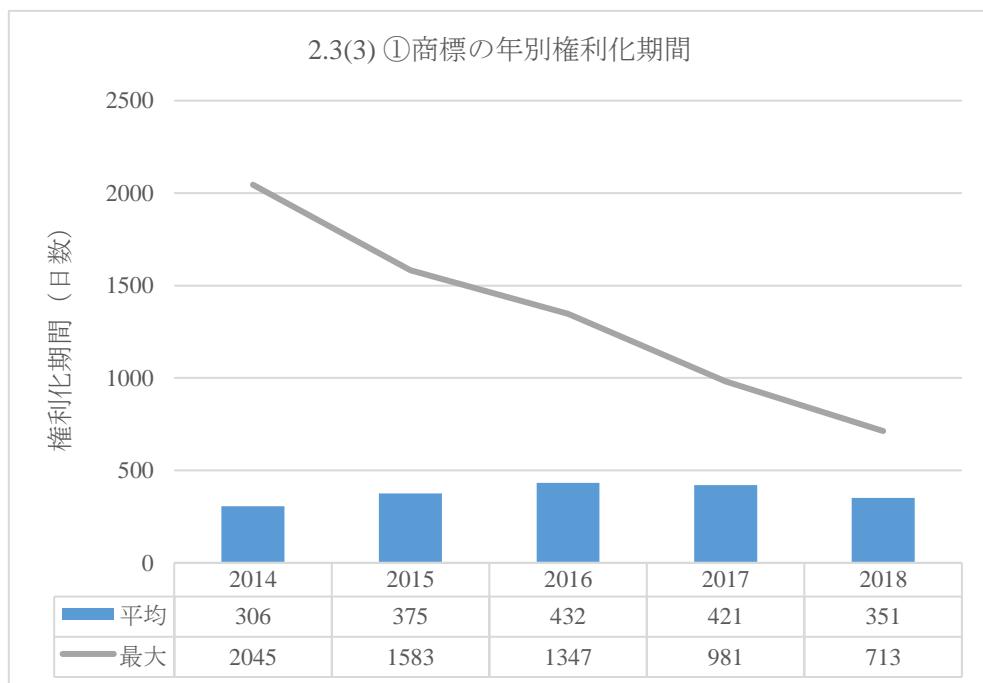
第 25 類 建築用ユニット及び建築部材

第 26 類 照明用機器

(3) 商標の年別権利化期間

①商標の年別権利化期間

以下の図 2.3(3)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願（国際商標登録出願含む）の権利化期間の平均を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで年別に示す。

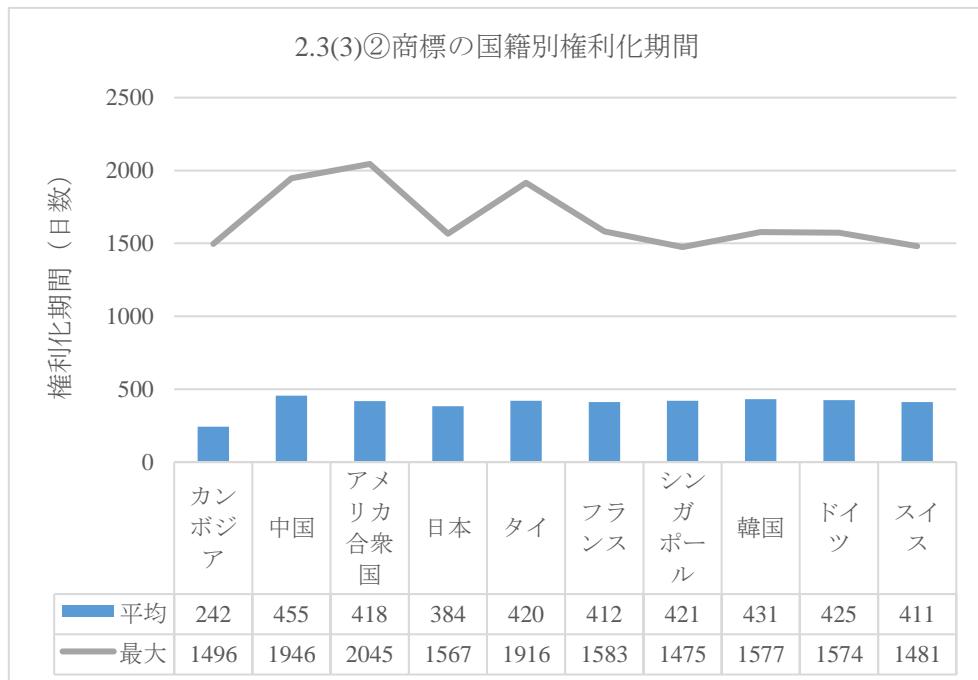


情報ソース：MOC より取得した案件情報

商標の年別権利化期間の平均は、2015 年から 2018 年までは 350 から 430 日程度になっている。最大値は、2018 年の出願についてはまだ登録となっていないものが存在するためまだ数値が小さいことを考慮しても、年々減少しており、2014 年から 2017 年までは 2,045 日から 981 日まで短縮されている。なお、MOC へのヒアリングによれば、権利化までに時間がかかる案件は、補正の過程で時間を要した案件であったり、出願時の提出書類に不足があつたりする案件の場合が多いとのことだった。

②商標の国籍別権利化期間

以下の図 2.3(3)②に、商標出願（国際商標登録出願含む）の、出願人国籍別の 2014 年から 2018 年を通じての権利化期間の平均を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで国籍別に示す。

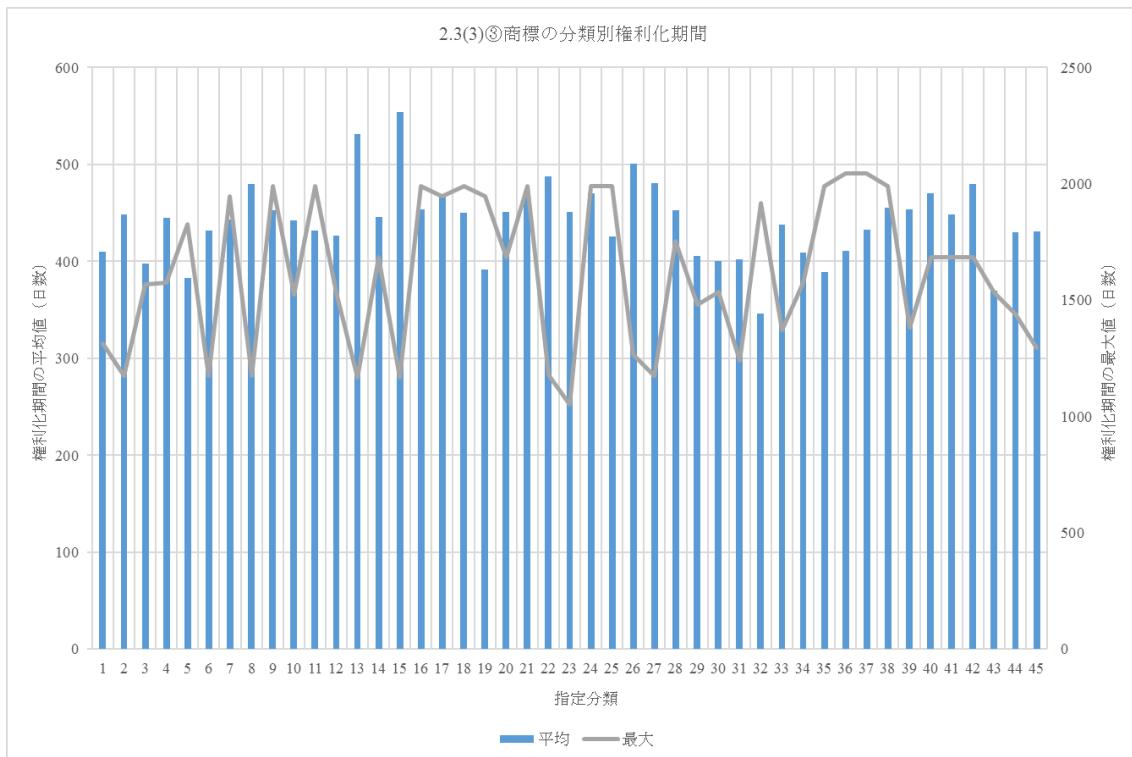


情報ソース : MOC より取得した案件情報

商標の国籍別権利化期間は、平均日数で見ると、カンボジア国内の出願人とその他の外国籍の出願人の出願とでは約 200 日の差があり、カンボジア国内の出願人の出願の方が外国籍の出願人より早く権利化されている。MOC へのヒアリングによれば、カンボジア国籍の出願人と外国籍の出願との委任状に関する要件の違いや代理人との応答の速さにより、カンボジア国籍の出願人のほうが権利化期間が短くなるとのことだった。最大値については国によってばらつきがあるが、概ね 1,600 日程度である。

③商標の分類別権利化期間

以下の図 2.3(3)③に、2014 年から 2018 年に出願された商標出願の分類別の権利化期間の平均を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで示す。なお、最大値については右側の第 2 軸で日数を示す。



情報ソース : MOC より取得した案件情報

商標の分類別権利化期間の平均は、全体的に特に変わらず、指定商品については国際分類第 32 類、第 5 類、第 19 類、第 3 類の順で短く 400 日を切っている。他方で、第 13 類、第 15 類については 500 日を超えており、指定役務については、第 43 類、第 35 類（下記参考参照）の順で短く、これらも 400 日を切っている。

最大値についてはぶれが発生しており、第 36 類、第 37 類では 2,000 日を超えるものがあった。

（参考）

※各分類の見出しが以下の通りである。

- ・第 3 類

「化粧品、せっけん類及び歯磨き（医療用のものを除く。）；歯磨き（医療用のものを除く。）；香料類、薰料及び香水類、精油；漂白剤その他の洗濯に用いる物質；洗浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤」

- ・第 5 類

「医療用薬剤、医療用剤及び獣医科用剤；医療用の衛生剤；食餌療法用食品・飲料・薬剤（獣医科用のものを含む。）、乳児用食品；人用栄養補助食品・動物用の栄養補助用飼料添加物（薬剤に属するものを除く。）；膏薬、包帯類；歯科用充てん材料、歯科用ワックス；消毒剤；有害動物駆除剤；殺菌剤、除草剤」

・第19類

「建築用及び構築用の専用材料（金属製のものを除く。）；建築用の硬質管（金属製のものを除く。）；アスファルト、ピッチ、タル及び瀝青；運搬可能な建築物（金属製のものを除く。）；金属製でないモニュメント」

・第32類

「ビール；アルコール分を含まない飲料；ミネラルウォーター、炭酸水；果実飲料；シロップ及びその他の飲料製造用調製品（アルコール分を含まないもの）」

・第35類

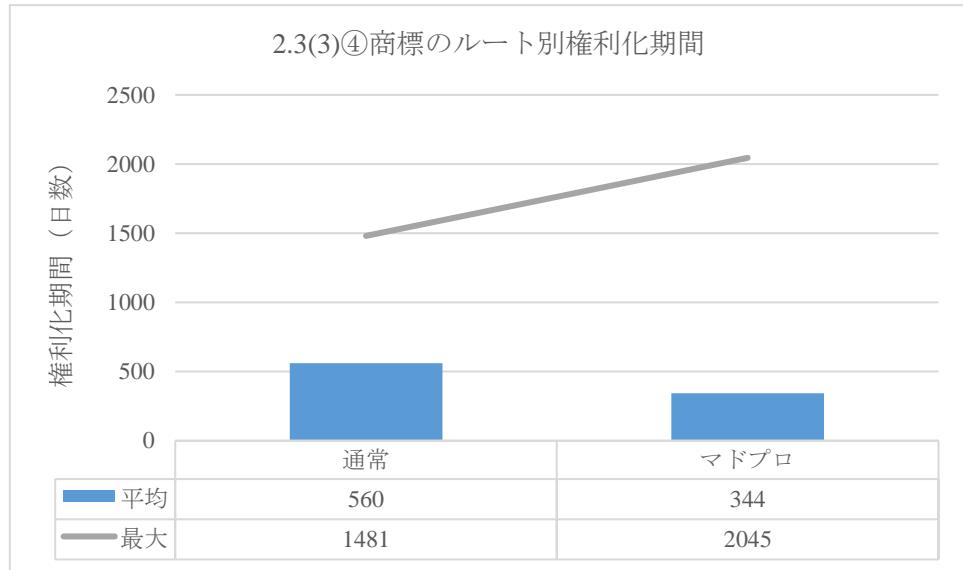
「広告；事業の管理；事業の運営；事務処理」

・第43類

「飲食物の提供；一時宿泊施設の提供」

④商標のルート別権利化期間

以下の図2.3(3)④に、2014年から2018年に出願された各商標出願の権利化期間の平均値及び各年における権利化期間の最大値をルート別に示す。図中、青は平均値を、グレーは最大値を示す。



情報ソース：MOC より取得した案件情報

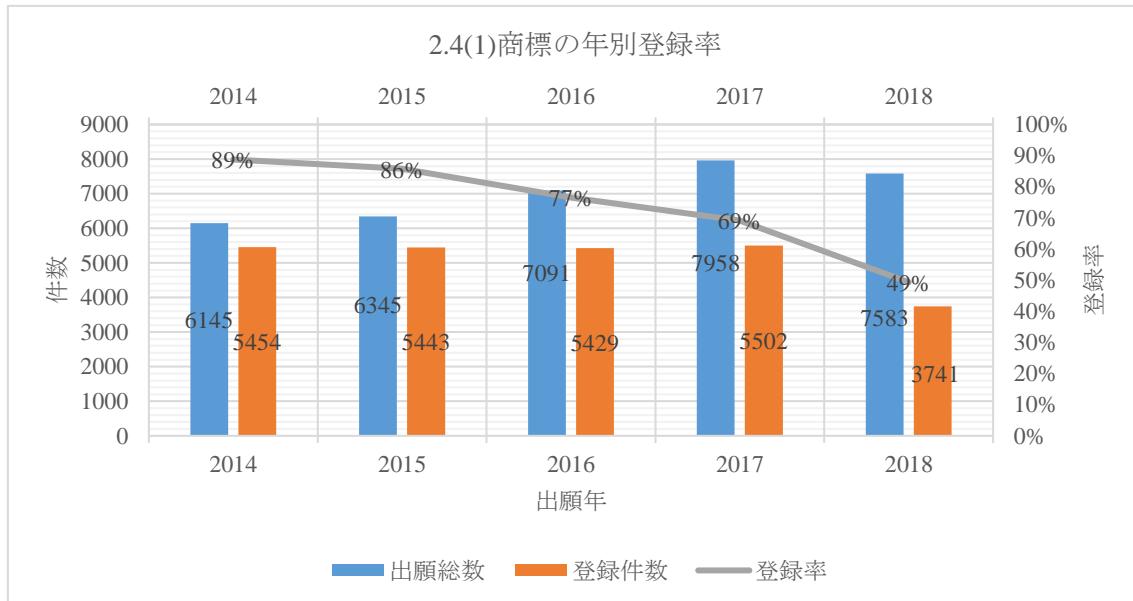
商標のルート別権利化期間の平均値は、通常出願が560日、国際商標登録出願が344日で、マドプロ出願は約7ヵ月権利化期間が短い。他方で、最大値については国際商

標登録出願のほうが 600 日程度長くかかっていた。

2. 4 知的財産権（商標のみ）の登録率

（1）商標の年別登録率

以下の図 2.4(1)に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の登録率を年別に示す。



情報ソース : MOC より取得した案件情報

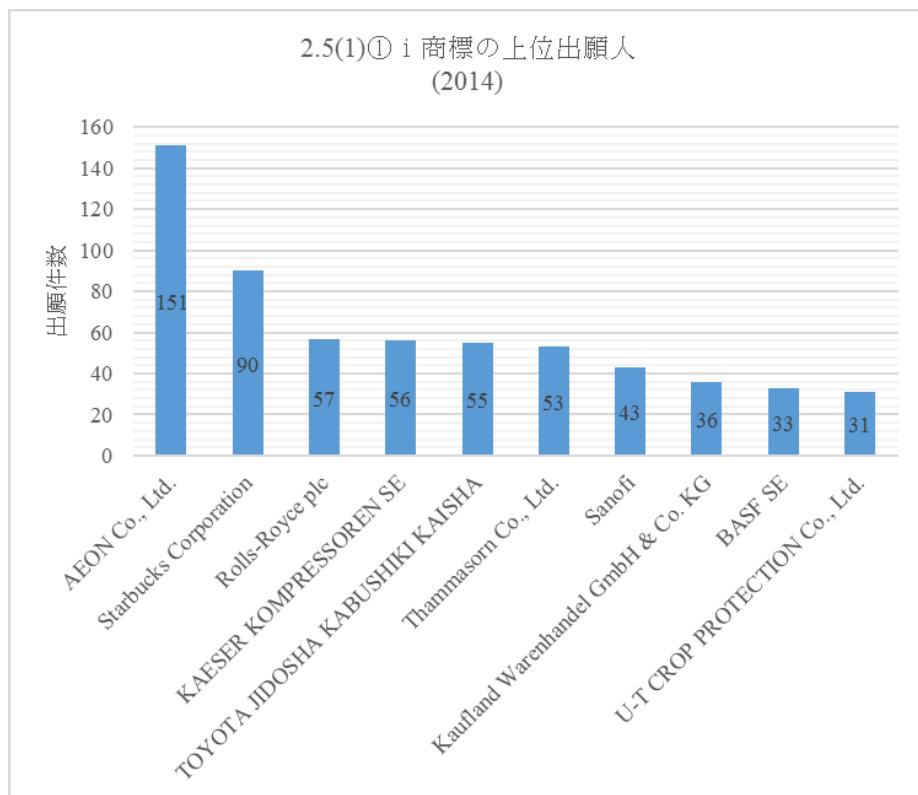
商標の各年の登録率は、2014 年及び 2015 年は 85% を超えている。2016 年からは前年比 10% ほどから年々下がっているように見えるが、ペンドィング件数が 2014 年 691 件、2015 年 902 件、2016 年 1,662 件、2017 年 2,456 件、2018 年 3,842 件あり、今後登録率は上がると推察される。2014 年の出願案件は出願全 6,145 件中 145 件が拒絶になっている。2015 年出願案件は出願全 6,345 件中 128 件、2016 年出願案件は出願全 7,091 件中 60 件、2017 年出願案件は出願全 7,958 件中 42 件、2018 年出願案件は出願全 7,583 件中 14 件が拒絶になっているが、これらは確定していないものを含んでいる。

2. 5 知的財産権（商標のみ）の上位出願人リスト

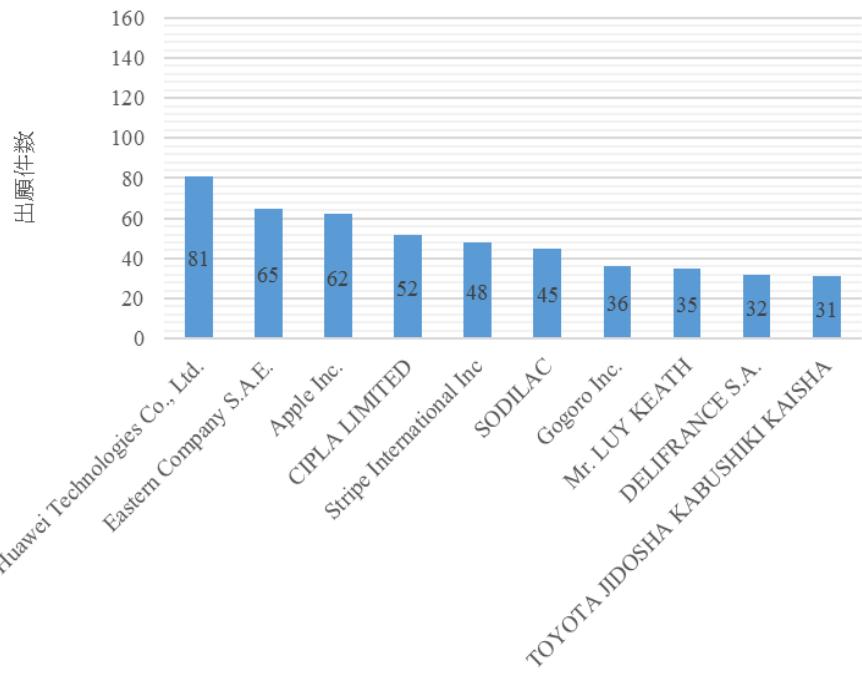
(1) 商標の上位出願人リスト

①商標の年別上位出願人リスト

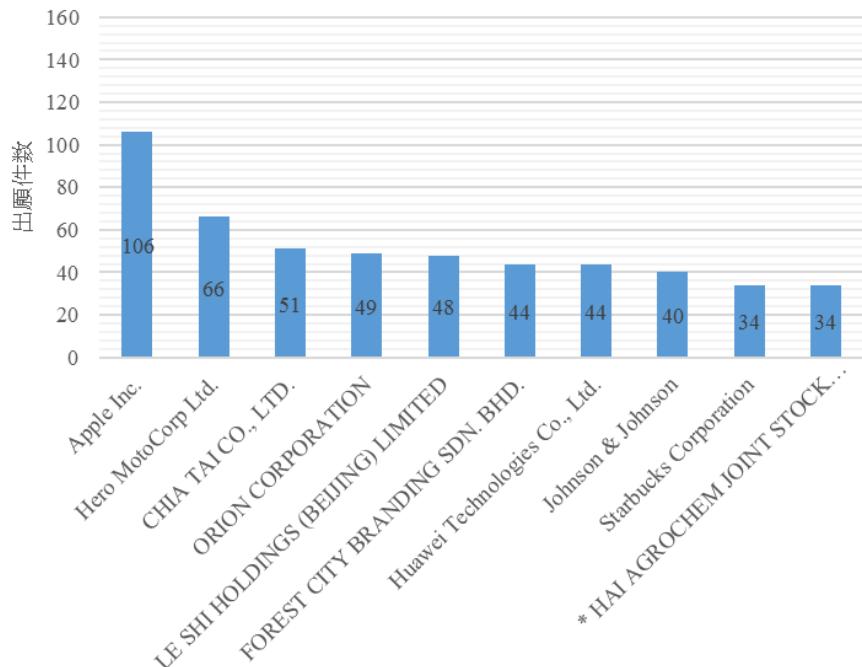
以下の図 2.5(1)① i から v に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の上位出願人リストの上位 1 位から順に出願件数を示す。



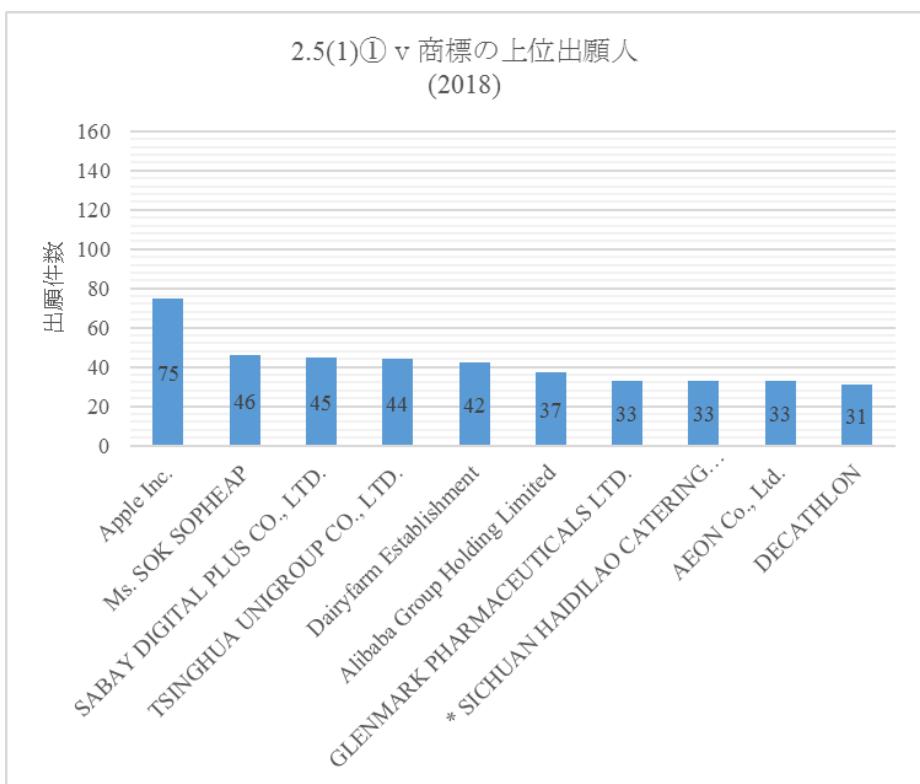
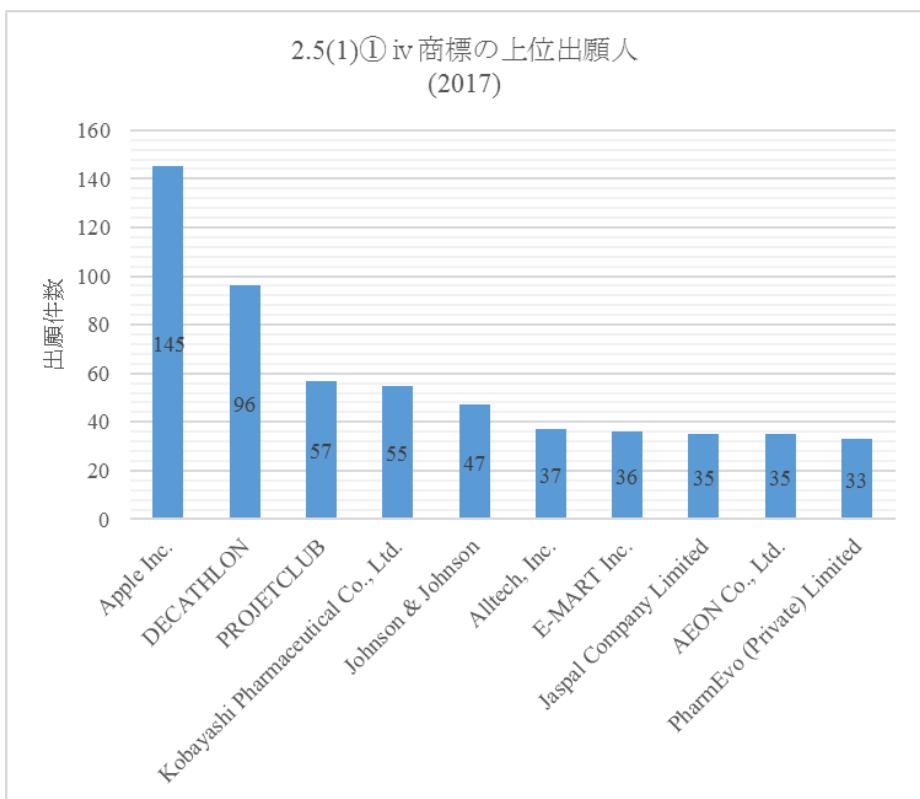
2.5(1)① ii 商標の上位出願人
(2015)



2.5(1)① iii 商標の上位出願人
(2016)



* HAI AGROCHEM JOINT STOCK COMPANY



* SICHUAN HAIDILAO CATERING COMPANY LIMITED

情報ソース : MOC より取得した案件情報

商標の各年の上位出願人は、2014年は1位がAEON Co., Ltd.（151件）、2位がStarbucks Corporation（90件）、3位がRolls-Royce plc（57件）である。

2015年は1位がHuawei Technologies Co., Ltd.（81件）、2位がEastern Company S.A.E（65件）、3位がApple Inc.（62件）である。

2016年は1位がApple Inc.（106件）、2位がHero MotoCorp Ltd.（66件）、3位がCHIA TAI CO., LTD.（51件）である。

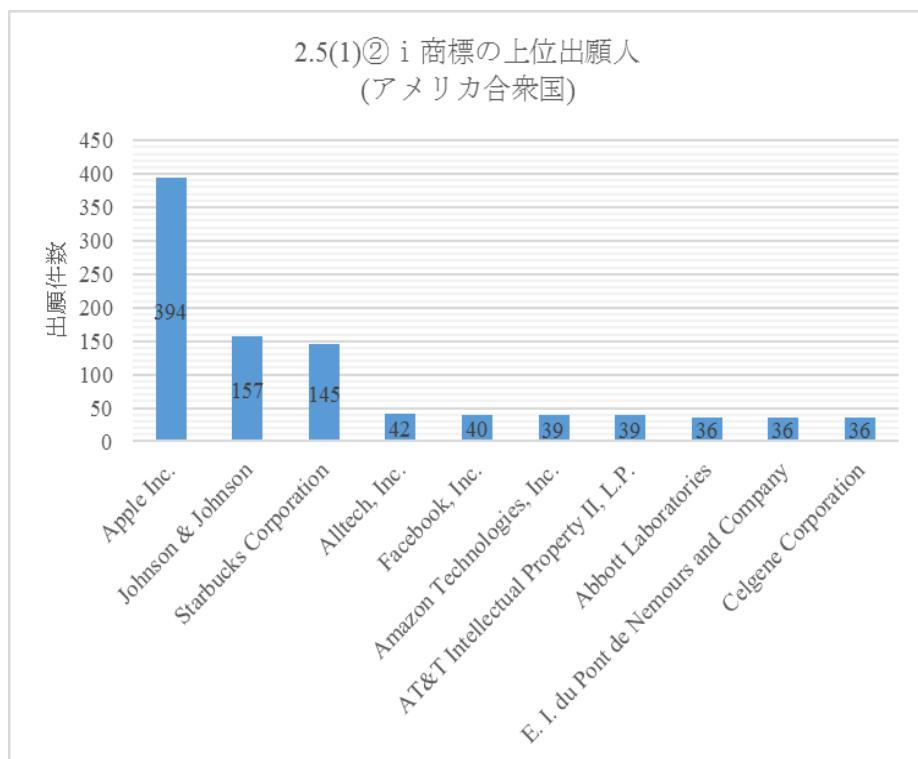
2017年は1位がApple Inc.（145件）、2位がDECATHLON（96件）、3位がPROJETCLUB（57件）である。

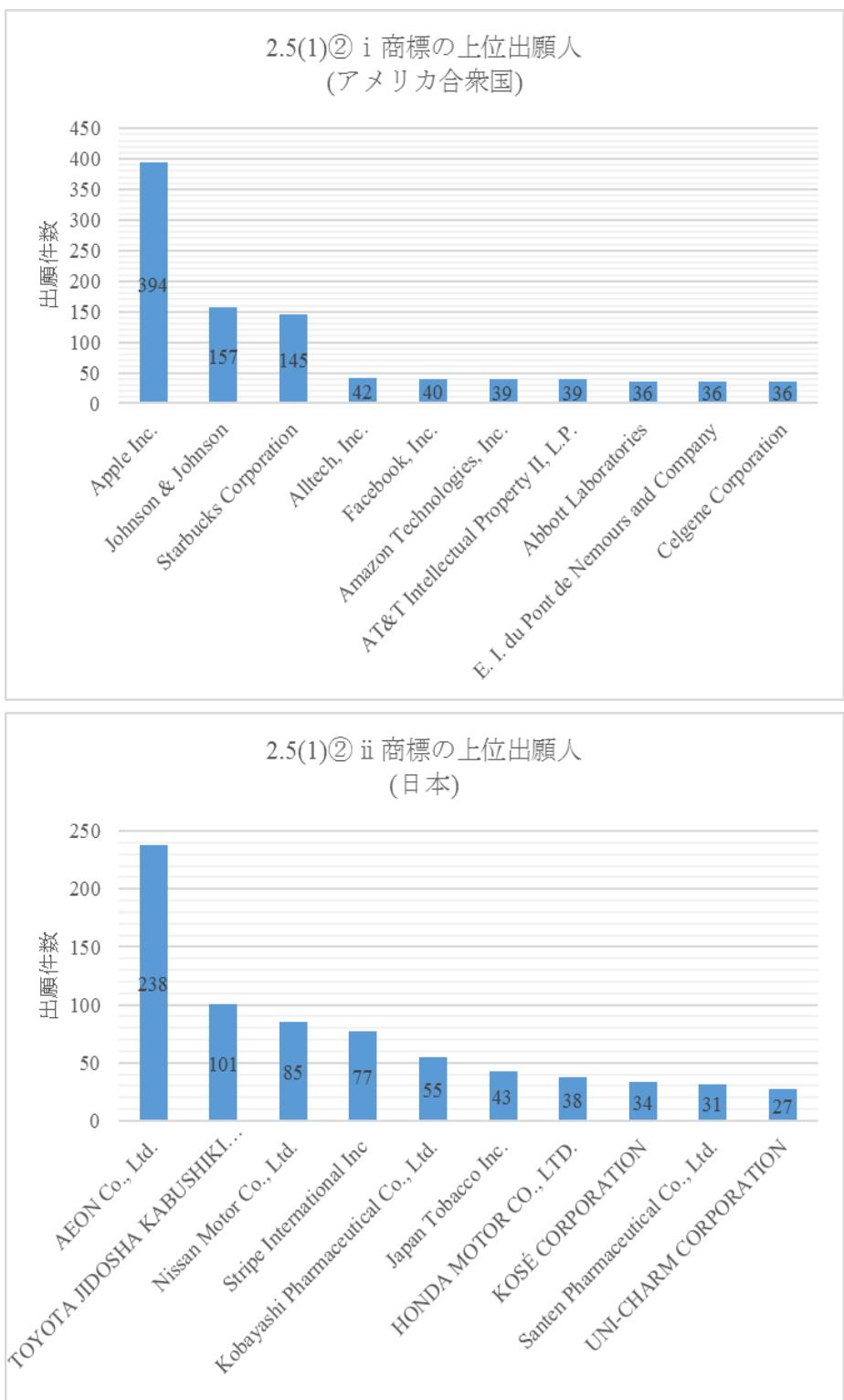
2018年は1位がApple Inc.（75件）、2位がMs. SOK SOPHEAP（46件）、3位がSABAY DIGITAL PLUS CO., LTD.（45件）である。前年の2017年と比べ、Apple Inc.の出願件数は70件減少している。また、2018年は個人の出願人（Ms. SOK SOPHEAP, カンボジア）が2位となっている。

全体的に、出願件数の多い出願人はApple Inc等の外国籍の出願人であるが、カンボジアの個人出願人も多い。また、後に3章でも説明するラオスにおける商標の上位出願人も、やはりApple Inc. Huawei Technologies Co., Ltd.等であり、同様の年に出願件数の増加が見られた。

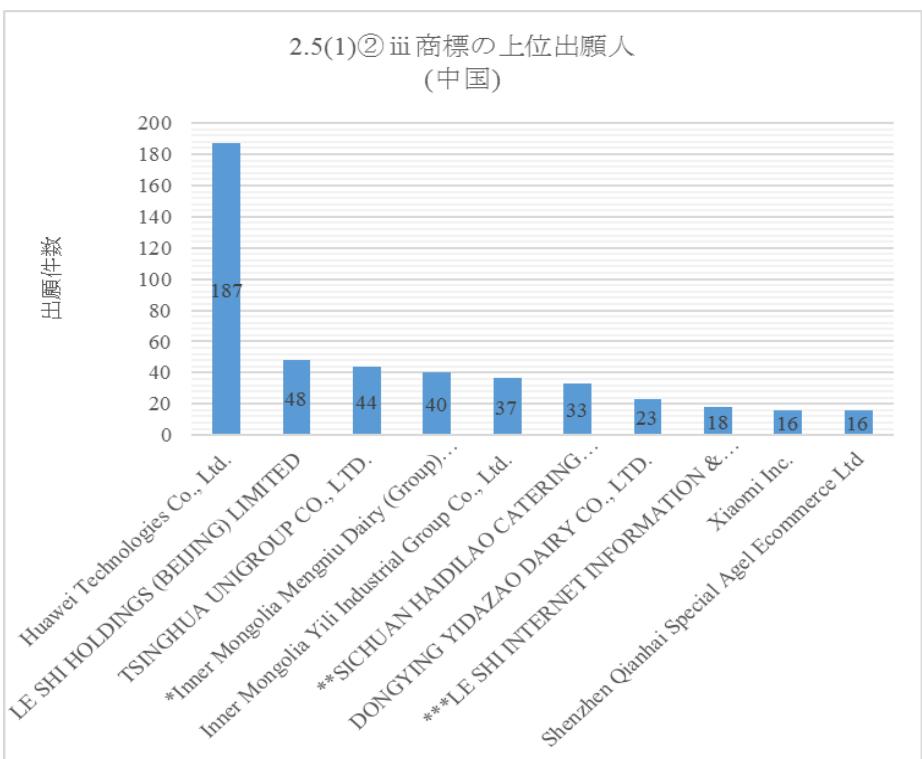
②商標の国籍別上位出願人リスト

以下の図2.5(1)②iからvに、出願件数の多い出願人国籍において、その中で出願件数の多い上位出願人の2014年から2018年の商標出願の合計出願件数を一位から順に示す。





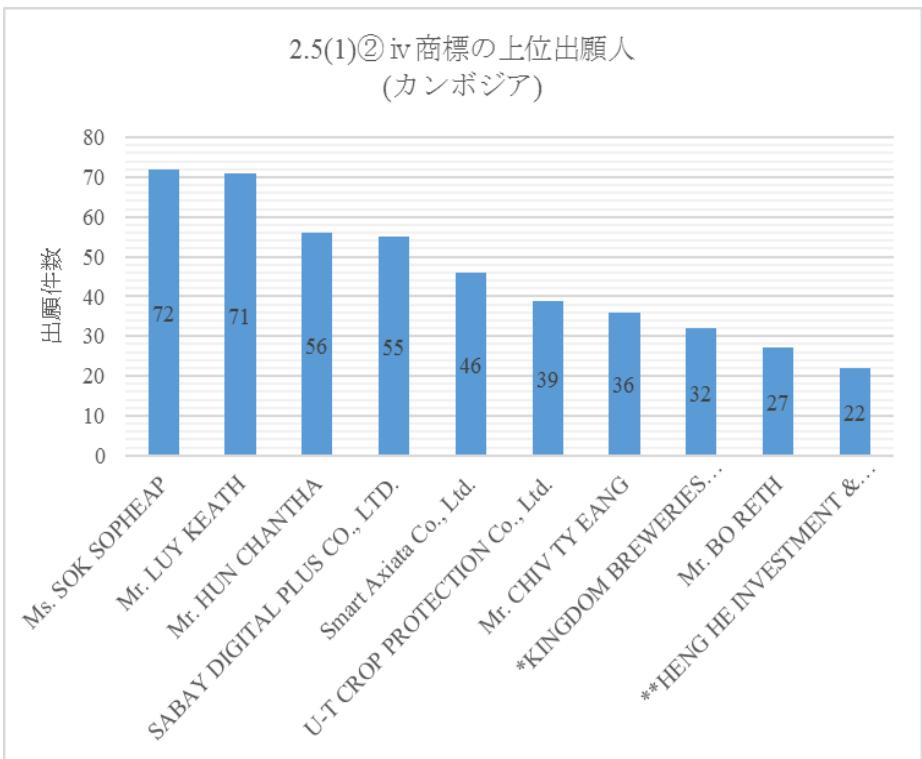
* TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA



*Inner Mongolia Mengniu Dairy (Group) Company Limited

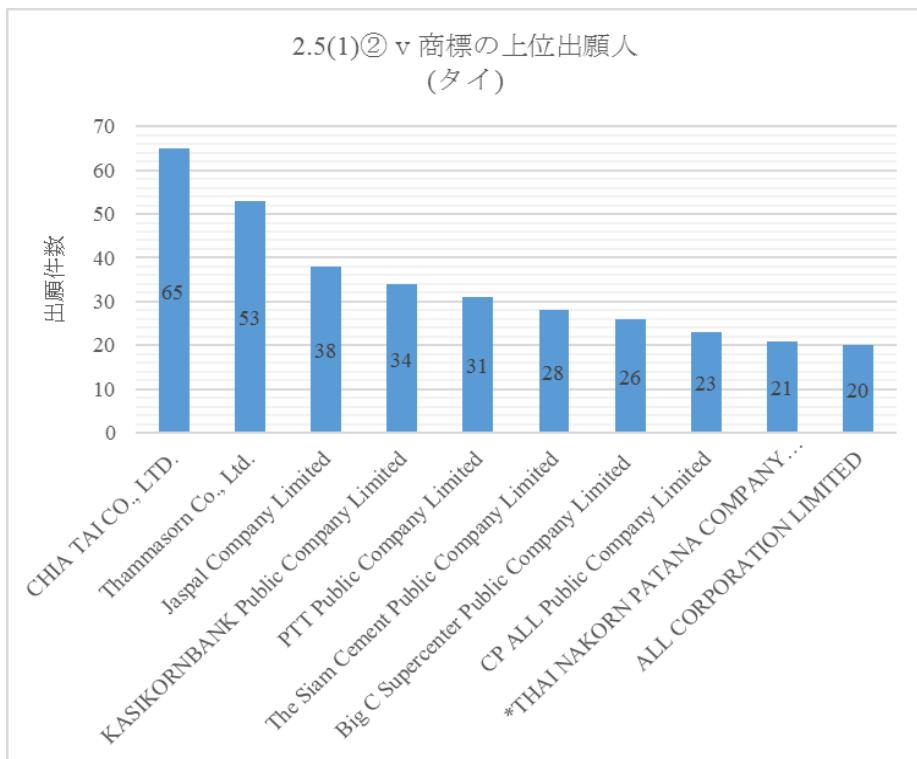
**SICHUAN HAIDLAO CATERING COMPANY LIMITED

***LE SHI INTERNET INFORMATION & TECHNOLOGY (BEIJING) CORPORATION



*KINGDOM BREWERIES (CAMBODIA) LIMITED

**HENG HE INVESTMENT & DEVELOPMENT GROUP (CAMBODIA) CO. LTD.



*THAI NAKORN PATANA COMPANY LIMITED

情報ソース : MOC より取得した案件情報

商標の国籍別の上位出願人は、アメリカ合衆国は 1 位が Apple Inc. (394 件) 2 位が Johnson & Johnson (157 件)、3 位が Starbucks Corporation (145 件) で 4 位の Alltech, Inc. (42 件) 以下は 50 件を下回る出願件数である。また、Apple Inc.、Facebook, Inc.、Amazon Technologies, Inc.など、情報通信系の出願人が上位に入っている。

日本は 1 位が AEON Co., Ltd. (238 件) 2 位が TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (101 件)、3 位が Nissan Motor Co., Ltd. (85 件) である。また、TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA、Nissan Motor Co., Ltd.、Stripe International Inc など、輸送用機械を含む製造系の出願人が上位に入っている。

中国は 1 位が Huawei Technologies Co., Ltd. (187 件) 2 位が LE SHI HOLDINGS (BEIJING) LIMITED (48 件)、3 位が TSINGHUA UNIGROUP CO., LTD. (44 件) で 2 位以下は 50 件を下回る出願件数である。

カンボジアは 1 位が Ms. SOK SOPHEAP (72 件) 2 位が Mr. LUY KEATH (71 件)、3 位が Mr. LUY KEATH (56 件) で、1 位から 3 位まで個人の出願人が入っている。また、10 位以内を見ても上位 10 出願人のうち 5 出願人が個人の出願人である。

タイは 1 位が CHIA TAI CO., LTD. (65 件) 2 位が Thammasorn Co., Ltd. (53 件)、3 位が Jaspal Company Limited (38 件) である。1 位の CHIA TAI CO., LTD. (農業) と 8 位の CP ALL Public Company Limited (コンビニエンスストア事業) はどちらもタイの CP グループ (Charoen Pokphand Group Co., Ltd.) の子会社である。

第3章 ラオス

1. 調査方法

1. 1 特許及び小特許に関する情報

ラオスの特許及び小特許に関する案件情報は、調査現時点では、以下3つのデータベースに収録されている。

- LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?1&lang=en>

- WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE :

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

- ASEAN PATENTSCOPE :

<http://ipsearch.ASEANip.org/wopublish-search/public/patents?1>

ラオスについては、カンボジアとは異なり、ラオス知財局が、特許、意匠、商標について独自のデータベースを有しており、これらの情報が公開されている。

特許に関して、これらのデータベースにおける案件情報として、年別の出願件数を取得したところ、各データベースから得られた出願件数は一致していなかった。小特許に関しても、これらのデータベースにおける案件情報として、年別の出願件数を取得したところ、各データベースから得られた出願件数は一致していなかった。

ラオス知財局へのヒアリングにおいて、LAOS IP DATABASE には全ての案件情報が登録されているかどうか確認したところ、LAOS IP DATABASE には案件情報のアップデートに遅れが生じることがあるとのことであった。即ち、ラオス知財局特許部では、部内の特許出願又は小特許出願の案件管理システムとして WIPO が提供する WIPO-IPAS (Industrial Property Automation System)¹⁰を利用しているが、この WIPO-IPAS と LAOS IP DATABASE との間ではデータの自動共有はされない。これにより、WIPO-IPAS のデータを LAOS IP DATABASE に共有するにあたり、遅れやデータ不備が発生しているとのことで、実際の案件情報と LAOS IP DATABASE に収録された案件情報とは一致していない。

¹⁰ WIPO (世界知的所有権機関) が開発、所有し、独力で IT システムを構築することが困難な新興国知財庁向けに無償で提供している工業所有権自動化システム。特許や商標のオンライン出願、 庁内での書類の電子的決裁や出願人への発送、公報の電子的発行などの機能がある。また、WIPO-IPAS は各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能を選択して導入することが可能であり、導入後も機能追加が可能などの柔軟性を持っている。日本国特許庁は、このシステム開発に日本から WIPO への任意拠出金を財源とした信託基金（WIPO ジャパンファンド）を通じて支援を行っている。（日本特許庁 Web サイト参照 URL:
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0205.pdf>）

このため、今般調査にあたっては、ラオス知財局特許部より出願情報に関するデータの提供を受け、それを基に統計情報の調査をおこなった。

1. 2 意匠に関する情報

ラオスの意匠に関する案件情報は、調査現時点では、以下4つのデータベースに収録されている。

- LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?1&lang=en>

- ASEAN DesignView:

<http://www.asean-designview.org/designview/welcome>

- DesignView:

<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome.html>

- WIPO IP PORTAL Global Design Database:

<https://www3.wipo.int/designdb/en/index.jsp>

意匠に関して、これらのデータベースにおける案件情報として、年別の出願件数を取得したところ、各データベースから得られた出願件数は全て一致していた。

ラオス知財局へのヒアリングでは、LAOS IP DATABASEとASEAN DesignViewとの間でデータの自動共有がされており、LAOS IP DATABASEの信頼性は高い。

このため、今般調査にあたっては、LAOS IP DATABASEに収録されている案件情報及を抽出し、それを基に統計情報の調査をおこなった。

1. 3 商標に関する情報

ラオスの商標に関する案件情報は、調査現時点では、以下4つのデータベースに収録されている。

- LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?1&lang=en>

- ASEAN TMview:

<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

- TM View:

<https://www.tmdn.org/tmview/welcome.html>

- WIPO IP PORTAL Global Brand Database:

<https://www3.wipo.int/branddb/en/index.jsp>

商標に関して、これらのデータベースにおける案件情報として、年別の出願件数を取得したところ、各データベースから得られた出願件数を LAOS IP DATABASE と ASEAN TMview とで比較すると、出願件数は完全に一致し、登録件数も 2017 年、2018 年にそれぞれ数件の差があるが、その他の数字は一致した。LAOS IP DATABASE と WIPO IP PORTAL Global Brand Database との比較では、出願件数は 2018 年に数件の差があるのを除いて一致し、登録件数については 2017 年、2018 年にそれぞれ数件の差があるが、その他の数字は一致した。

LAOS IP DATABASE と TM View との比較においては、TM Viewにおいては、マドリッド協定議定書（以下「マドプロ」とする）に基づく商標の国際登録出願¹¹のラオスを事後領域指定した案件に関し、出願日が事後指定日ではなく、国際出願日で、登録日はラオスにおける領域指定の保護が確定した日ではなく、国際登録日で検索されるという TM View 以外のデータベースとの違いがある。そのため、TM View 以外のデータベースとは検索される案件数が各年大きく異なる。例えば、ラオスは 2014 年にはマドプロ未加盟であるが、TM Viewにおいて 2014 年に出願された案件を検索した際に、「Trade mark offices」の項目で「WO WIPO (WIPO)」を選択すると、マドプロ経由国際商標登録出願の案件が 133 件検索される（2020 年 1 月時点）。これは、ラオスを事後領域指定した国際登録案件の内、国際出願日が 2014 年のものが検索されてくるためである。

ラオス知財局へのヒアリングでは、LAOS IP DATABASE と ASEAN TMview との間でデータの自動共有がされているとのことである。

このため、今般調査にあたっては、LAOS IP DATABASE に収録されている案件情報及び、一部項目については、TMView に収録されている案件情報を抽出し、それを基に統計情報の調査をおこなった。

¹¹ マドリッド協定議定書（及びマドリッド協定）に基づく商標の国際登録。各国で異なる手続や言語を経由しなくとも、国際事務局に国際登録をすることによって、それぞれの国に保護を求めることができる。マドプロはこの制度を定めた条約マドリッド・プロトコルの略称。ラオスは 2016 年 3 月 7 日から当該出願における領域指定が可能となっている。

（日本特許庁 Web サイト参照 URL:

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/madopro_beginner.html）

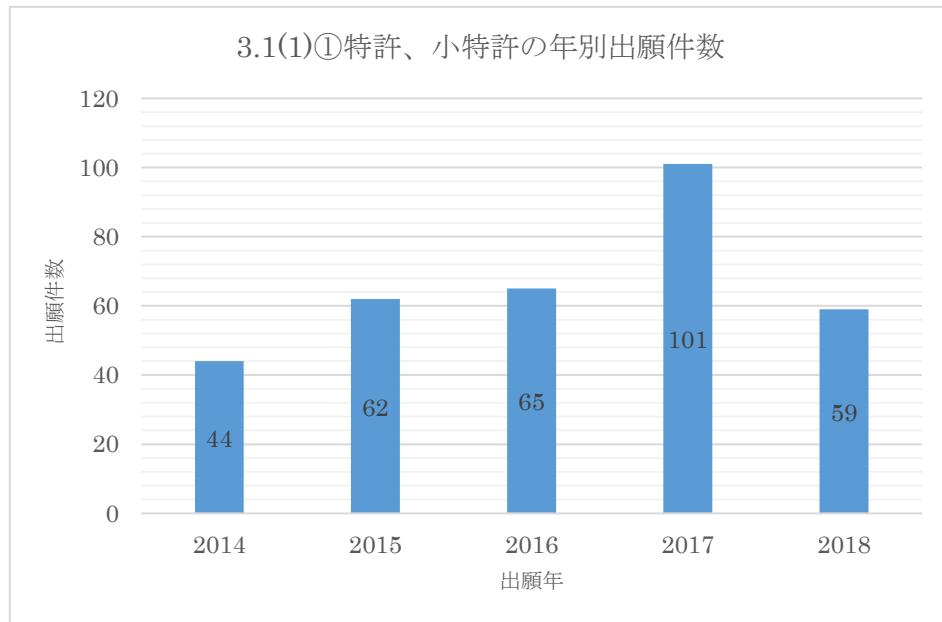
2. 統計情報

2. 1 知的財産権（特許、小特許、意匠、商標）の出願件数

（1）特許、小特許の出願件数

①特許、小特許の年別出願件数

以下の図 3.1(1)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された特許、小特許登録出願の合計出願件数を年別に示す。



情報ソース：ラオス知財局より取得した案件情報

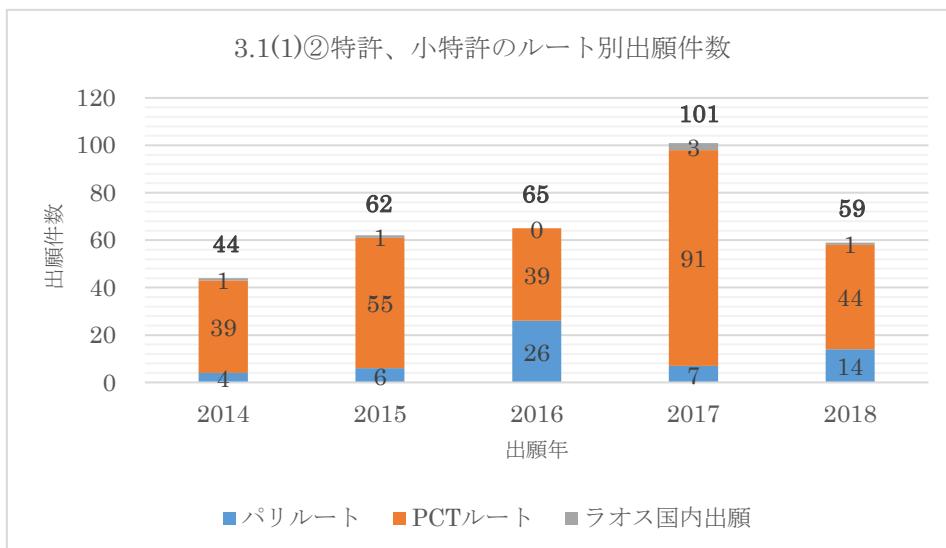
ラオス知財局より取得した案件情報では、特許出願と小特許出願とを区別して集計していくなかったため、特許、小特許それぞれの出願件数については不明である。

調査を行った 2014 年以降、毎年特許または小特許の出願がなされている。出願件数に関し、2014 年から 2018 年の 5 年間の出願件数は平均 62 件程度であるが、2017 年のみ出願件数は 101 件と他の年より多くなっている。

②特許、小特許のルート別出願件数

以下の図 3.1(1)②に、2014 年から 2018 年の各年に出願された特許、小特許出願の

出願件数における出願ルート（パリルート¹²、PCT ルート¹³、ラオス国内出願人の国内通常出願）別の出願件数を示す。図中、パリルートによる出願の出願件数を青で、PCT ルートによる出願の出願件数をオレンジで、ラオスに住所を持つ出願人の国内通常出願の出願件数をグレーで示している。なお、ラオス知財局より取得した案件情報では PCT 出願の場合に出願日が国内移行日であるのか国際出願日を意味するのかは不明である点留意。



情報ソース：ラオス知財局より取得した案件情報

2014 年から 2018 年の 5 年間における特許、小特許出願件数はパリルートによる出願が平均 11 件程度、PCT ルートによる出願が平均 54 件程度であり、2016 年のパリルートによる出願の割合が他の年に比べ多くなっているものの、PCT ルートによる出願が各年約 60%～90% を占めている。ラオスにおける特許、小特許出願においては、ラオス語に翻訳さ

¹² パリ条約に基づく各国への直接出願であり、基礎出願の出願日から 12 か月以内にパリ条約に加盟する同盟国で出願することで、基礎出願の出願日を優先権主張できる。ラオスは 1998 年にパリ条約に加盟している。（日本特許庁 Web サイト参照 URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/paris/patent/index.html>）

¹³ 特許協力条約（Patent Cooperation Treaty, PCT）に基づく国際出願であり、ひとつの出願書を条約に従って提出することによって、PCT 加盟国であるすべての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度。国内段階移行期限は優先日から 30 ヶ月以内である。ラオスの PCT 加盟は 2006 年 6 月 14 日から発効となっている。

（日本特許庁 Web サイト参照 URL : <https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/index.html>）

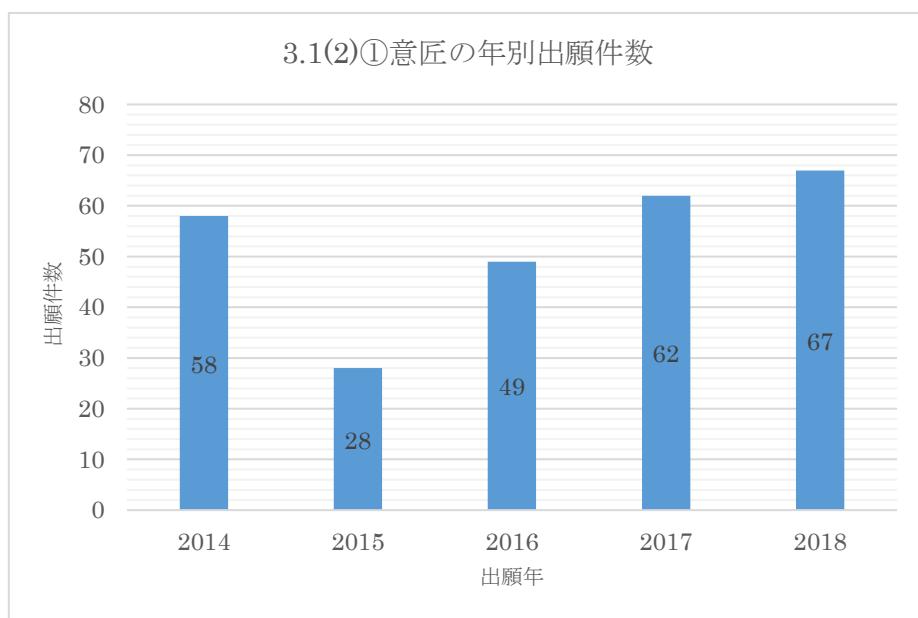
れた明細書をラオスにおける出願日から 90 日以内に提出する必要があり、国内段階移行期限が優先日から 30 ヶ月以内と余裕がある PCT ルートによる出願の方が選ばれているものと推察される。また、ラオス語のほかに英語の明細書も出願時に要求されるが、ラオス知財局へのヒアリングによると、審査では英語の明細書を参照しているとのことであった。

ラオス国籍の出願人の通常出願の出願件数は平均約 1 件であった。

(2) 意匠の出願件数

①意匠の年別出願件数

以下の図 3.1(2)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願の出願件数を年別に示す。



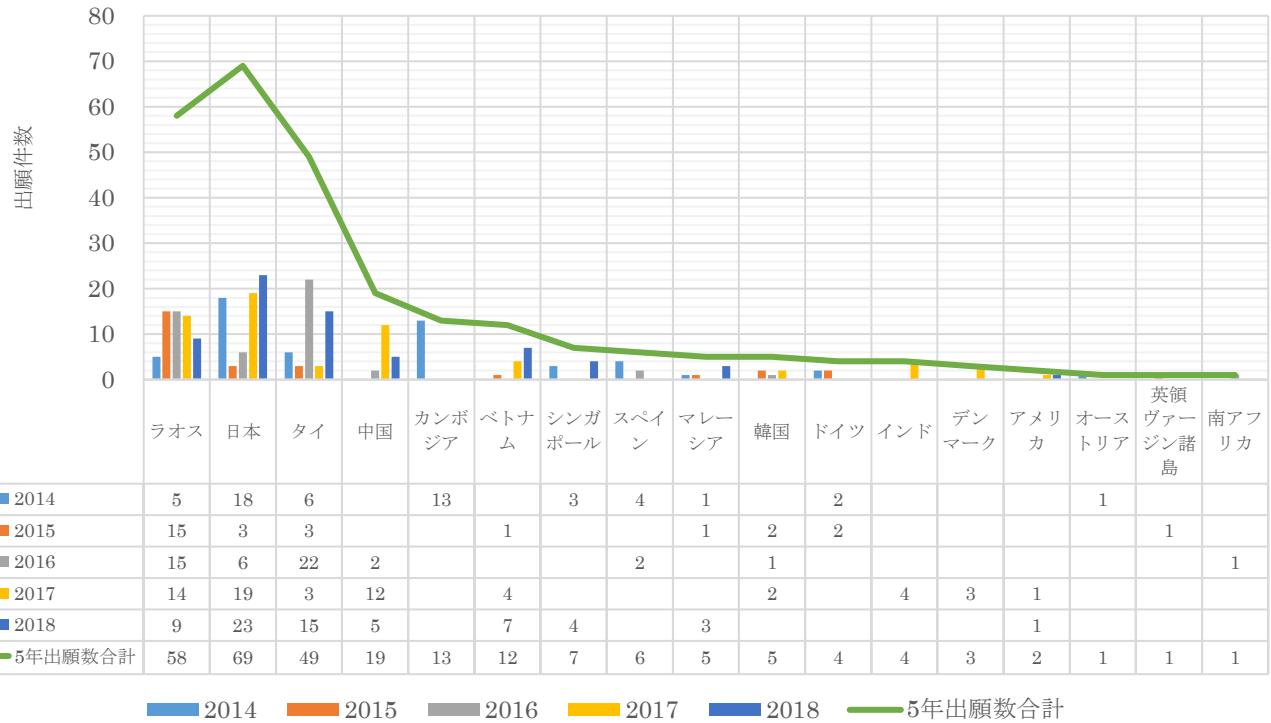
情報ソース : LAOS IP DATABASE

意匠の出願件数は年間 20 件台後半～60 件台後半であり、この 5 年間では平均して約 53 件であった。2015 年のみ 28 件と例年に比べて少なくなっている。2016 年以降、出願は増加傾向にある。

②意匠の国籍別出願件数

以下の図 3.1(2)②に、出願人国籍別の 2014 年から 2018 年の合計出願件数及び出願人国籍別の各年（2014 年から 2018 年）の出願件数を示す。なお、当該国籍とは、出願人の住所情報から規定している（以下同じ）。

3.1(2)②意匠の国籍別出願件数（2014年から2018年まで）



情報ソース : LAOS IP DATABASE

2014 年から 2018 年にラオスにおいて意匠出願をおこなった出願件数上位国は日本、次いでラオス、タイ、中国、カンボジア、ベトナム、シンガポール、スペインと続く。自国であるラオス、経済的にも結びつきの強い日本、タイからは毎年コンスタントに出願がなされている。出願件数 4 位の中国は、2014 年、2015 年では出願が見られなかったが、2016 年以降、コンスタントに出願がみられ、今後も出願数が伸びることが予想される。

なお、ラオスは意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs）に加盟しロカルノ分類¹⁴を採用しているが、LAOS IP DATABASE から抽出した案件情報では、ロカルノ分類が記載されていない案件が散見されることから、統計のデータとして有効であるとは言い難いため、分類別の出願件数については割愛する。

また、2020 年 1 月現在、ラオスは意匠の国際登録制度の枠組みであるハーグ協定

¹⁴ 意匠登録のための国際分類（ロカルノ分類）（日本特許庁 Web サイト参照 URL:
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html）

のジュネーブ改正協定¹⁵に未加盟であり、意匠出願の出願ルートは通常出願のみである。

(3) 商標の出願件数

①商標の年別出願件数

以下の図 3.1(3)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の出願件数を年別に示す。図中の出願件数は、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録であってラオスを領域指定したもの（以下、国際商標登録出願という）を含む。出願日は、商標出願がラオスにおいて出願された日をいい、国際商標登録出願に関しては国際出願日をいい、国際登録後にラオスを領域指定した場合（いわゆる事後指定）は、事後指定の日をいう。（以下この章における商標の出願日は同じ）



情報ソース : LAOS IP DATABASE

商標の出願件数は年間 2,000 件台後半～3,000 件台前半であり、この 5 年間では平均して 3,025 件であった。2015 年から 2016 年は 2,839 件から 2,628 件に減少しているが、

¹⁵ ハーグ協定に基づく意匠の国際出願：意匠について、一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって、複数の指定締約国における保護を一括で可能とするもの。
(日本特許庁 Web サイト参照 URL : <https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/seido/hague-geneva.html>)

これは 2016 年 2 月 1 日からラオスが多区分出願制度を採用¹⁶したことによる影響が大きいと推察される。とはいっても、2015 年 12 月 7 日ラオスはマドプロに加盟し、2016 年 3 月 7 日からマドプロ経由の国際商標登録出願においてラオスを領域指定することが可能になったことから、2017 年以降の出願件数は増加するに至っている。

②商標の分類別出願件数（2014 年～2018 年）

ラオスは、ラオス人民民主共和国商標登録に関する規則（No. 466/STEA-PMO ピエンチャン 2002 年 3 月 7 日）I 節第 2 条¹⁷に従い、ニース協定（Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks）に基づくニース国際分類（第 11-2020 版／2020 年 1 月現在）¹⁸を採用している。以下の図 3.1(3)③に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願（国際商標登録出願含む）の各指定分類に対する出願件数を年別に示す。

16 多区分制度は、2011 年 12 月 20 日にラオス国民議会で承認された 2011 年知的財産法(改正版)（2011 年ラオス知的財産法第 33 条）で既に導入されていたが実施されず、科学技術省知的財産局の第 057/MOST-DIP 号通知による公布により、2016 年 2 月 1 日より正式に導入された。

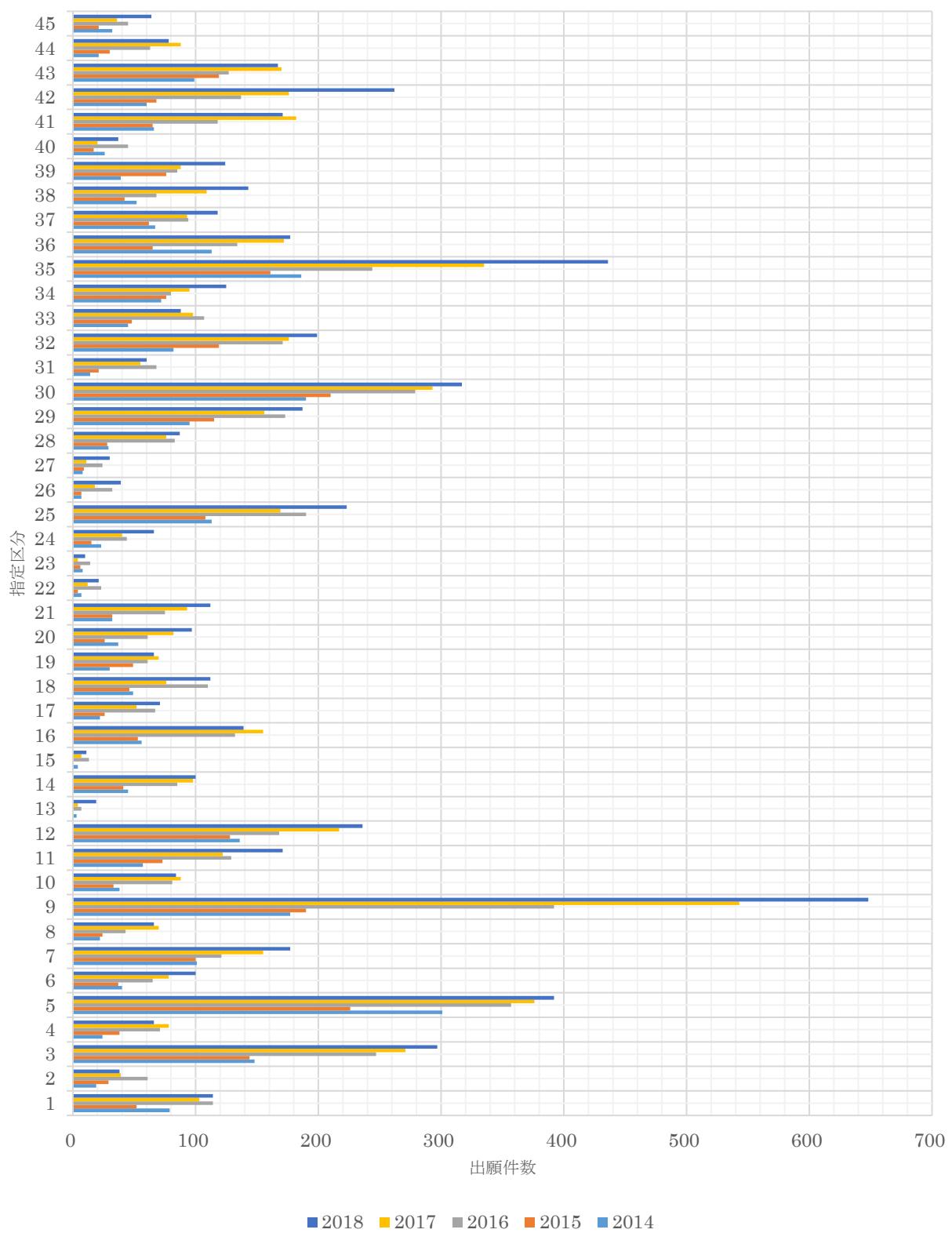
(日本特許庁 Web サイト参照 URL:
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokushi/lao-tizaihou.pdf>)

17 ラオス人民民主共和国商標登録に関する規則（No. 466/STEA-PMO ピエンチャン 2002 年 3 月 7 日）：(日本特許庁 Web サイト参照 URL:

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokushi/lao-shouhyou_kisoku.pdf)

18 ニース国際分類：標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく、国際的に共通の商標登録のための分類（日本特許庁 Web サイト引用 URL:
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2020.html）

3.1(3)②商標の分類別出願件数（2014年から2018年からまで）



情報ソース : LAOS IP DATABASE

上述（2.1(3)①）の通り、ラオスは2016年2月1日から多区分出願制度を採用しているため、2016年以降の各年分類別出願件数の合計と本項の商標の年別出願件数は数が異なってくる。

指定商品については国際分類第9類、5類、30類、3類（※下記ご参照）の順で出願件数が多い傾向にあり、指定役務は第35類の出願が目立つ。特に第9類は2016年（392件）から2017年（543件）、2018年（648件）と出願数が他の分類に比べ圧倒的に伸びている。なお、2015年は第13類と第15類第22類の出願が0件だった。

※ご参考：ニース国際分類（第11-2020版）の各分類の見出し¹⁹は以下の通りである。

・第3類

「化粧品、せっけん類及び歯磨き（医療用のものを除く。）；歯磨き（医療用のものを除く。）；香料類、薰料及び香水類、精油；漂白剤その他の洗濯に用いる物質；洗浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤。」

・第5類

「医療用薬剤、医療用剤及び獣医科用剤；医療用の衛生剤；食餌療法用食品・飲料・薬剤（獣医科用のものを含む。）、乳児用食品；人用栄養補助食品・動物用の栄養補助用飼料添加物（薬剤に属するものを除く。）；膏薬、包帯類；歯科用充てん材料、歯科用ワックス；消毒剤；有害動物駆除剤；殺菌剤、除草剤。」

・第9類

「科学用、研究用、ナビゲーション用、測量用、写真用、映画用、視聴覚用、光学用、計量用、測定用、信号用、検知用、試験用、検査用、救命用及び教育用の機械器具；電気の供給又は使用における伝導用、開閉用、変圧用、蓄電用、調整用又は制御用の機械器具；音響・映像又はデータの記録用、送信用、再生用、又は処理用の機械器具；記録された及びダウンロード可能な記録媒体、コンピュータソフトウェア、未記録のデジタル式又はアナログ式の記録用及び保存用媒体；硬貨作動式機械用の始動装置；金銭登録機、計算用装置；コンピュータ及びコンピュータ周辺機器；潜水服、水中マスク、潜水用耳栓、潜水用及び水泳用鼻クリップ、潜水用手袋、潜水用呼吸装置；消火器。」

・第30類

「コーヒー、茶、ココア及び代用コーヒー；米、パスタ及びめん類；タピオカ及びサゴ；

¹⁹ ニース国際分類（第11-2020版）の各分類の見出し：引用元「商品・サービス

国際分類表」〔第11-2020版〕アルファベット順一覧表 日本語訳 類似群コード付き

（日本特許庁Webサイト参照 URL:

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/document/kokusai_bunrui_11-2020/all.pdf

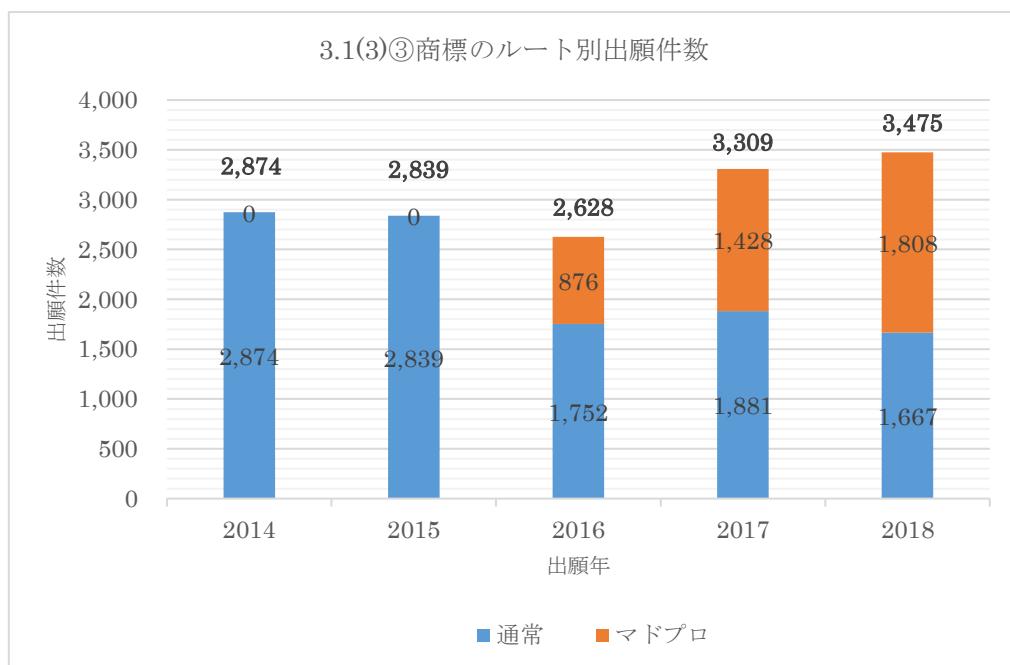
穀粉及び穀物からなる加工品；パン、ペストリー（生地）及び菓子；チョコレート；アイスクリーム、シャーベット及びその他の氷菓；砂糖、はちみつ、糖みつ；酵母、ベーキングパウダー；食塩、調味料、香辛料及び保存加工したハーブ；食酢、ソース及びその他の調味料；氷（凍結水）。」

・第35類

「広告；事業の管理；事業の運営；事務処理。」

③商標のルート別出願件数

以下の図3.1(3)③に、2014年から2018年の各年に出願された商標出願の出願件数を出願ルート（マドプロによる国際商標登録出願のルート及びそれ以外の通常出願ルート）別に示す。図中、通常出願の出願件数を青で、国際商標登録出願の出願件数をオレンジで示している。



情報ソース：LAOS IP DATABASE

上述（2.1(4)）の通り、ラオスにおいては2016年3月7日からマドプロ経由の国際商標登録出願においてラオスを領域指定することが可能になり、2016年は国際商標登録出願の出願件数は876件と同年合計出願件数の約33%程度だったものが、2018年には国際商標登録出願の出願件数は1,808件となり、同年合計出願件数の約52%と、全体の半数を超えるまでとなっている。なお、ラオス知財局へのヒアリングによると、出願人は9割以上が外国籍（ラオス以外の国）である。

2. 2 知的財産権（特許、小特許、意匠、商標）の登録件数

（1）特許、小特許の登録件数

特許、小特許の年別登録件数

以下の図 3.2(1)に、2013 年から 2018 年の各年に登録された特許、小特許出願の登録件数を示す。なお、ここでは登録された各出願の出願年は 2014 年から 2018 年に限定されてはいない。（ラオス知財局より取得した案件情報では、2013 年の登録も含まれているため、例外的に本項のみ 2013 年を追加する。）



情報ソース：ラオス知財局より取得した案件情報

ラオス知財局より取得した案件情報では、特許出願の登録件数と、小特許出願の登録件数とを区別して集計していなかったため、特許、小特許それぞれの登録件数については不明である。

ラオスでは 2018 年までに合計 13 件の特許、小特許出願が登録になっている。2013 年から 2018 年の 6 年間の登録件数は平均 2 件程度である。2013 年に初めて特許または小特許出願が 1 件登録となった以降、2014 年には 0 件だった登録件数は、2015 年以降わずかに増えており、2018 年の登録件数は最高の 5 件となっている。

ラオス知財局へのヒアリングによると、特許の審査官は 1 名、アシスタントが 2 名とのことである。

今般ラオス知財局より取得した案件情報では、特許の付与円滑化に関する協力（Cooperation for facilitating Patent Grant, CPG）²⁰に係る申請（以下「CPG 申請」とする）が

²⁰ 特許の付与円滑化に関する協力（Cooperation for facilitating Patent Grant, CPG）：日本国

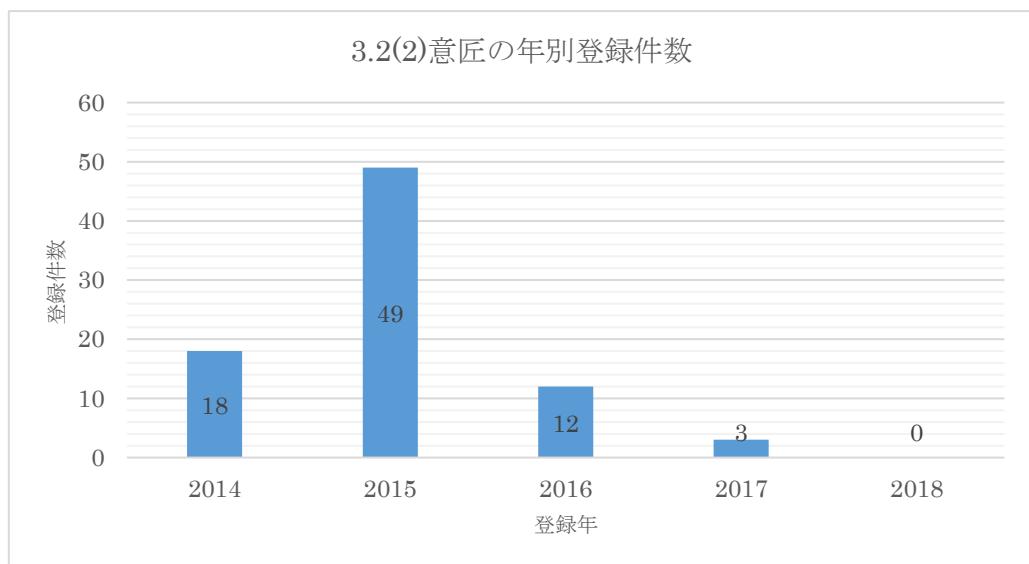
開始された 2016 年 11 月 1 日以降、7 件が登録になっているとのことであった。2017 年及び 2018 年の登録件数が 8 件であることを考慮すれば、最近登録された案件はほとんど全てが CPG 申請を行った案件となる。このことから、対応日本特許が存在するが CPG 申請を行っていないものについては、CPG 申請を行う価値があると言える。なお、CPG 申請にかかる政府料金がまだ規則で定まっていないが、規則が制定されるまでは政府料金を納付しなくとも CPG 申請ができる運用にしているという。

なお、ラオス知財局より取得した案件情報では、各登録の登録権利者の国名、分類、登録ルートについては記載がなかったため、出願人国籍別、分類別、ルート別の登録件数については不明である。

(2) 意匠の登録件数

意匠の年別登録件数

以下の図 3.2(2)に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願の 2014 年から 2018 年の各年に登録された登録件数を年別に示す。即ち、この図は 2014 年から 2018 年の各年に登録された全出願の件数を示すものではないことに留意。



情報ソース : LAOS IP DATABASE

特許庁と所定知財庁との合意に基づき、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、実質的に無審査で当該所定知財庁でも特許が付与される制度。日本国特許庁は、2016 年 11 月 1 日より、ラオス知的財産局との間で本協力を開始した。

(日本特許庁 Web サイト引用 URL:
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>)

意匠の登録件数は年によって大きな開きがあり、2014年の18件から2015年は49件と大幅に増え、49件となっている。これは、2014年の意匠出願の登録件数については、2014年に出願し登録されたものしか含まれないためである。(なお、2013年以前に出願された案件は、2014年までに審査が全て完了しているため、2015年以降の上記登録件数には影響を与えない。) 2017年は3件に減り、2018年は登録件数が0件であった。この5年間では平均して16件程度であった。なお、参考までに同一条件の2019年の登録件数は89件で急激に増えていることから、登録件数は年により開きがある。

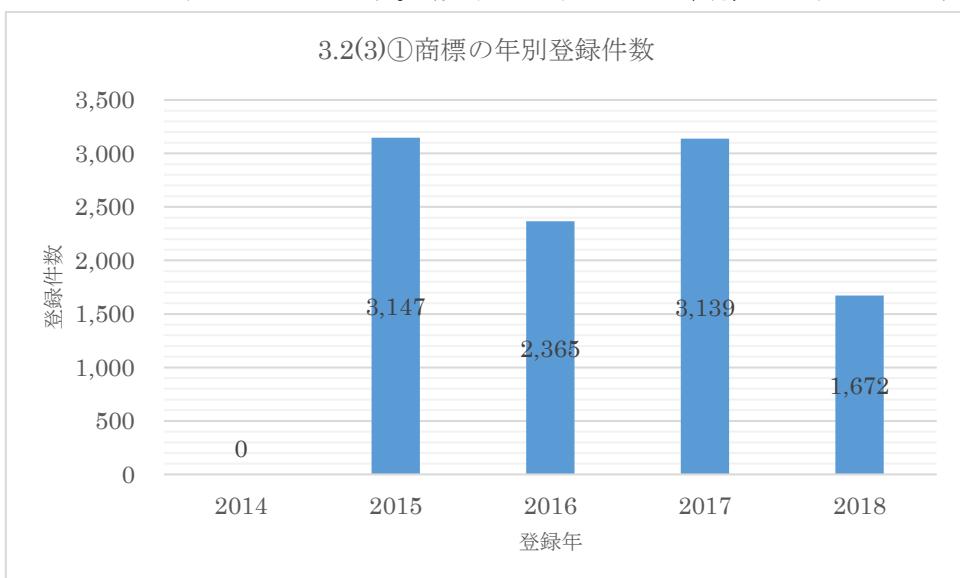
また、ラオスはロカルノ分類を採用しているが、LAOS IP DATABASEから抽出した案件情報では、ロカルノ分類が記載されていない案件が散見されることから、統計のデータとして有効であるとは言い難いため、分類別の出願件数についても割愛する。

上述(2.1(2)②)の通り、2020年1月現在、ラオスは意匠の国際登録制度の枠組みであるハーグ協定のジュネーブ改正協定に未加盟であり、意匠出願の出願ルートは国内通常出願のみである。

(3) 商標の登録件数

①商標の年別登録件数

以下の図 3.2(3)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の 2014 年から 2018 年の各年に登録された登録件数を年別に示す。即ち、この図は 2014 年から 2018 年の各年に登録された全出願の件数を示すものではないことに留意。図中の登録件数は、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録であってラオスを領域指定したもの（以下、国際商標登録出願という）を含む。登録日は、通常出願、国際商標登録出願共に、商標出願がラオスにおいて登録された日をいう。（以下この章における商標の登録日は同じ）



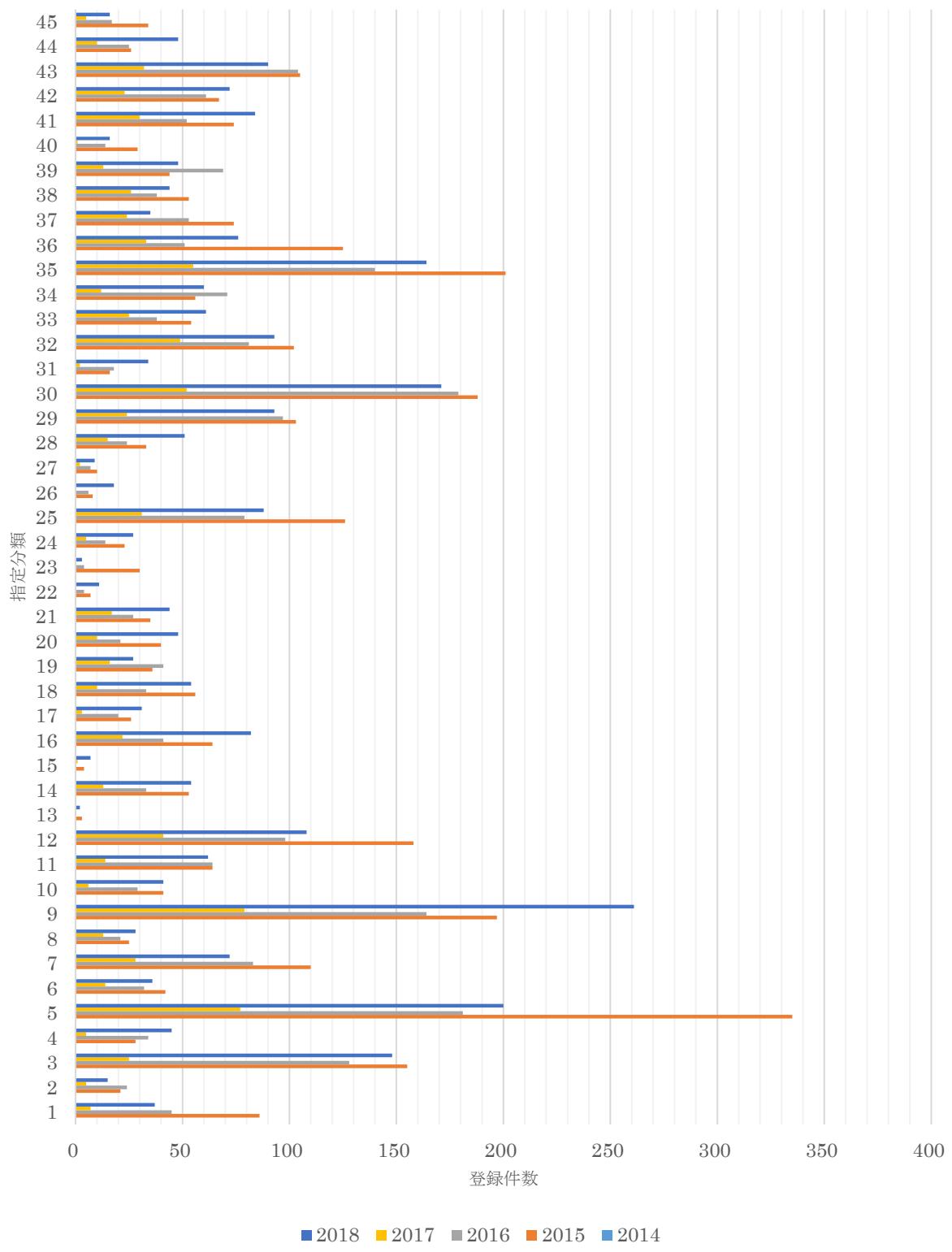
情報ソース : LAOS IP DATABASE

2014 年の商標出願の登録件数については、2014 年に出願し登録されたものしか含まれないため、0 件であった。2015 年には 3,147 件と増えた。2016 年は 2014 年のペンドィング案件と 2015 年に出願された案件が登録になり始めたものの、2,365 件となった。2016 年は登録件数が減っている。2017 年は 3,139 件と 5 年間の内で最高数となったが、2018 年はペンドィング案件が多く残されているのと、2016 年 2 月 1 日に多区分出願制度が導入された後に出願された案件が登録され始めたことも関係し、まだ 1,672 件に留まっている。

②商標の分類別登録件数

以下の図 3.2.(3)②に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願を全体とし、これらのうち 2014 年から 2018 年に登録された登録件数の合計を分類別に示す。

3.2(3)②商標の分類別登録件数
(2014年から2018年まで)

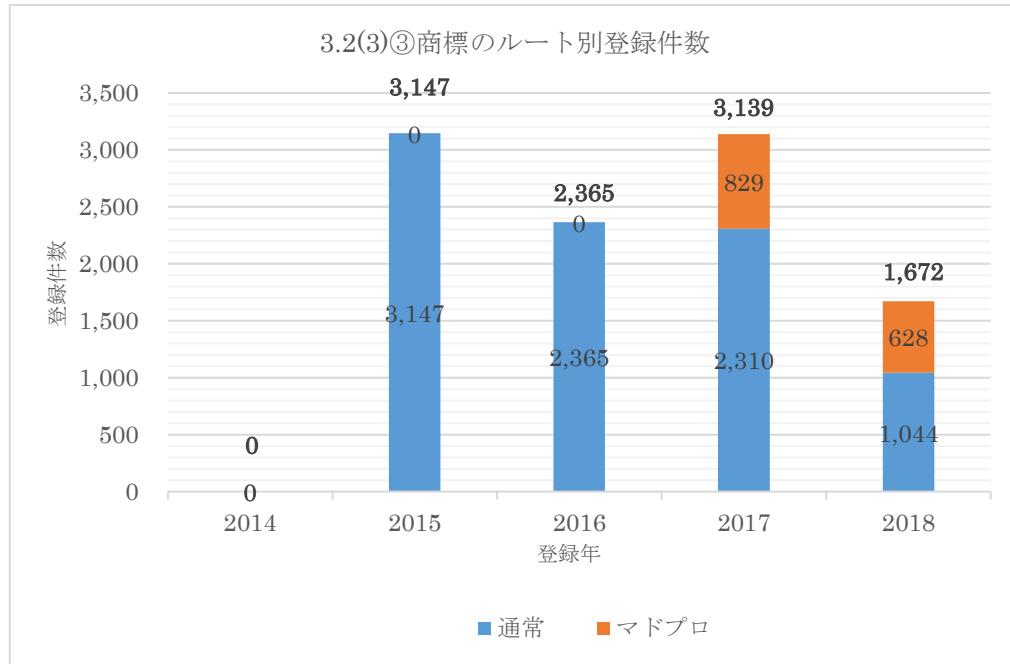


情報ソース : LAOS IP DATABASE

2014 年の商標出願の登録件数については、2014 年に出願し登録されたものしか含まれない点注意が必要であるが、商標の分類別登録件数は、分類別出願件数と同様、指定商品については指定商品については国際分類第 9 類、5 類、30 類、3 類の順で登録件数が多く、指定役務は第 35 類の登録が多い。登録件数の多い第 5 類、9 類、30 類、3 類中、2018 年の第 5 類、9 類、30 類は前年比約 30%～39% 登録数が増加している。指定役務は第 37 類（建設工事サービス、取付け及び修理サービス、採鉱、石油及びガスの掘削）の登録数が 2018 年からの前年比で 69% 増加している。

③商標のルート別登録件数

以下の図 3.2(3)③に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願の 2014 年から 2018 年の各年に登録された登録件数をルート別に示す。図中、青は通常出願の登録件数、オレンジは国際商標登録出願の登録件数を示す。



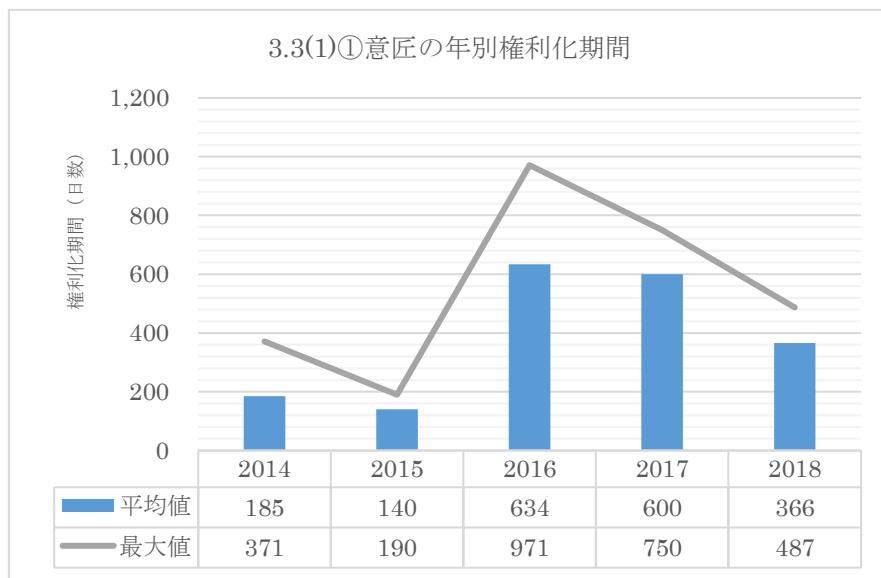
2014 年の商標出願の登録件数については、2014 年に出願し登録されたものしか含まれない点注意が必要である。上述 (1.3) の通り 2016 年 3 月 7 日からラオスを領域指定することができるようになっており、2016 年に出願された国際商標登録出願の出願 876 件の内 95% にあたる 829 件が 2017 年中に登録になっている。他方で、2017 年に出願された国際商標登録出願の内 37% にあたる 535 件が 2018 年中に登録になっており、国際商標登録出願の登録件数は前年に比べて少なくなっている。

2. 3 知的財産権（意匠、商標）の権利化期間

（1）意匠の権利化期間

①意匠の年別権利化期間

以下の図 3.3(1)①に、2014 年から 2018 年に出願された意匠出願の出願日から登録日までの期間（以下、権利化期間という。単位は日数。）の各年の平均値を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで年別に示す。



情報ソース : LAOS IP DATABASE

意匠は、2014 年（出願件数：58 件）、2015 年（出願件数：28 件）は権利化までの平均値が 140～185 日程度であったが、2016 年（出願件数：49 件）は権利化までに 900～1,000 日間程要した同一出願人の案件が多くあったため、平均値は 634 日まで引き上げられている。2017 年（出願件数：62 件）は権利化までの最大値が 750 日であるが、全体的に審査に時間を要していたため、平均値が 600 日と大きい。2018 年（出願件数：67 件）には出願件数が最大となったが、権利化までの平均値は 366 日であり、前年に比べ権利化までの速度が改善している。

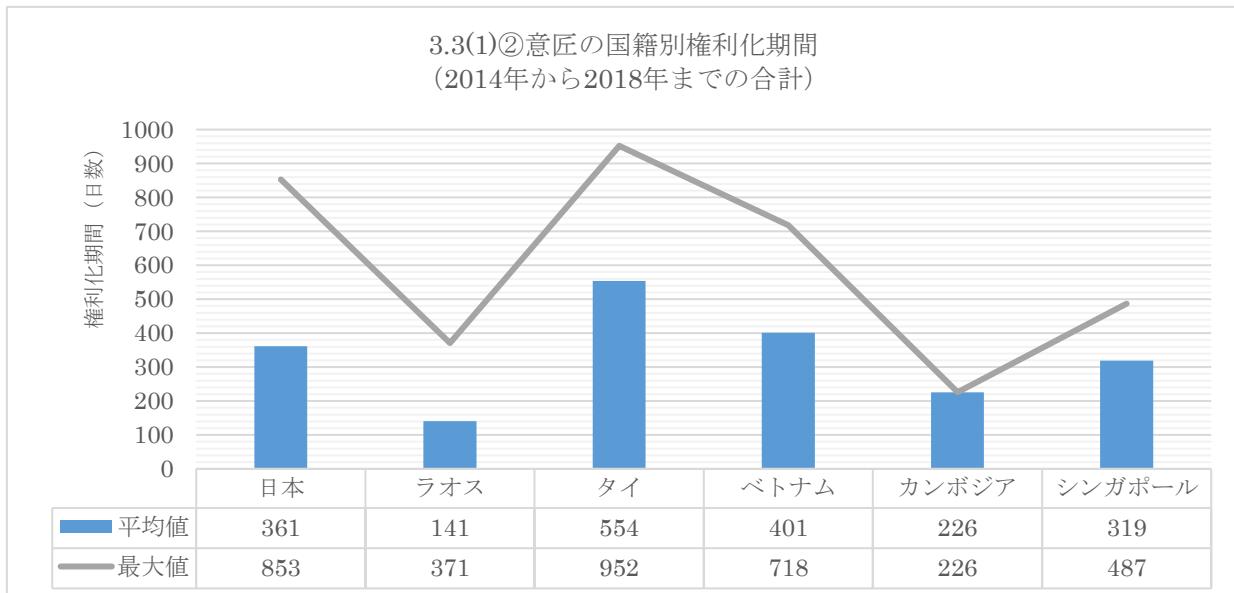
ラオス知財局へのヒアリングによると、意匠の審査に当たる審査官は 3 名（アシスタント 2 名）であり、上記権利化までの期間の平均値が年により大きく異なるのは、出願件数はもちろん、審査官の稼働人員数の影響や複雑案件（権利化までの期間が極端に長いもの）の有無によるものと大きいものとみられる。

②意匠の国籍別権利化期間

以下の図 3.3(1)②に、意匠出願の、2014 年から 2018 年に出願した出願件数上位 7 か国に入る日本（69 件）、ラオス（58 件）、タイ（49 件）、ベトナム、カンボジア（13 件）、シンガポール（7 件）の出願人国籍別の 2014 年から 2018 年を通じての権利化期間の平均値

を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで国籍別に示す。

なお、中国は、2014 年から 2018 年の出願件数が 19 件で第 4 位に入るが、登録に至った案件が 0 件（2016 年に 2 件が拒絶となり、それ以外の案件は全てペンドィング）であるため、権利化期間を算出することができないため、当該データには含まれていない。

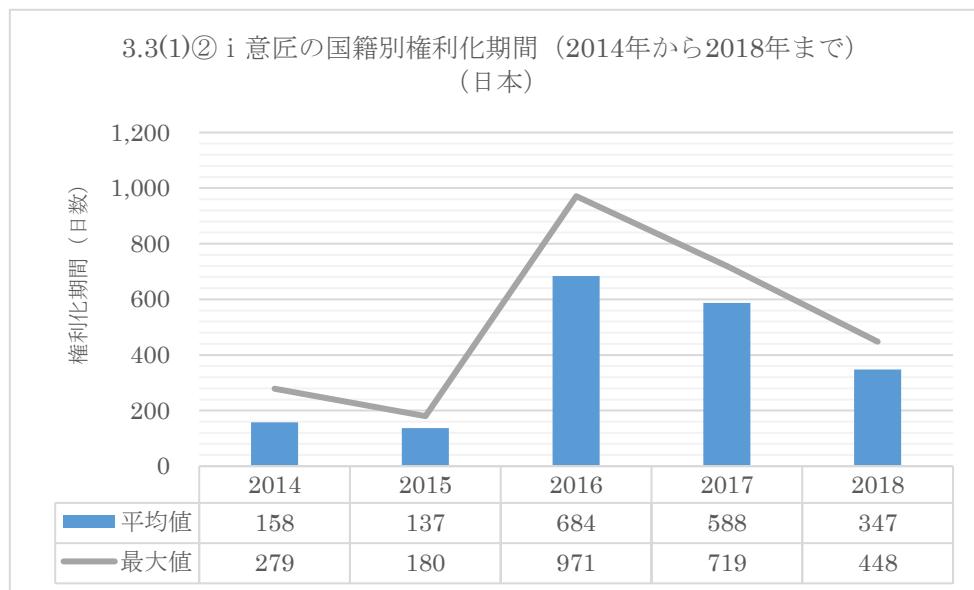


情報ソース : LAOS IP DATABASE

意匠の国籍別権利化期間は、平均値で見ると、ラオス国内の出願人の出願とその他の外国籍の出願人の出願とでは 85 日～413 日の差があり、ラオス国内出願人の出願の方が外国籍の出願人より早く権利化されている。最大値についてはラオスを除いては出願件数の多い上位出願国程多くなっている。日本は該当期間（2014 年から 2018 年まで）の出願件数が第 1 位であるが、権利化までの平均値は 361 日と第 3 位タイ（平均値：554 日）、第 4 位ベトナム（平均値：401 日）より低くなってしまい、ラオスを除き、他国に比べてスムーズに権利化されていることが分かる。なお、カンボジア国籍の出願人の権利化期間が短いのは、3.1(2)②に示すように、カンボジア国籍の出願人は 2014 年に 13 件の出願があったのみでその後は彼の地において意匠出願はされていないこと、そして、この 2014 年の時点では権利化期間は短かったことによると思料される。

次に、以下図 3.3(1)② i ~ ivにおいて、2014 年から 2018 年に出願した出願件数上位 7 か国に入る i. 日本 (69 件)、ii. ラオス (58 件)、iii. タイ (49 件)、iv. ベトナム (12 件)、v. カンボジア (13 件)、vi. シンガポール (7 件) の国籍出願人の案件における 2014 年から 2018 年の各年の権利化期間の平均値を示す。図中、年別の権利化期間の平均値を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで示す。なお、以下表では、該当する国籍の出願人による意匠出願がなかった年は権利化期間を算出していない。

i. 日本

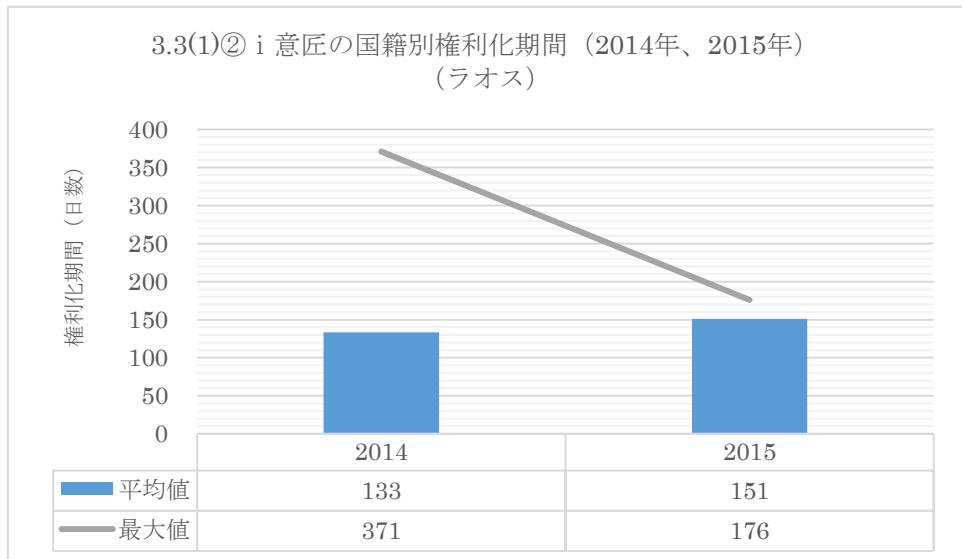


情報ソース : LAOS IP DATABASE

日本の該当 5 年間の意匠出願の出願件数合計は全ての国の中で第 1 位（69 件）であり、2018 年出願の HONDA MOTOR CO., LTD.名義 2 件がペンディングとなっている以外は、全ての案件が登録（内訳：2014 年 18 件、2015 年 3 件、2016 年 6 件、2017 年 19 件、2018 年 21 件）となっている。

2014 年、2015 年はいずれも平均値が 130 日後半～150 日後半と権利化までの期間は短かったが、2016 年は最大値が 971 日であるため、平均値が 684 日と引き上げられている。2017 年は全体的に審査に時間を要しており、平均値が 588 日となっている。2018 年は平均値が 347 日で、前年よりも権利化までの期間が短くなっている。

ii. ラオス



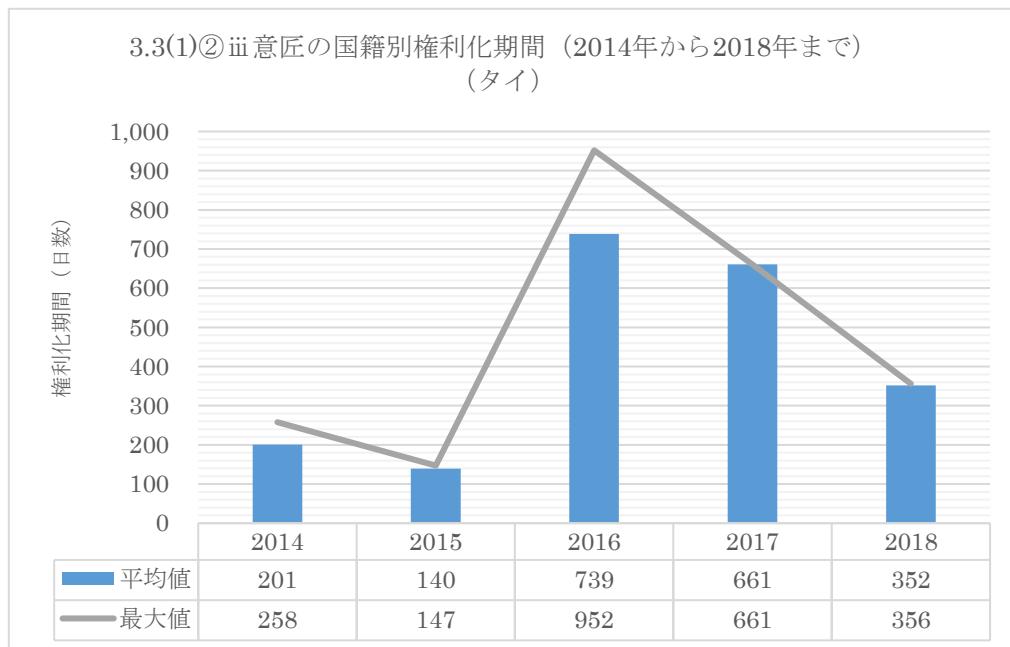
情報ソース : LAOS IP DATABASE

ラオス国籍の出願人の意匠出願において、出願があった年は 2014 年、2015 年の 2 年のみであったため、上記図には該当 2 年分のデータのみを記載している。

ラオスは該当 5 年間の意匠出願の出願件数合計は第 2 位で 58 件であったが、その内登録となったのは 9 件（内訳：2014 年 5 件、2015 年 4 件）のみである。ペンドイング案件が 2017 年に 1 件、2018 年に 4 件ある以外は、拒絶により多くの出願が登録に至っていない。

2014 年、2015 年共に権利化までの期間が他国に比べ早く、平均値は 130 日前半から 150 日前半となっている。

iii. タイ

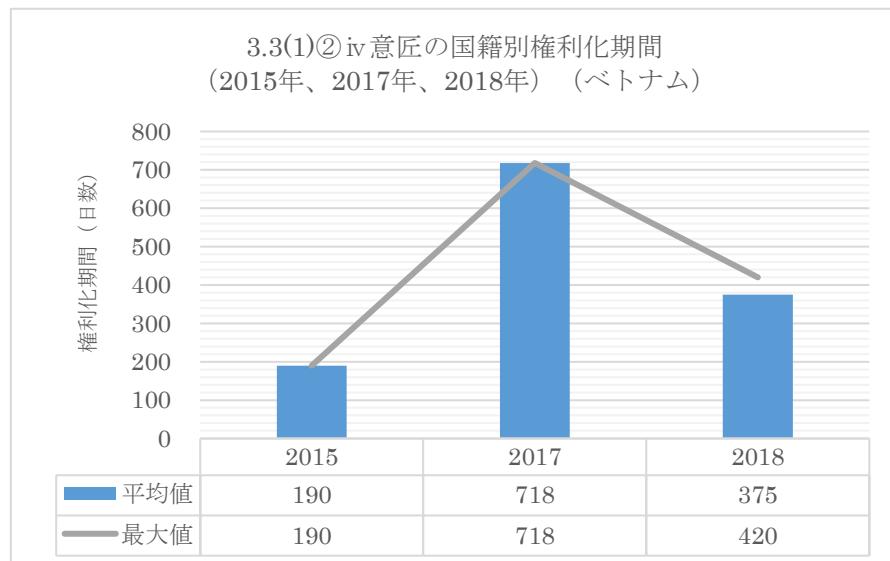


情報ソース : LAOS IP DATABASE

タイの該当 5 年間の意匠出願の出願件数合計は第 3 位 (49 件) であり、2016 年の 1 件、2017 年の 2 件、2018 年の 10 件のペンディング案件を除いて、34 件が登録（内訳：2014 年 6 件、2015 年 3 件、2016 年 21 件、2017 年 1 件、2018 年 3 件）となっている。

2014 年、2015 年の平均値は 140 日～200 日程度と権利化までの期間は短かったが、2016 年は最大値が 952 日であるため、平均値が 739 日と引き上げられている。2017 年の登録件数は 1 件であり、権利化までに 661 日を要している。2018 年は平均値が 352 日で、審査が前年より早くなっている。

iv. ベトナム



情報ソース : LAOS IP DATABASE

ベトナム国籍の出願人の意匠出願において、出願があった年は 2015 年、2017 年、2018 年の 3 年のみであったため、上記図には該当 3 年分のデータのみを記載している。

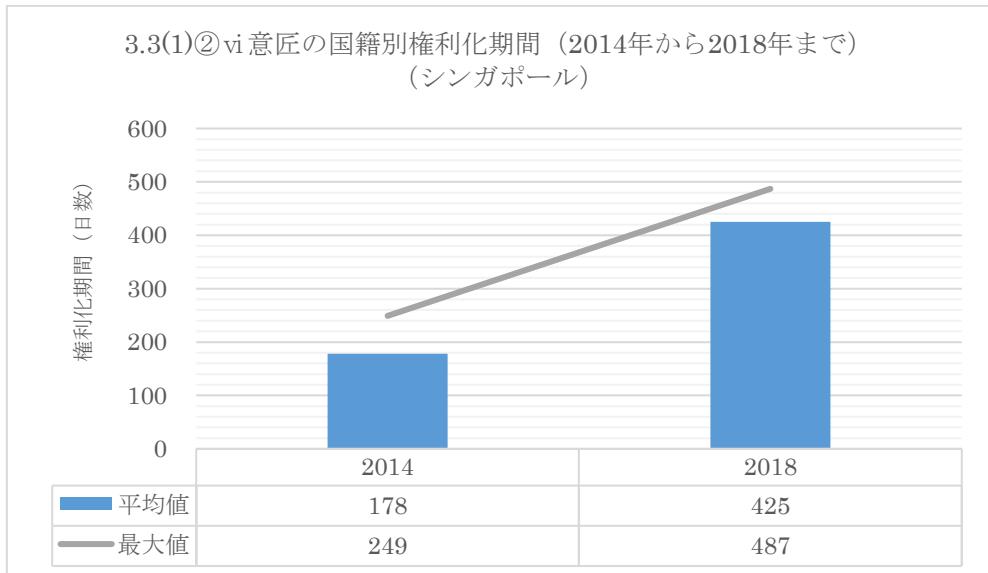
ベトナムの該当 5 年間の意匠出願の出願件数合計は第 6 位 (12 件) であり、2017 年の 3 件、2018 年の 3 件のペンディング案件を除いて、6 件が登録 (内訳 : 2015 年 1 件、2017 年 1 件、2018 年 4 件) となっている。

2015 年、2017 年は意匠出願の出願件数は 1 件で、権利化期間がそれぞれ 190 日、718 日であったため、平均値も同数となっている。2018 年に出願した意匠出願 4 件は、最大値が 420 日であり、平均値が 375 日となっている。

v. カンボジア

カンボジアの該当 5 年間の意匠出願の出願件数合計は第 5 位 (13 件) だが、全ての案件は 2014 年に出願された個人名義のものである。なお、権利化までの期間は 13 件全てが同日に出願され同日に登録となり権利化期間は全て 226 日であった。表については割愛する。

vi. シンガポール



情報ソース : LAOS IP DATABASE

シンガポール国籍の出願人の意匠出願において、登録になった出願があった年は2014年、2018年の2年のみであったため、上記図には該当2年分のデータのみを記載している。

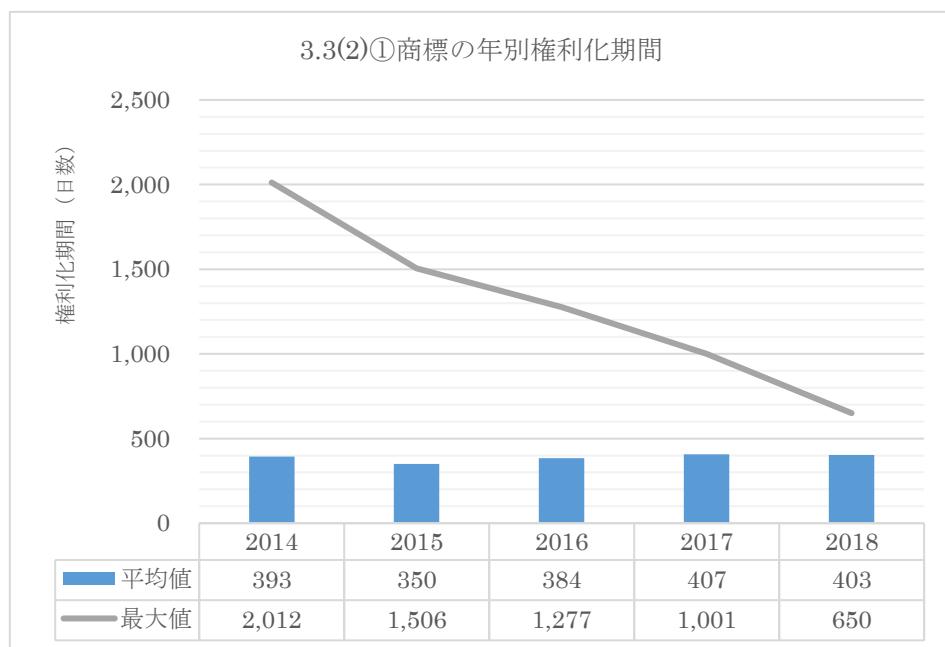
シンガポールの該当5年間の意匠出願の出願件数合計は7位(7件)であり、7件全てが登録(内訳: 2014年3件、2018年4件)となっている。

2018年の平均値は425日で、2014年の最大値249日より大きくなっている。

(2) 商標の権利化期間

①商標の年別権利化期間

以下の図 3.3(2)①に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願（国際商標登録出願含む）の権利化期間の平均値を青で、各年における権利化期間の最大値をグレーで年別に示す。



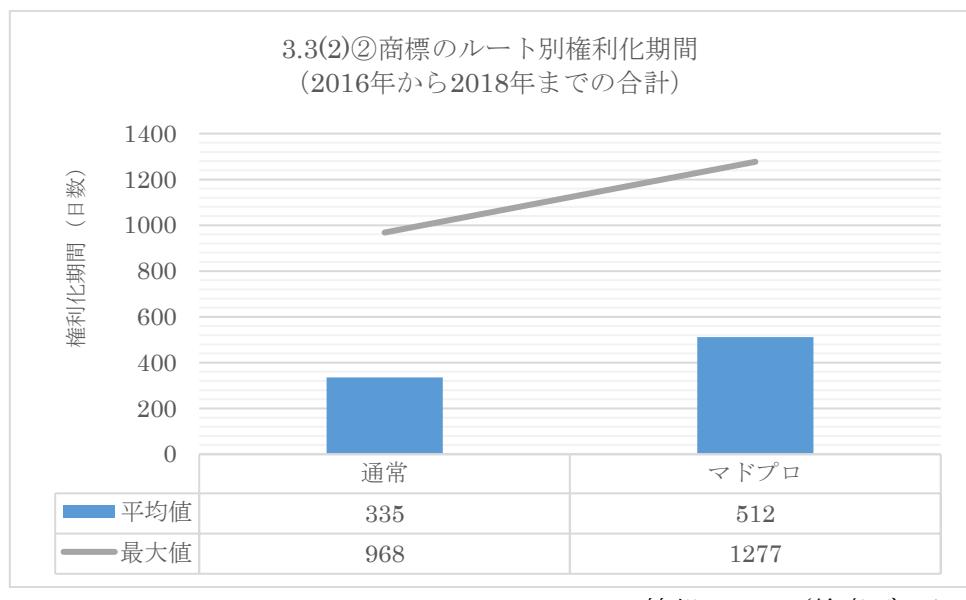
情報ソース : LAOS IP DATABASE

商標の年別権利化期間の平均値は、2014 年から 2018 年まで 300 日半ば～400 日前半と安定している。また、商標の出願件数は 2014 年が 2,874 件、2015 年が 2,839 件、2016 年が 2,628 件、2017 年が 3,309 件、2018 年が 3,475 件と増加傾向にあるが、それに反比例して権利化期間の最大値は大幅に短縮している。

ラオス知財局へのヒアリングによると、商標の審査は、出願日が同じ案件をまとめて審査する、いわゆるバッチ処理で審査がおこなわれており、オフィスアクションが発せられなければ出願日が同じ案件はみな同じ速度で審査が進み登録となる。また、審査は絶対的拒絶理由だけではなく、相対的拒絶理由も審査している。バッチ処理の中でもし拒絶となるものがあれば拒絶理由が出願人に通知され、該当出願案件は他の同日出願案件からは遅れて登録となるが、そもそも拒絶が発せられる案件は月に 10 件程度であり、少ないときには 3、4 件程度であるという。これらは各年の権利化での平均値が安定している理由と推察される。

②商標のルート別権利化期間

以下の図 3.3(2)②に、2016 年から 2018 年に出願された商標出願の、2016 年から 2018 年を通じての権利化期間を出願ルート別に示す。図中、青は平均値を、グレーは最大値を示す。(ラオスを指定国として領域指定することが可能になったのは 2016 年 3 月 7 日からであるため、国際商標登録出願の権利化期間は 2016 年から 2018 年の権利化期間のみ算出できる。これと比較するためにその他の通常出願についてもここでは権利化期間を 2016 年から 2018 年に絞って算出した。)



情報ソース（検索データベース）

LAOS IP DATABASE (2020 年 1 月 3 日付) :

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?I&lang=en>

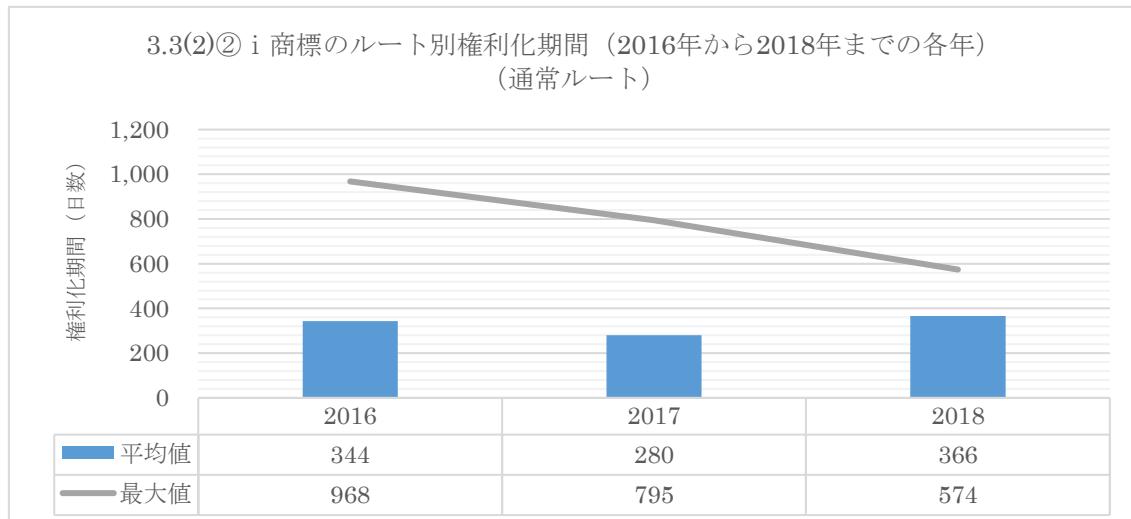
商標のルート別権利化期間の平均値は、通常出願が 335 日、国際商標登録出願が 512 日で、通常出願の方が 177 日権利化期間が短い。また、最大値についても国際商標登録出願のほうが 309 日長くかかっていた。

ラオス知財局へのヒアリングによると、商標の審査に当たる審査官は、国内通常出願の担当が 7 名、国際商標登録出願の担当が 3 名である。上述 (2.1(3)③) の通り、国際商標登録出願の出願件数は 2016 年から 2018 年まで増加傾向にあり、各ルートの合計出願件数の半数を超えるまでとなっている。このことから、通常ルートの審査と比べ、国際商標登録出願の審査官の負担は大きくなり、権利化期間が長くなっているものと推察される。

次に、以下図 3.3(2)② i 、 ii に、2016 年から 2018 年に出願された商標出願の、2016 年から 2018 年各年の権利化期間をルート別に示す。図中、青は平均値を、グレーは最大値を示す。(3.3(2)②と同様に、ラオスを指定国として領域指定することが可能になったのは

2016年3月7日からであるため、国際商標登録出願の権利化期間は2016年から2018年の権利化期間のみ算出できる。これと比較するためにその他の通常出願についてもここでは権利化期間を2016年から2018年に絞って算出した。)

i. 通常出願ルート

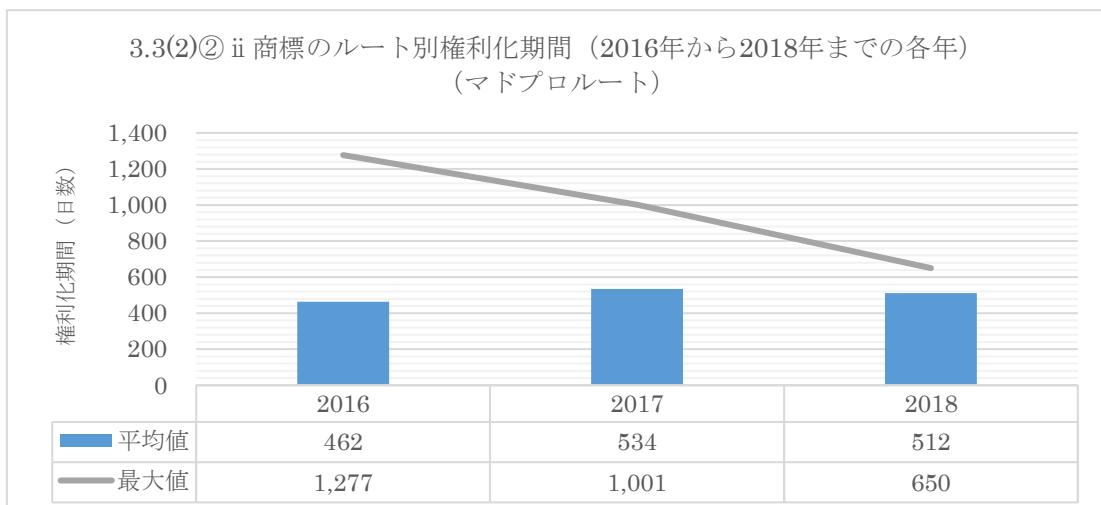


情報ソース : LAOS IP DATABASE

通常ルートの商標の年別権利化期間の平均値は、280日～366日であり、2016年から2018年までの3年間の平均では330日である。

権利化期間の最大値は2016年の968日から2018年の574日まで年々短縮化されている。

ii. マドプロによる国際商標登録出願ルート



情報ソース : LAOS IP DATABASE

マドプロルートの商標の年別権利化期間の平均値は、462 日～534 日であり、2016 年から 2018 年までの 3 年間の平均では約 503 日である。

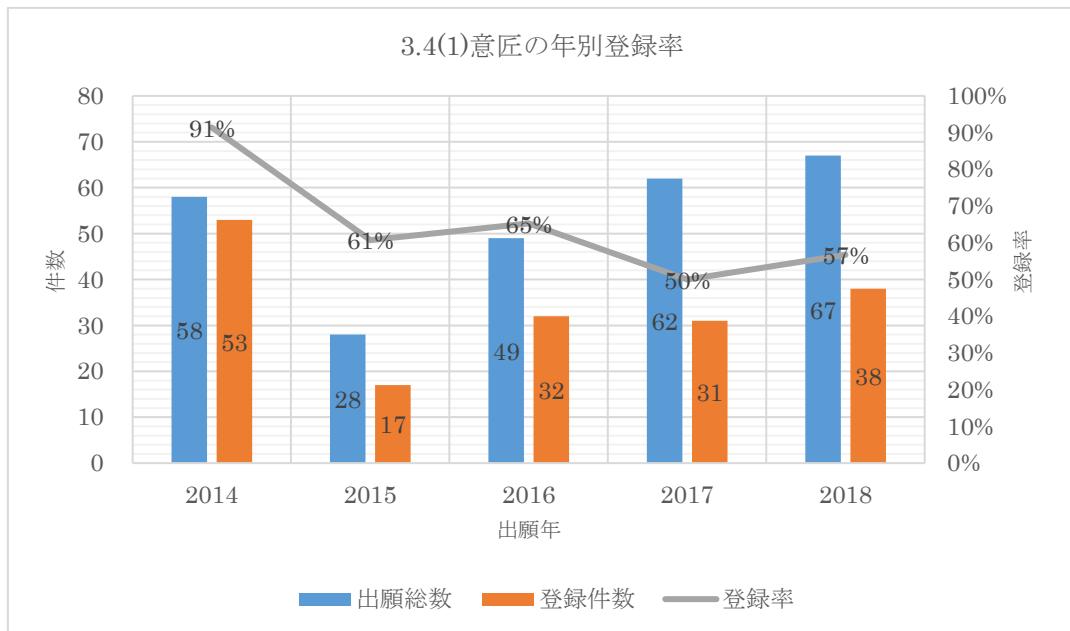
権利化期間の最大値は 2016 年の 1,277 日から 2018 年の 650 日まで年々短縮化されている。

ラオス知財局へのヒアリングによると、国際商標登録出願の審査官は、書類のスキャンやデータの入力、暫定拒絶通報を WIPO に送信する等、多くの作業をこなす必要があるため、一か月の間の処理件数が一定しないという。しかしながら、2016 年から 2018 年の 3 年間で、マドプロルートの国際商標登録出願の出願件数が増加しているにも関わらず、権利化期間の平均値に大きな変化がないという点では、今後権利化までの期間短縮が期待できる。

2. 4 知的財産権（意匠、商標）の登録率

(1) 意匠の年別登録率

以下の図 3.4(1)に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願の登録率を年別に示す。



情報ソース : LAOS IP DATABASE

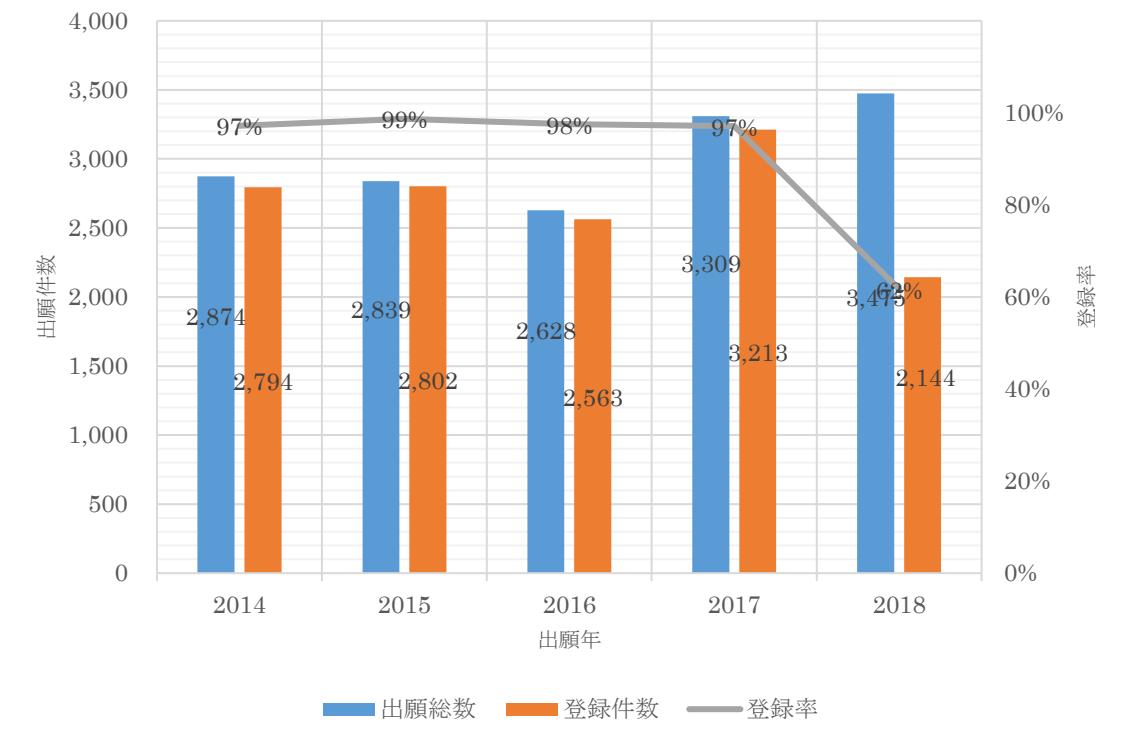
意匠の各年の登録率は、2014 年は登録前に放棄された案件が 5 件あった以外は全て登録となり、91%と高かった。2015 年は拒絶が 11 件（全てラオス国籍の出願人の案件）あり、全体の出願件数が少なかったこともあり、登録率は 60%にとどまった。2016 年は拒絶が 16 件（内 14 件がラオス国籍の出願人の案件）、出願ペンディング案件が 1 件あり、登録率は 65%であった。2017 年は拒絶が 13 件（全てラオス国籍の出願人の案件）、出願ペンディング案件が 18 件あるため、登録率が 50%にとどまった。2018 年は出願ペンディング案件がまだ 25 件あるため登録率は 57%にとどまっているが、今後登録率は上がる事が推察される。なお、上記の通り、拒絶案件の出願人には、2016 年の中国籍の出願人の案件 2 件を除き、ほぼラオス国籍の出願人のものであった。

意匠出願の出願件数は母数が少ないため、同一出願人で拒絶が複数発せられるとその年の登録率に大きく影響してくるものと思われる。

(2) 商標の年別登録率

以下の図 3.4(2)に、2014 年から 2018 年の各年に出願された商標出願（2016 年以降は国際商標登録出願を含む）の登録率を年別に示す。

3.4(2)商標の年別登録率



情報ソース : LAOS IP DATABASE

商標の登録率は、2014年から2017年は軒並み90%後半と非常に高い。2018年は62%となっているが、出願ペンドイング案件が依然として1,324件（2020年1月現在）あることから、今後登録率は上がる事が推察される。

2014年出願案件は放棄62件、取り下げ1件があった以外は、ペンドイング17件を除いて登録となっている。2015年は放棄20件があった以外はペンドイング8件を除いて登録となっている。2016年は放棄が40件、拒絶が3件あった以外はペンドイング22件を除いて全て登録となっている。2017年は放棄25件、拒絶が8件あった以外はペンドイングの63件を除いて全て登録となっている。なお、2018年出願案件の62%は既に登録されているが、残りのものについては最終確定前である。

2. 5 知的財産権（意匠、商標）の上位出願人リスト

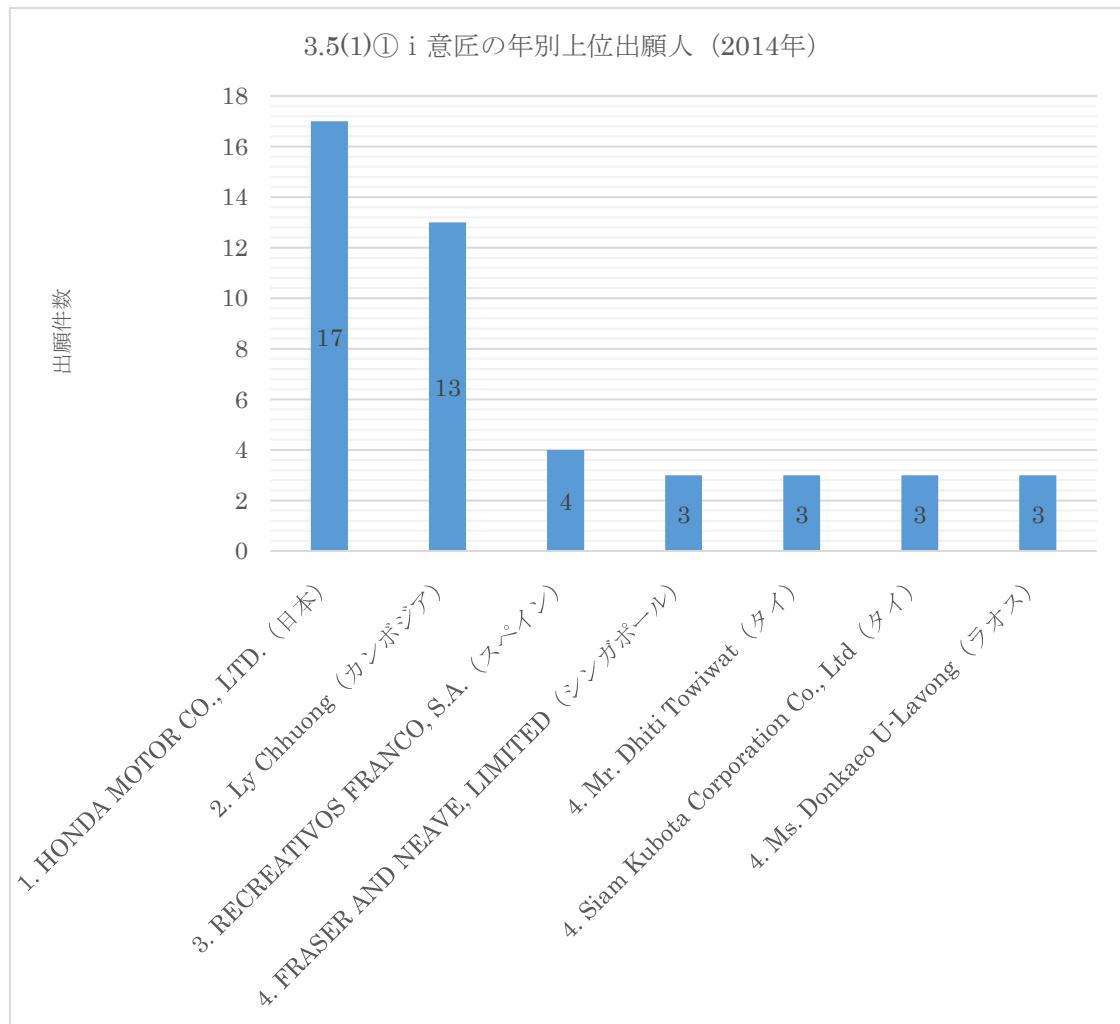
(1) 意匠の上位出願人リスト

①意匠の年別上位出願人リスト

以下の図 3.5(1)① i ~ v に、2014 年から 2018 年の各年に出願された意匠出願の出願件数の多い上位出願人リストの上位 1 位から順に 5 位までの出願件数を年別に示す。

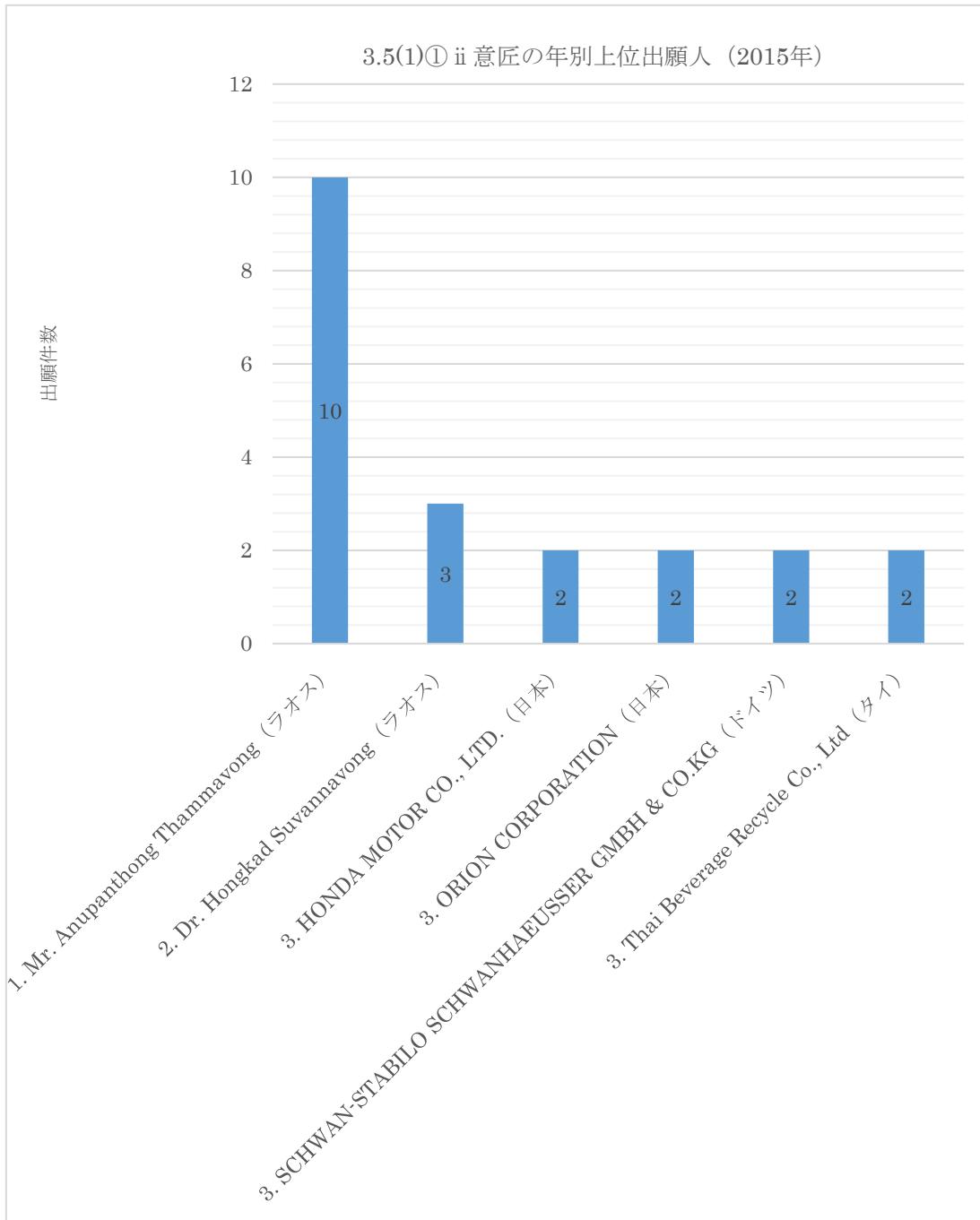
（但し、5 位以内で同順位の出願人がいる場合には、6 位より前の順位までの出願人を記載している。）

i. 2014 年



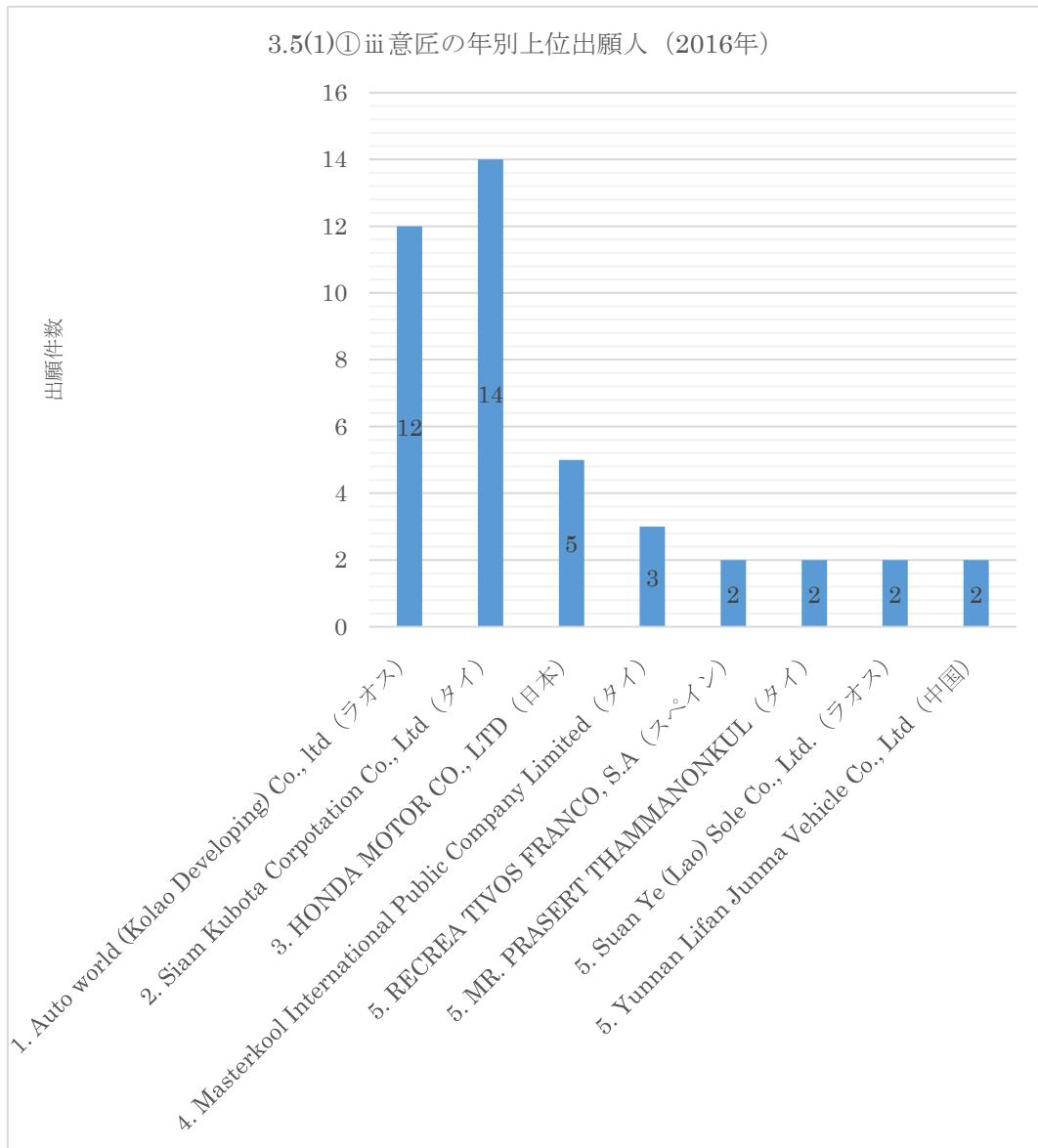
情報ソース : LAOS IP DATABASE

ii . 2015 年



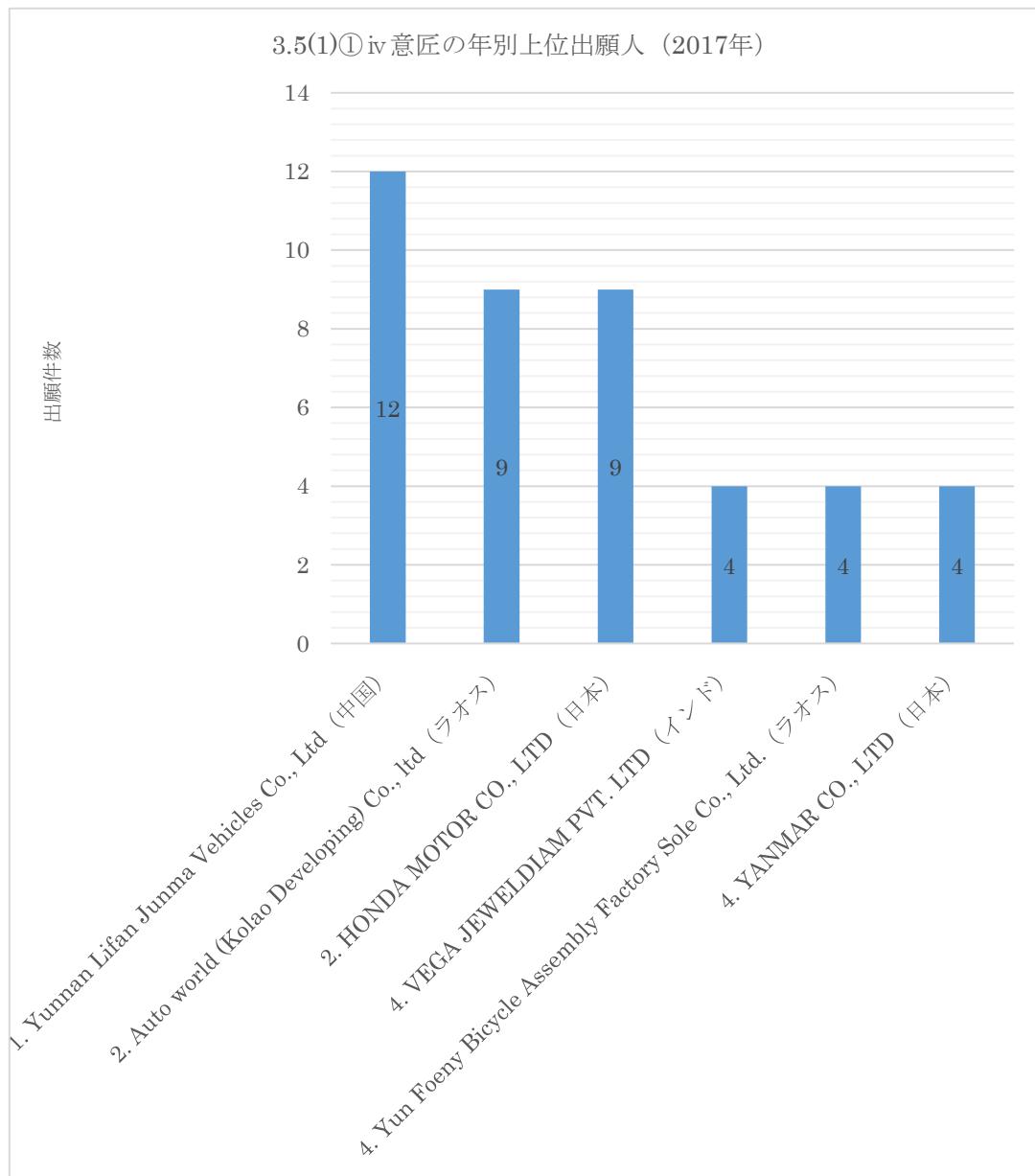
情報ソース : LAOS IP DATABASE

iii. 2016年



情報ソース : LAOS IP DATABASE

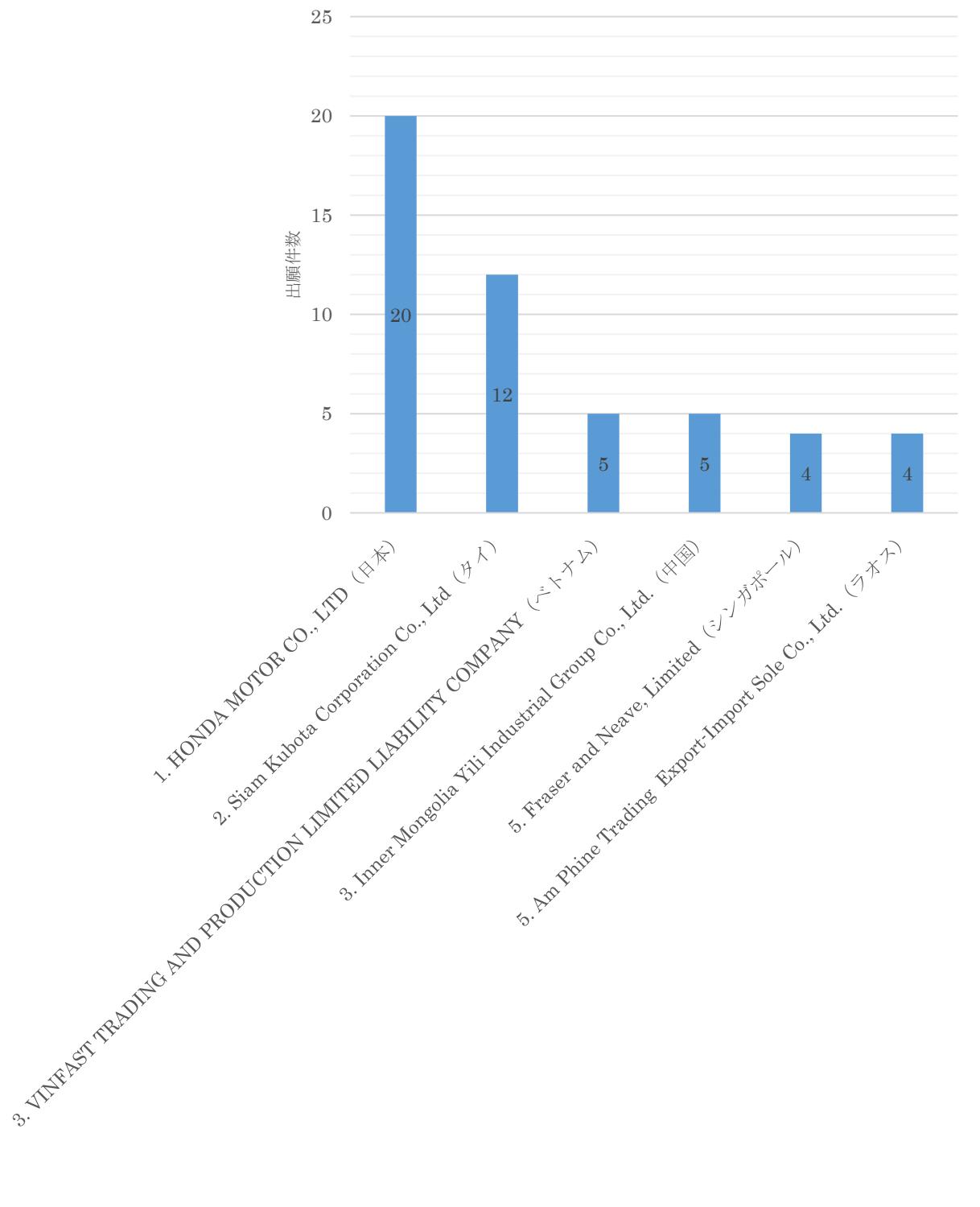
iv. 2017 年



情報ソース : LAOS IP DATABASE

v. 2018 年

3.5(1)① v 意匠の年別上位出願人（2018年）



情報ソース : LAOS IP DATABASE

2014 年から 2018 年にラオスにおいて意匠出願をした総数の上位国は日本(69 件)、次いでラオス (58 件)、タイ (49 件)、中国 (19 件)、カンボジア (13 件)、ベトナム (12 件)、シンガポール (7 件)、スペイン (6 件)、マレーシア (5 件)、韓国 (5 件)、ドイツ (4 件)、インド (4 件) と続く。その中でも、日本国籍の HONDA MOTOR CO., LTD.、タイ国籍の Siam Kubota Corporation Co., Ltd 等はコンスタントに毎年まとまった数の出願をおこなっている。

ラオス国籍の出願人も目立つが、上述 (2.3(2)② ii) の通り、登録に至る案件の割合はあまり高くない。

②意匠の国籍別上位出願人リスト

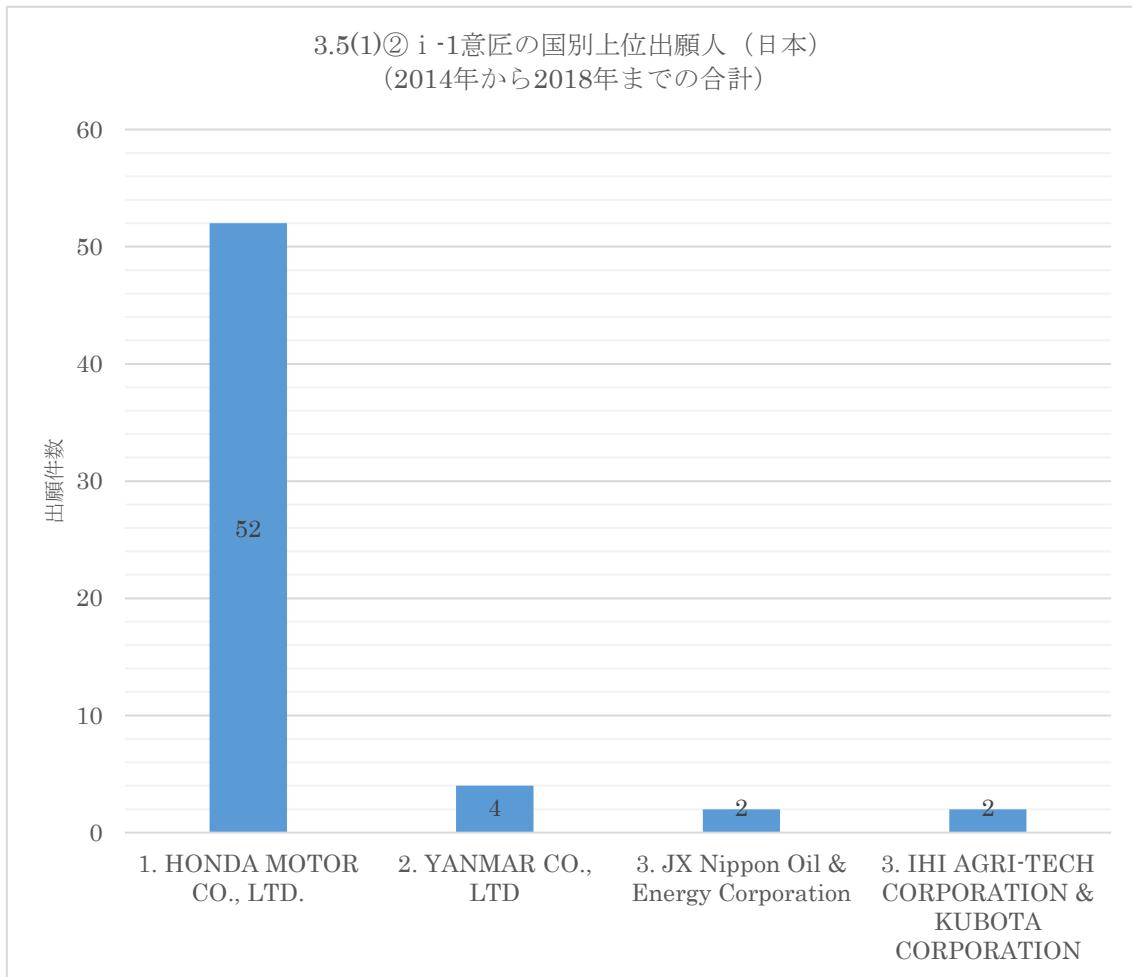
以下の図 3.5(1)② i ~ iv に、2014 年から 2018 年の意匠出願のうち、出願件数の多い出願人国籍（上位 5 か国に入る i. 日本、ii. ラオス、iii. タイ、iv. 中国）において、その中で出願件数の多い上位出願人の 2014 年から 2018 年の意匠出願の合計出願件数を一位から順に国籍別に示す。（各国第 1 位から第 3 位までを記載する。但し 3 位以内で同位がある場合には 4 位より前になる順位までの出願人を記載することとする。）

また、それぞれの図には 2 つのバージョン（図番号末尾の 1 と 2 で異なる）があり、図番号末尾 1 は 2014 年から 2018 年までの合計出願数による順位、図番号末尾 2 は、2014 年から 2018 年までの各年の出願数による順位のリストである。なお、各表は、該当出願人がいる年のみ表示する。

カンボジアは 2014 年から 2018 年の 5 年間の出願総数が 13 件で 5 位であったが、その全てが 2014 年出願の同一の個人名義の出願であるため、本項目からは除く。

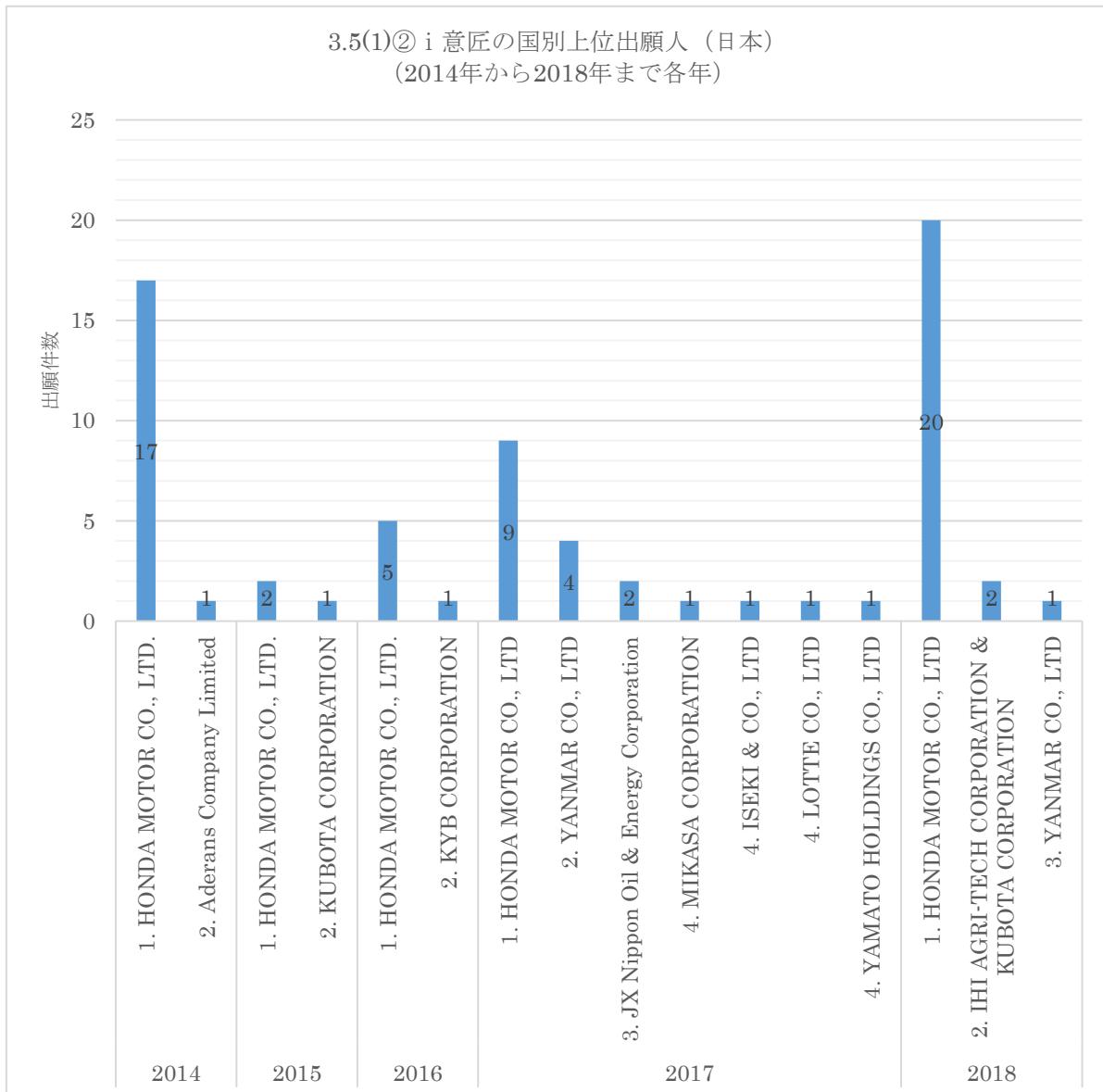
i. 日本

1. 2014年から2018年までの合計出願数による出願件数



情報ソース : LAOS IP DATABASE

2. 2014年から2018年までの各年の出願件数

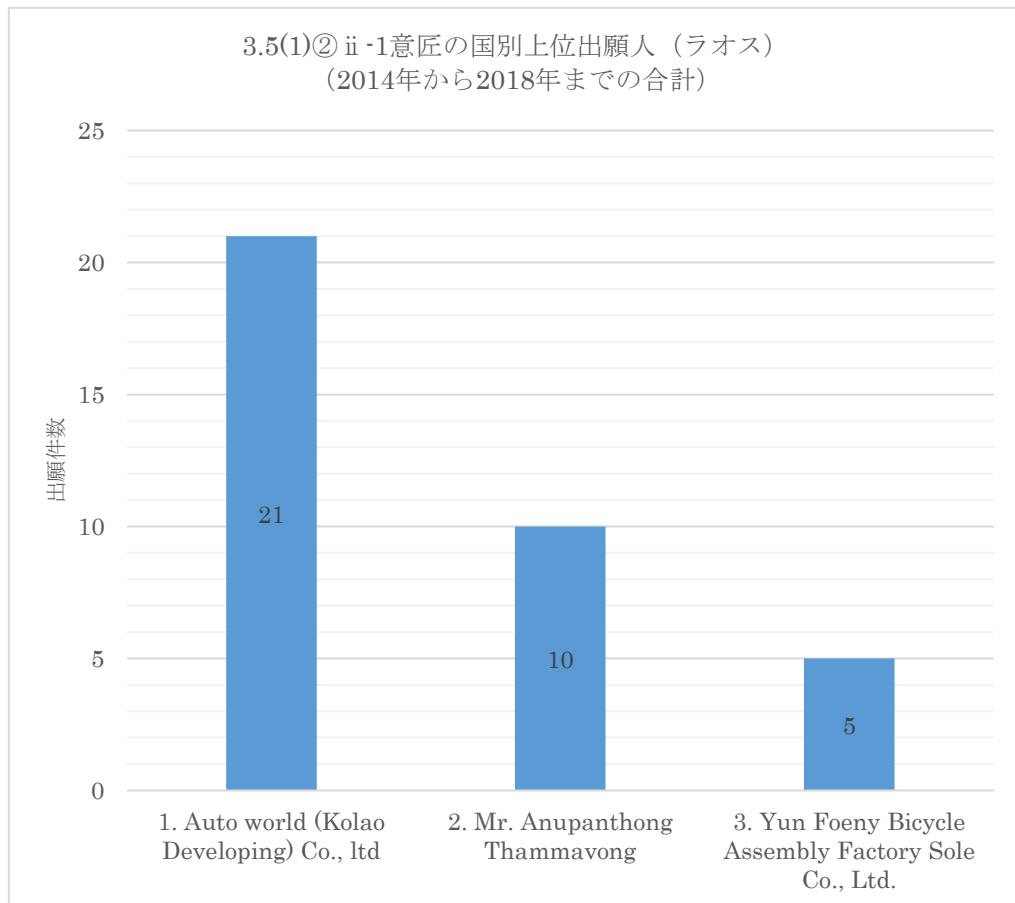


情報ソース : LAOS IP DATABASE

2018年 IHI AGRI-TECH CORPORATION と KUBOTA CORPORATION は共同出願人の案件でランクインしている。日本の出願人で全ての年で出願件数最多の HONDA MOTOR CO., LTD.は、毎年コンスタントにまとまった数の意匠出願をラオスにおいて出願している。

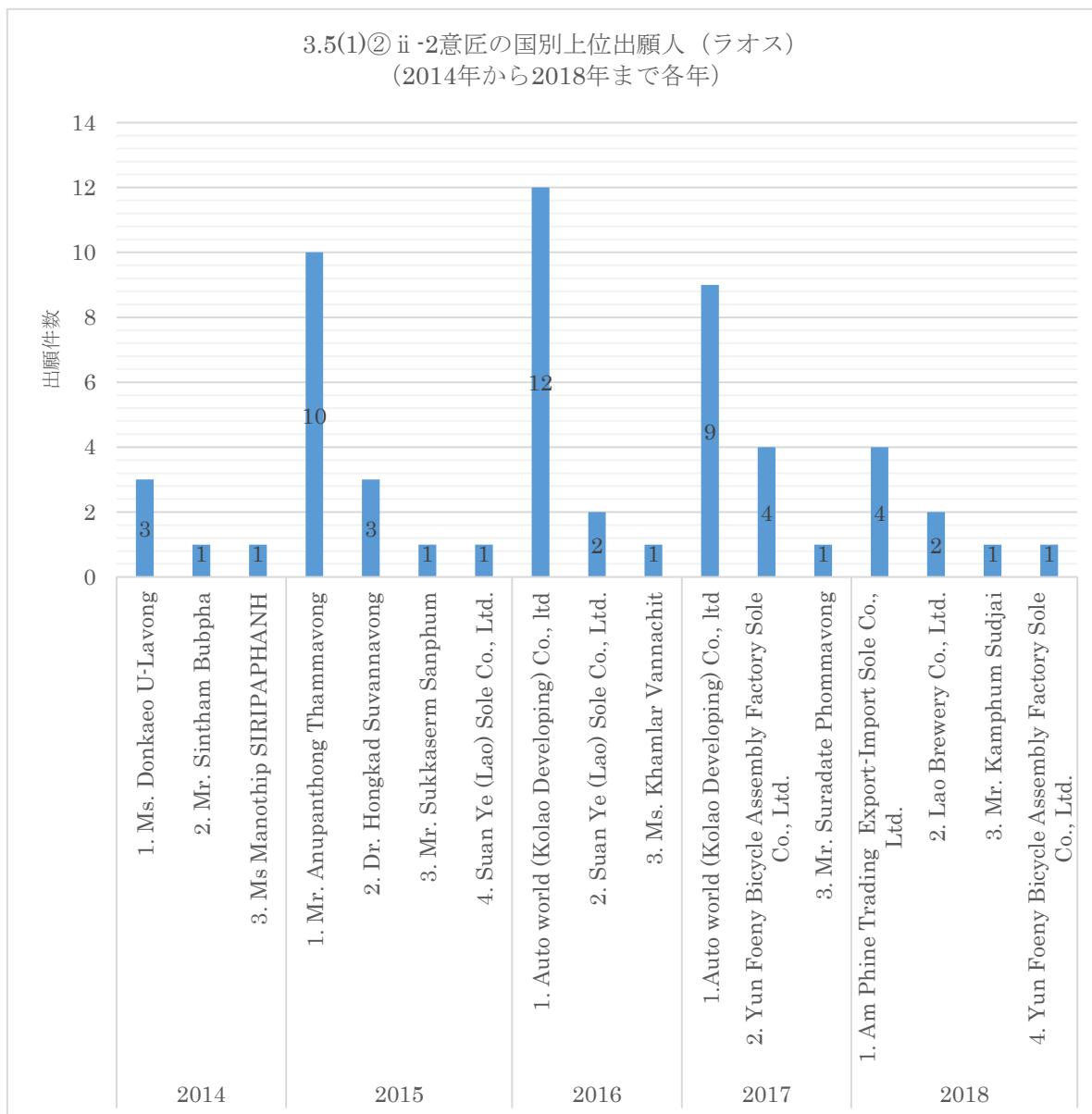
ii. ラオス

1. 2014年から2018年までの合計出願数による順位



情報ソース : LAOS IP DATABASE

2. 2014年から2018年までの各年の出願数による順位のリスト

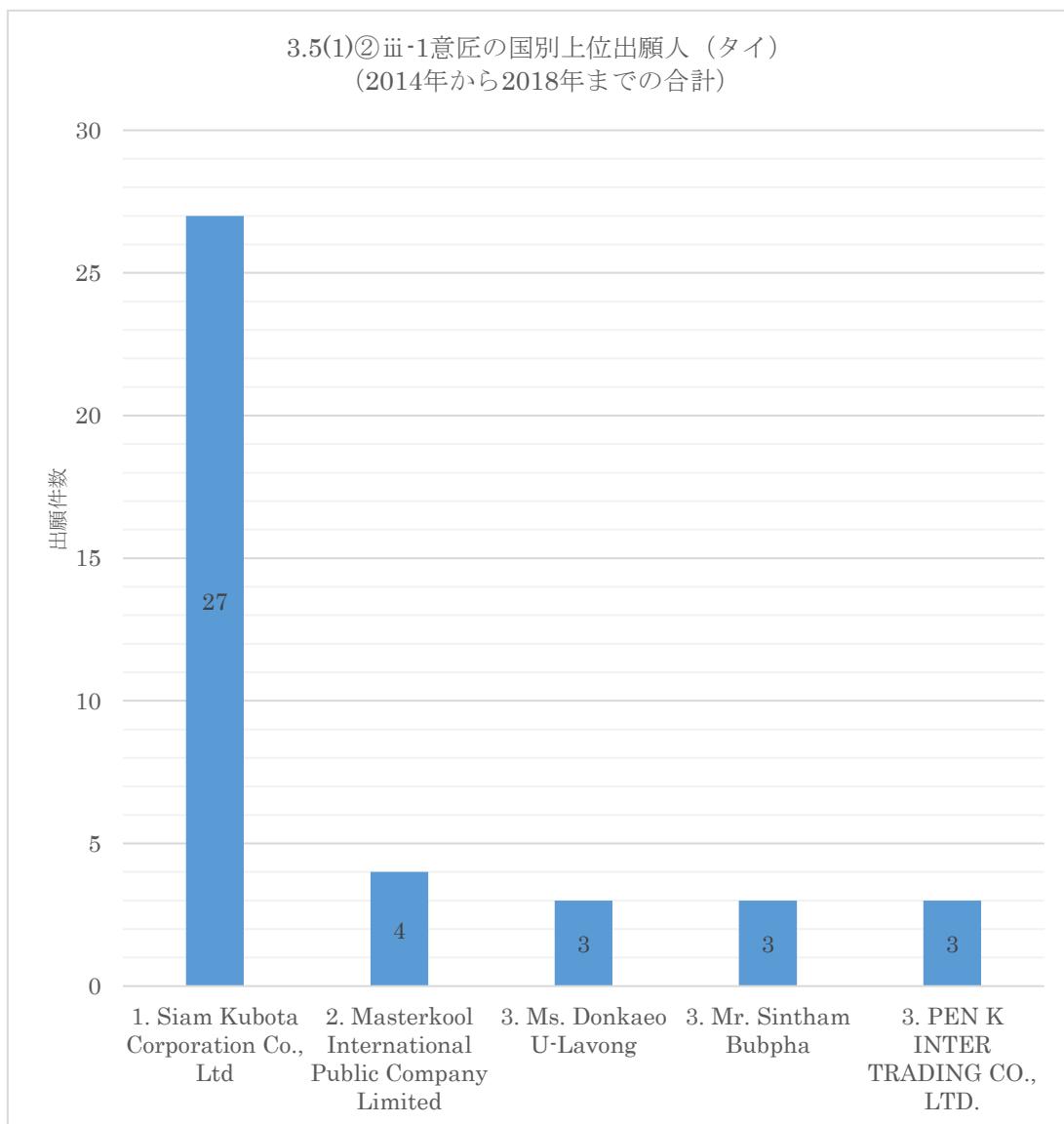


情報ソース : LAOS IP DATABASE

毎年複数のラオス国籍の出願人がラオスにおける意匠出願を出願している。しかしながら、Auto world (Kolao Developing) Co., ltd が 2016 年 12 件、2017 年 9 件と出願しているが、他にはコンスタントにまとまった数の出願をする出願人は見当たらない。

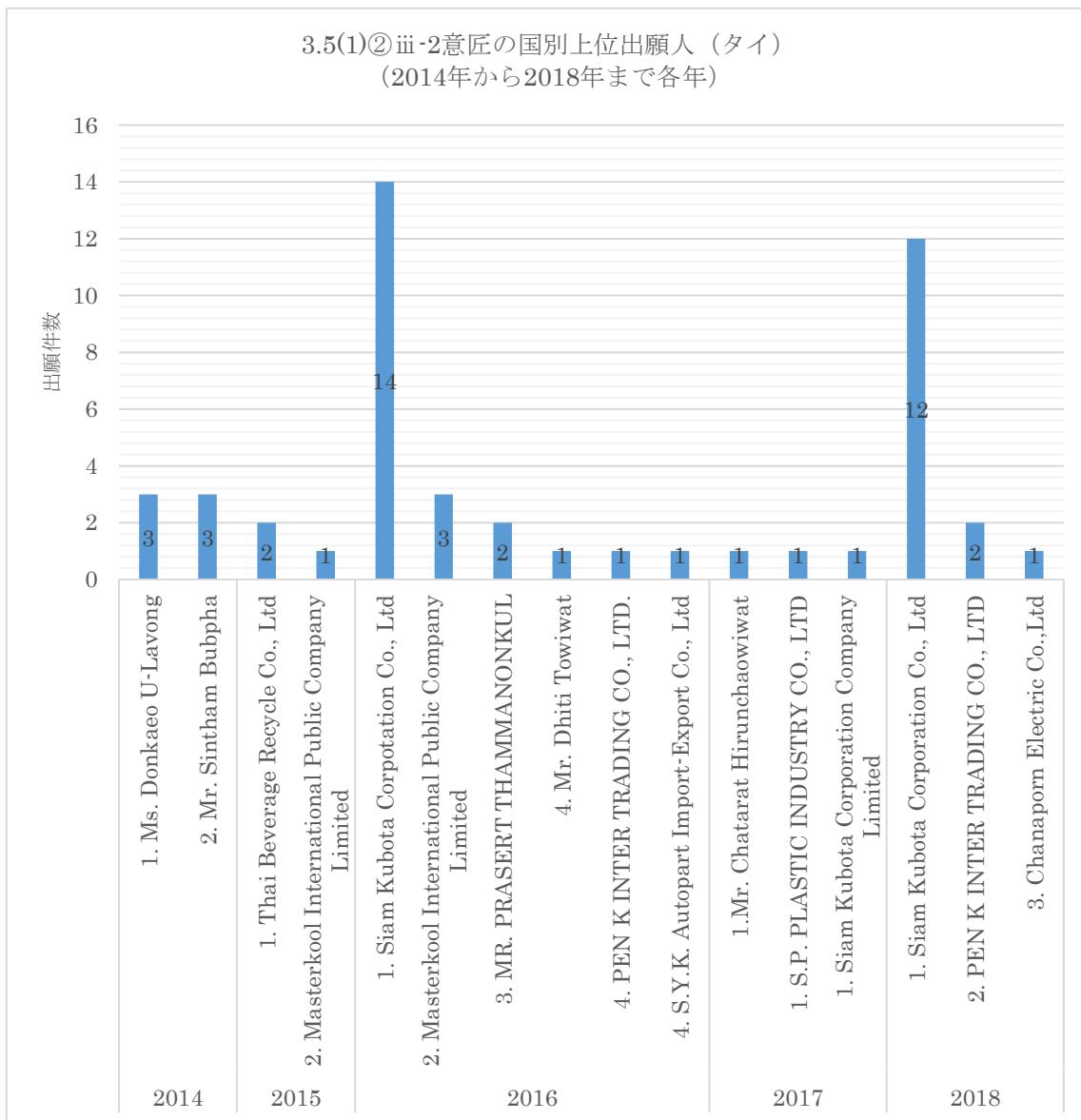
iii. タイ

1. 2014年から2018年までの合計出願数による順位



情報ソース : LAOS IP DATABASE

2. 2014年から2018年までの各年の出願数による順位のリスト

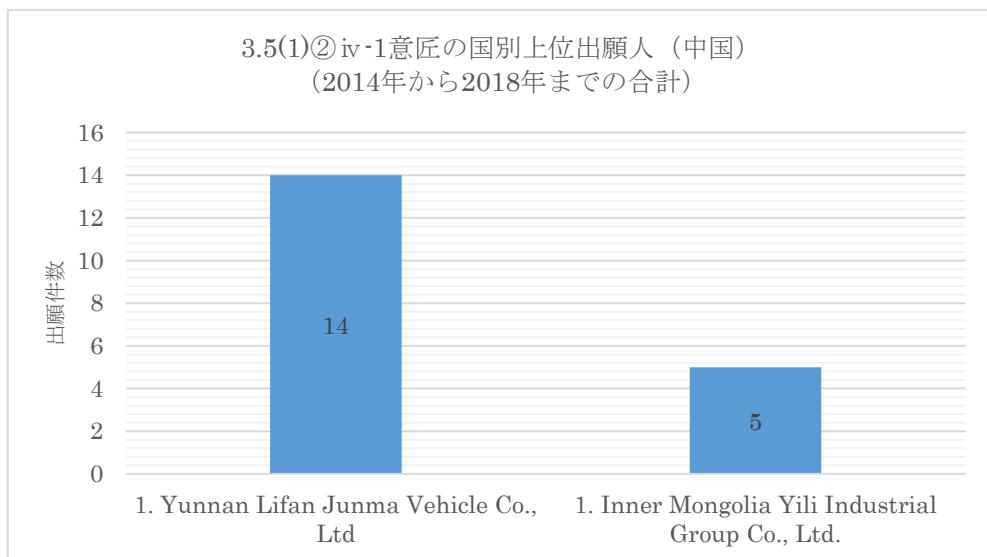


情報ソース : LAOS IP DATABASE

隣国であることから、タイからラオスへ毎年複数の出願人が意匠出願をおこなっている。特に、タイに住所がある Siam Kubota Corporation Co., Ltd は、毎年コンスタンツに出願して常に出願件数の上位を保ち、タイ国籍の出願人の出願件数を押し上げている。

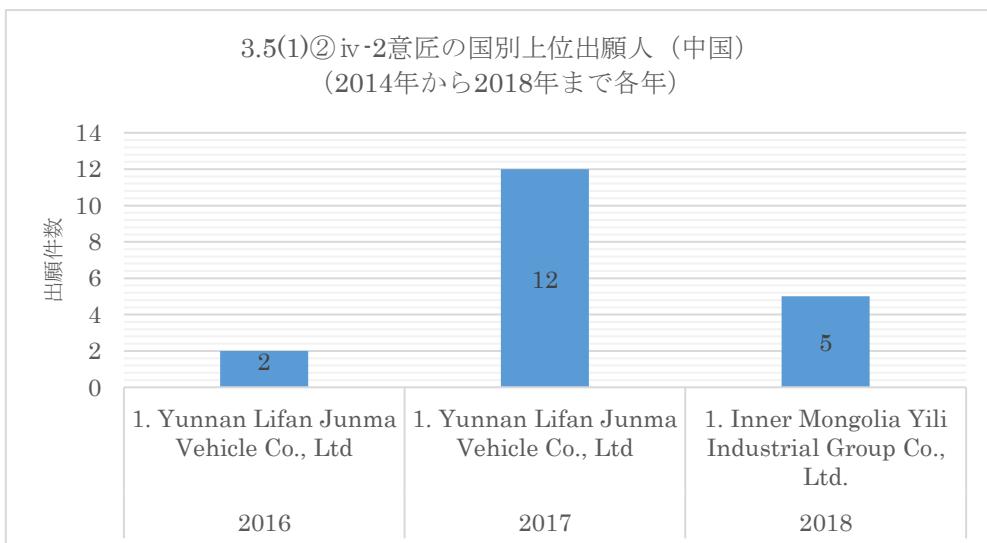
iv. 中国

1. 2014 年から 2018 年までの合計出願数による順位



情報ソース LAOS IP DATABASE

2. 2014 年から 2018 年までの各年の出願数による順位のリスト



情報ソース : LAOS IP DATABASE

中国国籍の出願人の案件において、出願があった年は 2016 年から 2018 年の 3 年間のみであったため、上記図には当該 3 年分のみ記載している。

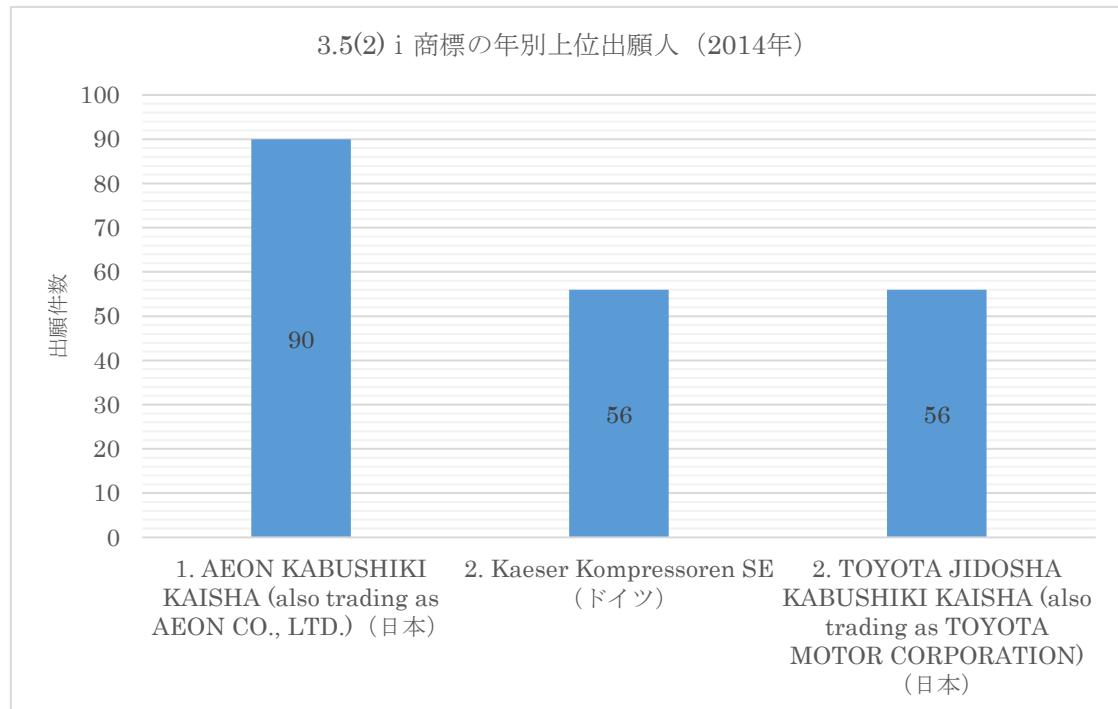
中国の出願人は 2014 年、2015 年は見られなかったが、Yunnan Lifan Junma Vehicle Co., Ltd は 2016 年 2 件、2017 年 12 件とまとめた数の出願をしている。2018 年も Inner Mongolia Yili Industrial Group Co., Ltd. が 5 件出願している。

(2) 商標の年別上位出願人リスト

以下の図 3.5(2) i ~ v に、2014 年から 2018 年の商標出願（2016 年以降は国際商標登録出願を含む）の出願件数の多い上位出願人リストの上位 1 位から 3 位までの出願件数を年別に示す。

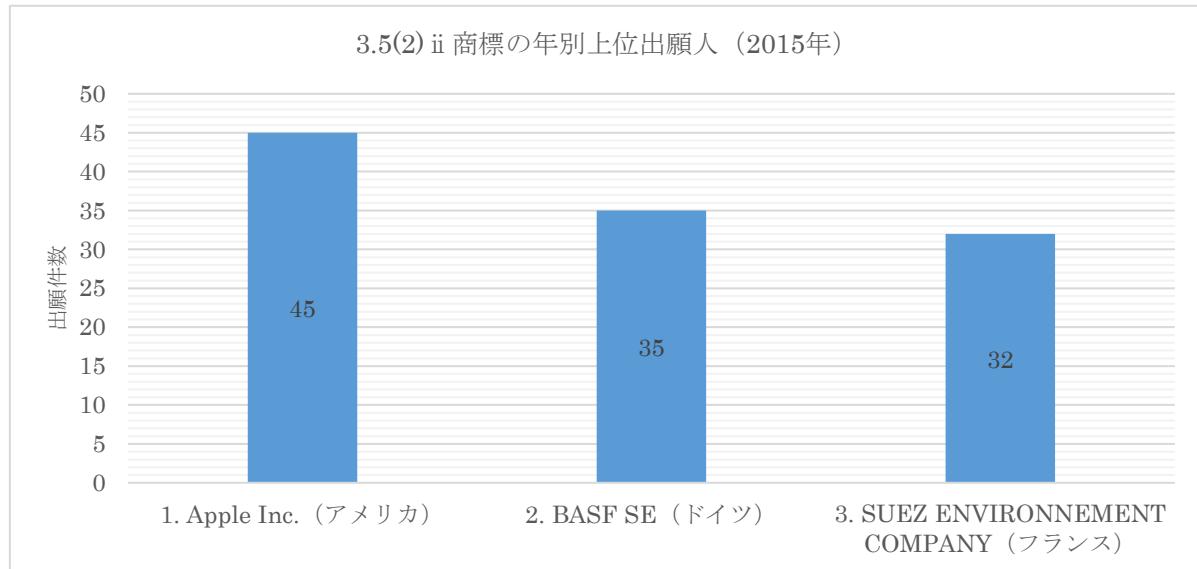
なお、本項の情報ソースに限り、LAOS IP DATABASE ではなく、TM View を情報ソースとする。出願日の定義が LAOS IP DATABASE と TM View とで異なるためこの年別上位出願人リストについては参考情報にすぎないことに留意。

i. 2014 年



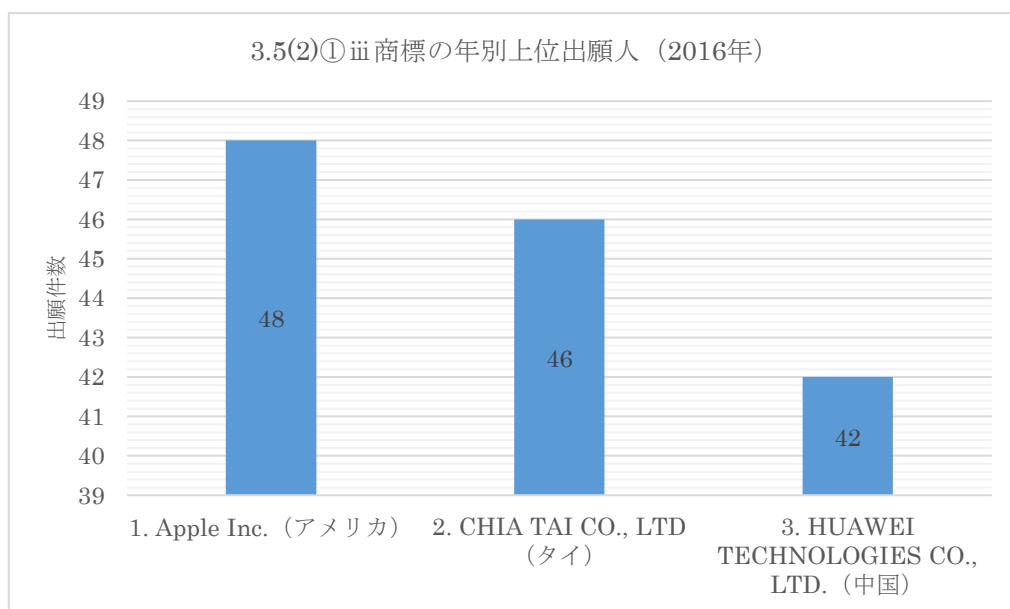
情報ソース : TM view

ii. 2015年



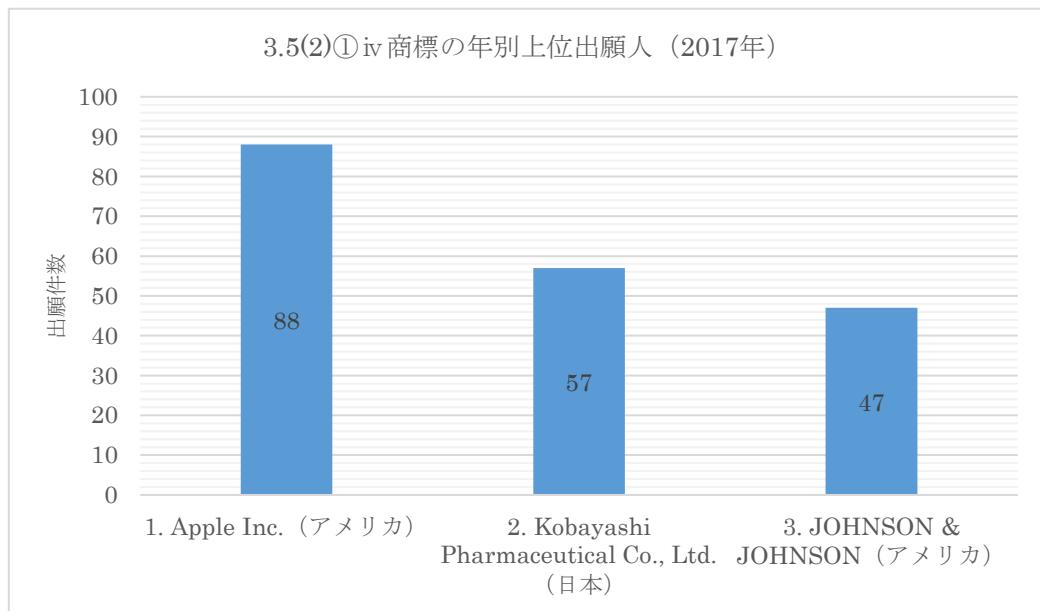
情報ソース : TM view

iii. 2016年



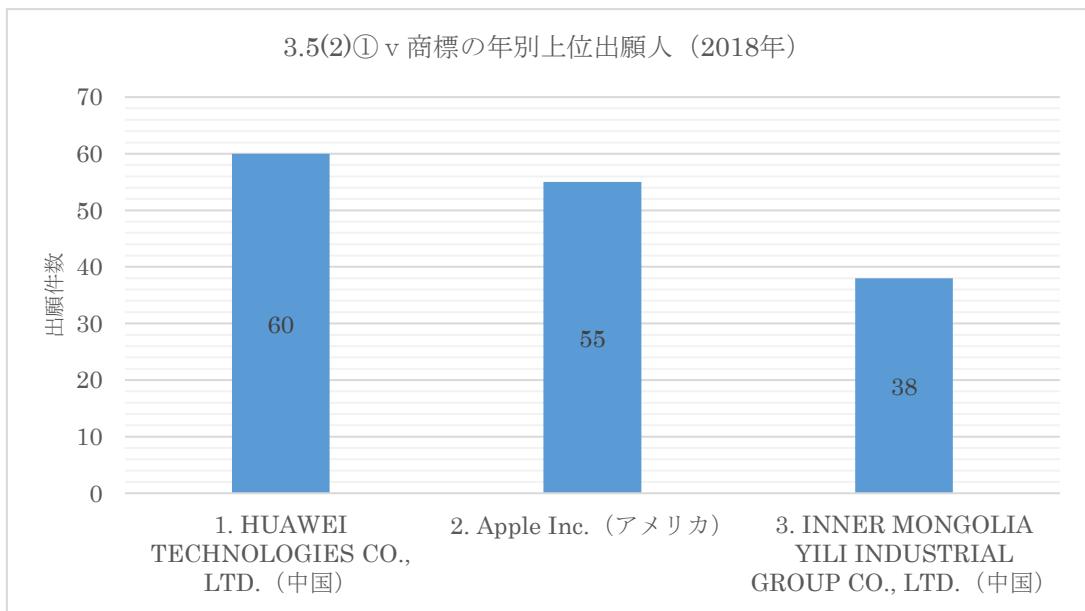
情報ソース : TM view

iv. 2017年



情報ソース : TM view

v. 2018年



情報ソース : TM view

2014年は総出願件数3,005件の内、1位がAEON KABUSHIKI KAISHA（日本）（90件）、2位は同順位の2社が存在し、Kaeser Kompressoren SE（ドイツ）（56件）及びTOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA（日本）（56件）である。

2015年は総出願件数2,988件の内、1位がApple Inc.（アメリカ）（45件）、2位が

BASF SE (ドイツ) (35 件)、第 3 位が SUEZ ENVIRONNEMENT COMPANY (フランス) (日本) (32 件) である。この年より 2017 年を除く 2018 年まで、Apple Inc. が毎年出願件数 1 位となっている。なお、2014 年は Apple Inc. は出願件数順位が 6 位であった。

2016 年は総出願件数 2,548 件の内、1 位が Apple Inc. (アメリカ) (48 件)、2 位が CHIA TAI CO., LTD (タイ) (46 件)、第 3 位が HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD. (中国) (42 件) である。

2017 年は総出願件数 3,380 件の内、1 位が Apple Inc. (アメリカ) (88 件)、2 位が Kobayashi Pharmaceutical Co., Ltd. (日本) (57 件)、第 3 位が JOHNSON & JOHNSON (アメリカ) (47 件) である。

2018 年は総出願件数 3,257 件の内、1 位が HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD. (中国) (60 件)、2 位が Apple Inc. (アメリカ) (55 件)、3 位が INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO., LTD. (中国) (38 件) である。

全体的にみると Apple Inc. や HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD. のような情報通信系の企業が近年は上位を占めているが、日系企業では、トヨタ自動車や、各年上位三位までには入っていないがこの他 Nissan Jidousha (2015 年 6 位) や HondaMotor (2014 年 18 位) のような輸送機械製造業が多かった。

第4章 ミャンマー

1. 調査方法

現在商標の登記を所管する農業畜産灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation）農地管理統計局（Department of Agricultural Land Management and Statistics）から登記情報を直接入手するとともに、ヤンゴン登記所からは、ヤンゴン地方域（Yangon Region）のうちヤンゴン市開発委員会（Yangon City Development Committee, YCDC）によって統治される 33 の郡区（Township）における登記情報を直接入手した。また、ネピドー登記所の登記官にインタビューを行い、商標登記に関して話を伺った。

2. 統計情報

2. 1 知的財産権の登記総数

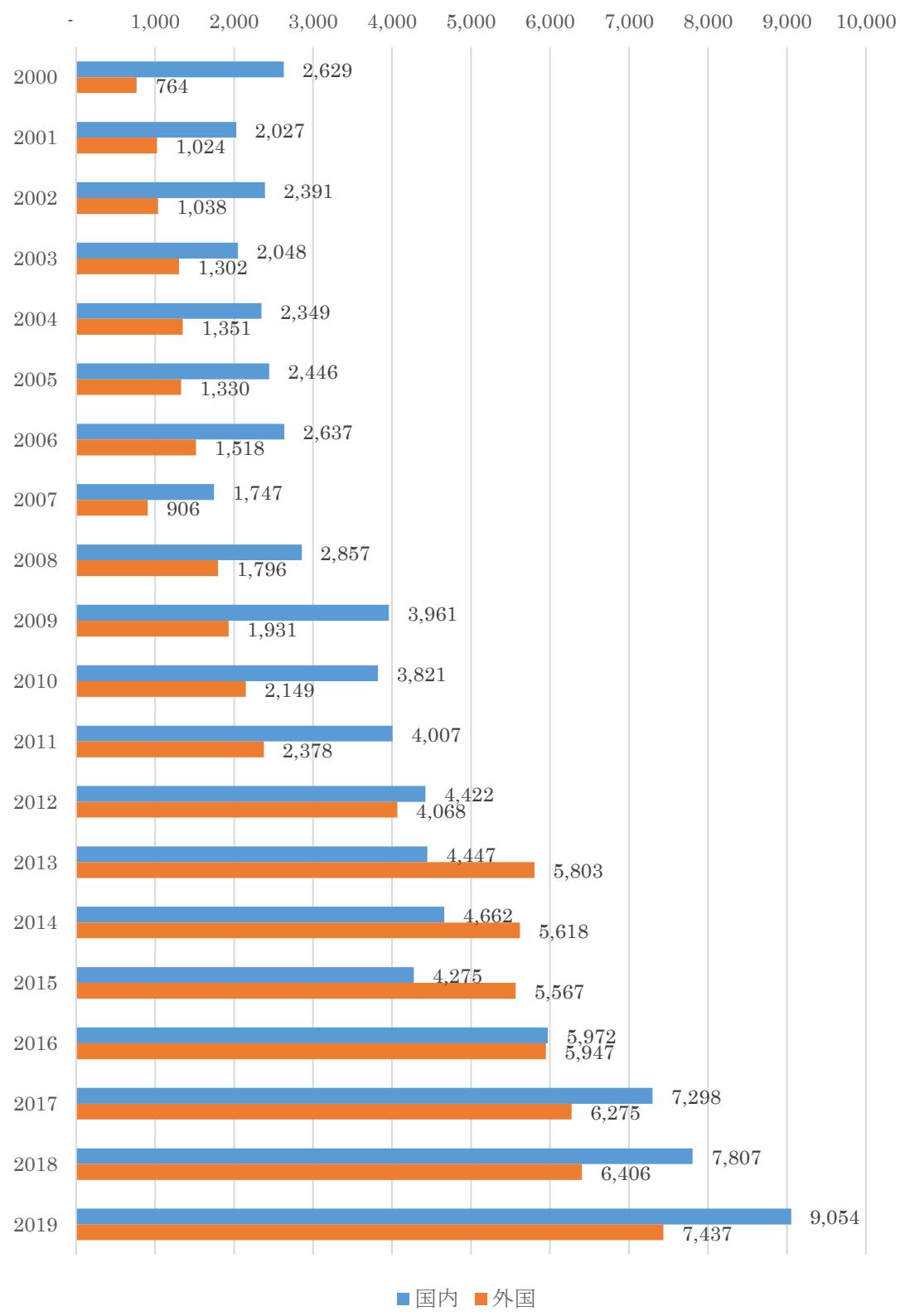
以下にミャンマー国内で 1946 年から 2019 年 12 月までに登記された知的財産権の登記件数を示す。全国に 324 か所ある登記所では、特許、商標などの権利種別に関わらず「知的財産」として記録しているため、下記に示す件数には、商標の他、過去に登記された特許および意匠も混在している。ただし、現地の特許事務所の話によれば過去数十年の特許および意匠の登記件数は合計で 100 件前後であろうとのことであるから、下記に示す件数はほぼ商標の登記件数と解釈することができる。下記の表において国内とはミャンマー国内を意味し、外国とはミャンマー以外の国を意味する。この登記の総数には後で説明するヤンゴン登記所で得られた登記件数も含まれている。また、2000 年以降の各年の登記件数については、図 4.1 にまとめている。

年	国内	外国	計
1946	490	97	587
1947	352	191	543
1948	540	229	769
1949	1,487	248	1,735
1950	1,093	337	1,430
1951	860	274	1,134
1952	947	524	1,471
1953	997	435	1,432
1954	1,144	405	1,549
1955	1,114	218	1,332
1956	1,887	360	2,247
1957	1,348	292	1,640
1958	1,372	486	1,858
1959	1,152	249	1,401
1960	913	203	1,116

1961	969	251	1,220
1962	783	180	963
1963	807	165	972
1964	698	170	868
1965	1,136	183	1,319
1966	1,784	216	2,000
1967	762	115	877
1968	594	113	707
1969	414	105	519
1970	629	231	860
1971	698	193	891
1972	493	131	624
1973	608	195	803
1974	580	130	710
1975	706	159	865
1976	807	205	1,012
1977	1,133	204	1,337
1978	1,019	152	1,171
1979	936	130	1,066
1980	832	187	1,019
1981	799	177	976
1982	1,083	185	1,268
1983	956	124	1,080
1984	943	367	1,310
1985	1,222	199	1,421
1986	804	204	1,008
1987	939	125	1,064
1988	543	146	689
1989	892	218	1,110
1990	926	295	1,221

1991	894	359	1,253
1992	1,255	399	1,654
1993	1,295	201	1,496
1994	1,614	117	1,731
1995	1,678	870	2,548
1996	2,058	1,085	3,143
1997	1,526	1,166	2,692
1998	1,614	1,079	2,693
1999	2,415	1,296	3,711
2000	2,629	764	3,393
2001	2,027	1,024	3,051
2002	2,391	1,038	3,429
2003	2,048	1,302	3,350
2004	2,349	1,351	3,700
2005	2,446	1,330	3,776
2006	2,637	1,518	4,155
2007	1,747	906	2,653
2008	2,857	1,796	4,653
2009	3,961	1,931	5,892
2010	3,821	2,149	5,970
2011	4,007	2,378	6,385
2012	4,422	4,068	8,490
2013	4,447	5,803	10,250
2014	4,662	5,618	10,280
2015	4,275	5,567	9,842
2016	5,972	5,947	11,919
2017	7,298	6,275	13,573
2018	7,807	6,406	14,213
2019	9,054	7,437	16,491
総計	136,397	81,183	217,580

4.1 2000年以降の登記総数（ヤンゴン登記所での登記数を含む）



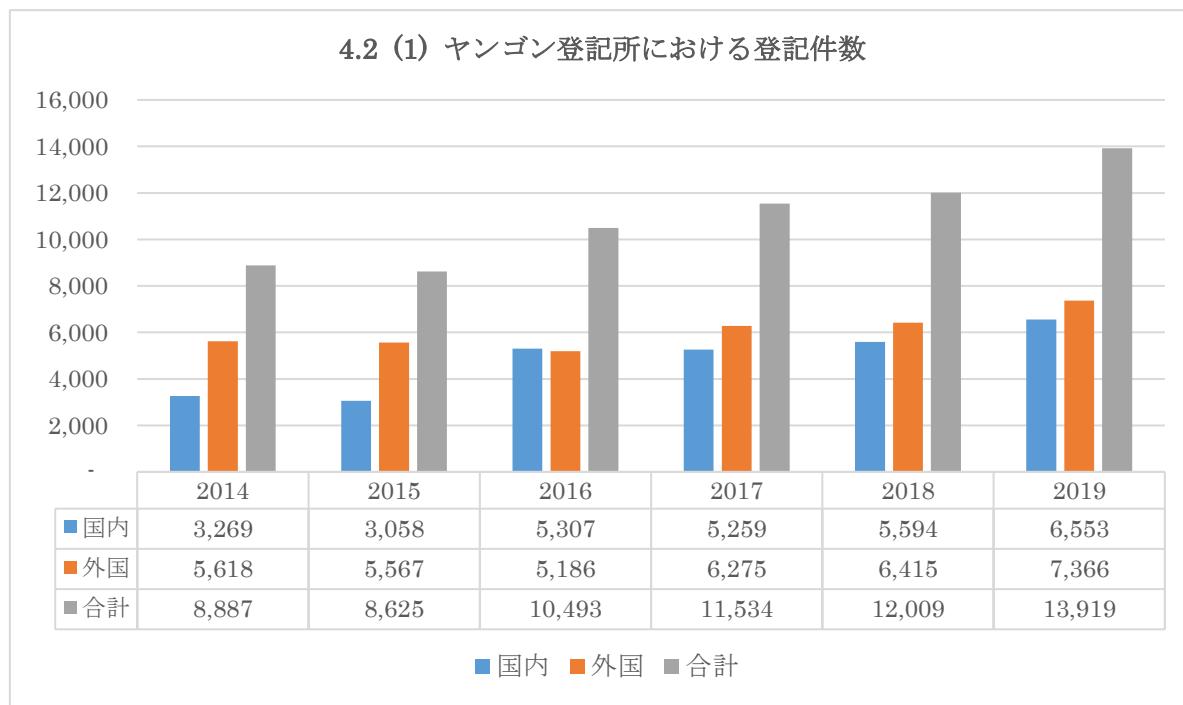
情報ソース：農業畜産灌漑省 農地管理統計局より取得した登記総数

1946 年から 2019 年までの総計は 217,580 件で、うち国内からの登記が計 136,397 件、外国からの登記が計 81,183 件であった。全体の約 6 割が国内からの登記で占めている。全体数で見ると 2007 年までは緩やかな増加傾向にあるが、2008 年以降は毎年 1.2 倍前後の割合で増加している。外国からの登記においては、過去 10 年で約 3.5 倍に増加した。2019 年 1 月に商標法法案が成立し、今後知的財産庁が開庁して商標登録出願の受付が開始される。現制度の下登記所で登記された商標については優遇措置として開庁 6 か月前のソフトオープニング期間中に先行して出願を受け付け、開庁当日の出願日を確保することができるところから、2019 年の登記件数は国内、外国ともに増加が継続している。2020 年 1 月時点での、いつまでに登記された商標が優遇措置を受けられるかについては具体的に決定されていない。

2. 2 ヤンゴン登記所における知的財産権の登記件数

(1) 国内および外国からの登記件数

図 4.2 (1) に 2014 年から 2019 年までにヤンゴン登記所より取得した、ヤンゴン地方域 (Yangon Region) 内の 33 の郡区 (Township) で登記された知的財産権の各年の登記件数 (国内、外国及びこれらの合計) を示す。上記 2.1 で紹介した総数と同様の理由で、以下の数字も知的財産全般の登記件数ではあるが、ほぼ商標の登記件数と解釈することができる。



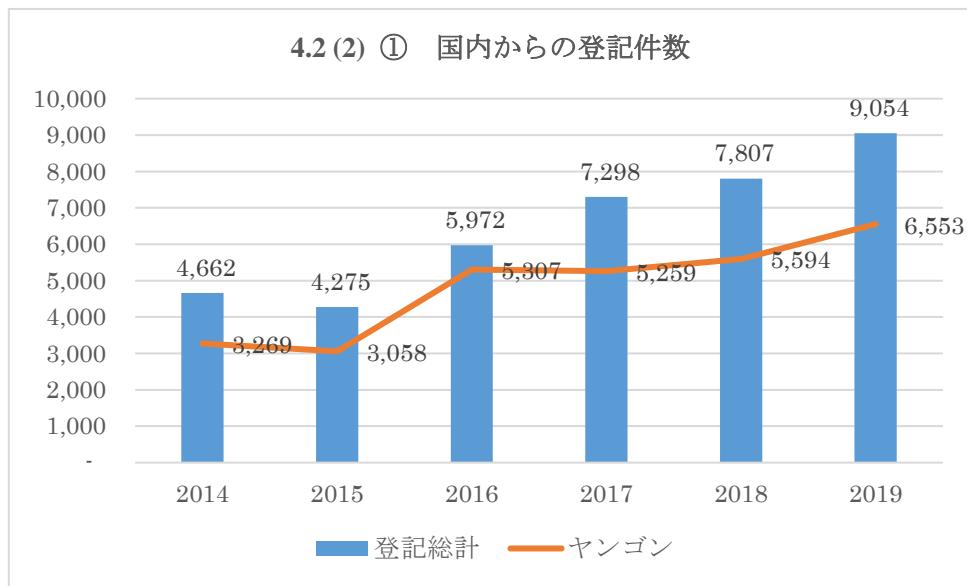
情報ソース：農業畜産灌漑省ヤンゴン登記所より取得した登記件数

国内、外国とともに、過去 5 年の登記件数は増加傾向にある。2014 年の国内と外国の割合は約 1 : 2 であったが、2016 年以降は外国からの登記件数に対して国内からの登記件数の割合が高くなっている。

(2) 国内総数との比較

以下図 4.2(2)①②に、過去 6 年間の登記総数とヤンゴンでの登記件数とを比較する。

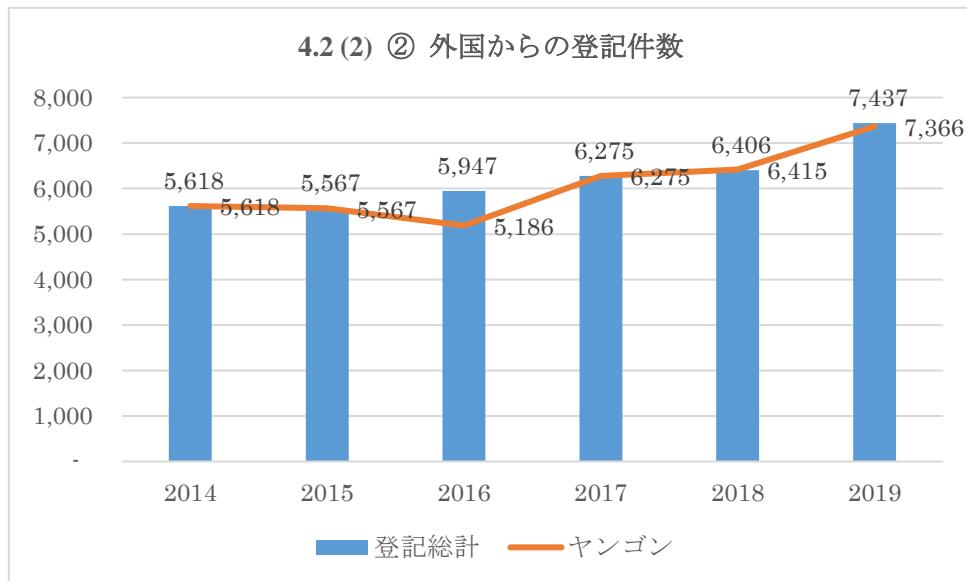
①国内からの登記件数



情報ソース：農業畜産灌漑省農地管理統計局から入手した登記総数、農業畜産灌漑省
ヤンゴン登記所より取得した登記件数

登記総計に対するヤンゴン登記所より取得した登記件数の割合をみると、この 6 年では国内の登記は、毎年全体の約 7~8 割がヤンゴンで行われていることがわかる。

②外国からの登記件数



情報ソース：農業畜産灌漑省農地管理統計局から入手した登記総数、農業畜産灌漑省
ヤンゴン登記所より取得した登記件数

2018年の登録総計6,406件に対し同年のヤンゴン登記所での登記件数が6,415件となっている点に矛盾が生じているが、外国からの登記は、ほぼ全てがヤンゴン登記所でおこなわれていることがわかる。

2. 3 ネピドー登記所における商標登記

ネピドー登記所を訪問し、登記官にインタビューを行った。同登記所で登記された登記件数は、2019年10月および11月がそれぞれ5件、12月は2件で、いずれも国内からの「商標」の登記であった。

登記官がある海外からの登記の申請人に直接聞いた話として、その申請人は過去に同一の商標をネピドー、ヤンゴン、マンダレーでそれぞれ登記したケースがあったということだった。したがって、上記2.1の登記件数の中には、同一の商標が複数含まれている可能性がある。

付録

付録A：データベース比較

2.データベース比較												
2.1類の財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願件数	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE	ASEAN PATENTSCOPE E※1	Laos IP Database (Patent)	WIPO IP PORTAL Global Design Database	DesignView	ASEAN DesignView	Laos IP Database (Design)	WIPO IP PORTAL Global Brand Database	TM View	ASEAN TM View	Cambodia Trademark Database	Laos IP Database (Trademark)
年別出願件数	○	○	○	△※2	○	○	○	○	△※3	○	○	○
国別出願件数	○	○	×	○	△※4	△※4	△※5	○	△※4	△※4	○	△※5
分類別出願件数	△※6	×	×	○	○	○	△※6	○	○	○	○	○
ルート別出願件数	○	×	△※7	×	○	×	—	×	○	△※8	○	○
2.3類の財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の権利化期間	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE	ASEAN PATENTSCOPE E※1	Laos IP Database (Patent)	WIPO IP PORTAL Global Design Database	DesignView	ASEAN DesignView	Laos IP Database (Design)	WIPO IP PORTAL Global Brand Database	TM View	ASEAN TM View	Cambodia Trademark Database	Laos IP Database (Trademark)
年別権利化期間	×	×	△※9	△※9	△※9	△※10※9	△※9	△※9	△※9	△※10※9	×	△※9
国別権利化期間	×	×	×	×	△※4※9	△※4※10※9	△※5※9	×	△※4※9	△※4※10※9	×	△※5※9
分類別権利化期間	×	×	×	△※9	△※9	△※10※9	△※9	△※9	△※9	△※10※9	×	△※9
ルート別権利化期間	×	×	△※9※7	×	△※9	×	—	×	△※9	△※10※9※8	×	△※9
2.4類の財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の登録率	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE	ASEAN PATENTSCOPE E※1	Laos IP Database (Patent)	Global Design Database	DesignView	ASEAN DesignView	Laos IP Database (Design)	Global Brand Database	TM View	ASEAN TM View	Cambodia Trademark Database	Laos IP Database (Trademark)
知的財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の登録率	×	×	○	×	○	△※10	○	○	○	○	×	○
2.5類の財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の上位出願人リスト	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE	ASEAN PATENTSCOPE E※1	Laos IP Database (Patent)	Global Design Database	DesignView	ASEAN DesignView	Laos IP Database (Design)	Global Brand Database	TM View	ASEAN TM View	Cambodia Trademark Database	Laos IP Database (Trademark)
年別上位出願人リスト	○	×	×	×	○	△※10	×	△※10	○	△※10	×	×
国別上位出願人リスト	○	×	×	×	△※4	△※4※10	×	×	○	△※4※10	×	×

記号:注釈の説明

- 検索可能
- △ 案件付きで検索可能
- ✗ 検索不可能（専用の検索BOXまたはフィルターなし）
- *1 曰「時間によってアクセス不可」になる。
- *2 検索数が2件の他サイトと異なる。
- *3 マドプロ経由国際出願について、国際出願日が出願日として検索されるため、検索件数が他のサイトと大きく異なる。
- *4 あらかじめ検索国を決めてAdvanced Searchすれば可能。
- *5 国籍の項目がないが、あらかじめ検索国を決めて検索すれば出願人の住所から検索可能。各案件の情報登録に国名の抜けがある場合検索結果から漏れる。
- *6 検索可能だが各案件の情報登録に分類の抜けがある場合は検索から漏れる。
- *7 "PCT National Phase"のフィルターはあるが、CPG等は見当たらない。
- *8 出願番号"TM"で検索すれば可能。
- *9 年または数年単位の期間は検索可能。
- *10 フィルター機能があるが現在使えない状態となっている。使えば検索可能。

WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

ASEAN PATENTSCOPE

<http://ipsearch.aseanip.org/wopublis-search/public/>

WIPO IP PORTAL Global Design Database:

<http://www.wipo.int/designdb/en/index.jsp>

Design View:

<http://www.tmdn.or.jp/tmdsview-web/welcome>

ASEAN DesignView:

<http://www.ASEAN-designview.org/designview/welcome>

WIPO IP PORTAL Global Brand Database:

<https://www3.wipo.int/handdb/en/index.jsp>

TM view:

<https://www.tmdn.or.jp/tmview/welcome.html>

ASEAN TMview:

<http://www.ASEAN-tmview.org/tmview/welcome>

Cambodia Trademark Database:

<http://www.cambodiaip.gov.kh/SearchMark.aspx>

LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFFC413ECBB17FE?1&lang=en>

付録 B : 抽出データ数

付録 B-1

データ再抽出日：2020年1月15日

カンボジアにおける特許年別出願件数（2014年～2018年）

Year	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	5	5
2015	6	6
2016	4	5
2017	3	3
2018	1	1

カンボジアにおける特許年別登録件数（2014年～2018年）

Year	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	0	-
2015	1	-
2016	10	-
2017	11	-
2018	8	-

ASEAN PATENTSCOPE:

<http://ipsearch.ASEANip.org/wopublish-search/public/patents?1>

WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

付録 B-2

データ再抽出日：2020年1月15日

カンボジアにおける実用新案年別出願件数（2014年～2018年）

Year	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	2	2
2015	0	0
2016	1	1
2017	0	0
2018	0	0

カンボジアにおける実用新案年別登録件数（2014年～2018年）

Year	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	0	-
2015	0	-
2016	0	-
2017	0	-
2018	3	-

ASEAN PATENTSCOPE:

<http://ipsearch.ASEANip.org/wopublish-search/public/patents?1>

WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

付録 B-3

データ再抽出日：2020年1月15日
カンボジアにおける意匠年別出願件数（2014年～2018年）

Year	ASEAN Design View	Design View	Global Design Database
2014	78	78	78
2015	68	68	68
2016	96	96	96
2017	97	97	145
2018	79	79	114

カンボジアにおける意匠年別登録件数（2014年～2018年）

Year	ASEAN Design View	Design View	Global Design Database
2014	46	46	46
2015	100	100	100
2016	76	76	76
2017	102	102	150
2018	100	100	143

ASEAN DesignView:

<http://www.asean-designview.org/designview/welcome>

DesignView:

<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome.html>

WIPO IP PORTAL Global Design Database:

<https://www3.wipo.int/designdb/en/index.jsp>

付録 B-4

データ再抽出日：2020年1月15日
カンボジアにおける商標年別出願件数（2014年～2018年）

Year	Cambodia Trademark Database	ASEAN TM View	TM View	Global Brand Database
2014	6,146	6,102	6,102	6,134
2015	6,345	6,326	5,457	6,345
2016	7,088	7,068	5,117	7,088
2017	7,961	7,960	5,523	7,962
2018	8,659	8,649	5,679	8,667

カンボジアにおける商標年別登録件数（2014年～2018年）

Year	Cambodia Trademark Database	ASEAN TM View	TM View	Global Brand Database
2014	4,557	1,141	1,140	4,813
2015	4,199	3,642	2,907	5,096
2016	4,698	5,327	3,853	6,380
2017	4,711	5,601	4,013	6,801
2018	5,455	4,185	3,416	8,007

Cambodia Trademark Database:

<http://www.cambodiaip.gov.kh/SearchMark.aspx>

TM view:

<https://www.tmdn.org/tmview/welcome.html>

ASEAN TMview:

<http://www.ASEAN-tmview.org/tmview/welcome>

Global Brand Database:

<https://www3.wipo.int/branddb/en/index.jsp>

付録 B-5

データ抽出日：2019年11月18日
 ラオスにおける特許年別出願件数（2014年～2018年）

出願年	LAOS IP DATABASE	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	53	4	4
2015	62	1	1
2016	100	0	0
2017	65	0	0
2018	15	0	0

ラオスにおける特許年別登録件数（2014年～2018年）

登録年	LAOS IP DATABASE	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	0	2	-
2015	0	2	-
2016	0	3	-
2017	3	0	-
2018	0	5	-

LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?1&lang=en>

ASEAN PATENTSCOPE:

<http://ipsearch.aseanip.org/wopublish-search/public/patents?1>

WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

付録 B-6

データ抽出日：2019年11月18日
 ラオスにおける小特許年別出願件数（2014年～2018年）

出願年	LAOS IP DATABASE	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	4	0	0
2015	8	0	0
2016	6	0	0
2017	16	0	0
2018	0	0	0

ラオスにおける小特許年別登録件数（2014年～2018年）

登録年	LAOS IP DATABASE	ASEAN PATENTSCOPE	WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE
2014	0	0	-
2015	0	0	-
2016	0	0	-
2017	0	0	-
2018	0	0	-

LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?1&lang=en>

ASEAN PATENTSCOPE:

<http://ipsearch.aseanip.org/wopublish-search/public/patents?1>

WIPO IP PORTAL PATENT SCOPE

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

付録 B-7

データ抽出日：2019年11月18日

ラオスにおける意匠年別出願件数（2014年～2018年）

Year	LAOS IP DATABASE	ASEAN Design View	Design View	WIPO IP PORTAL Global Design Database
2014	58	58	58	53
2015	28	28	28	17
2016	49	49	49	30
2017	62	62	62	27
2018	67	67	67	19

ラオスにおける意匠年別登録件数（2014年～2018年）

Year	LAOS IP DATABASE	ASEAN Design View	Design View	WIPO IP PORTAL Global Design Database
2014	32	32	32	32
2015	54	54	54	54
2016	17	17	17	17
2017	3	3	3	3
2018	-	-	-	-

LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?1&lang=en>

ASEAN DesignView:

<http://www.asean-designview.org/designview/welcome>

DesignView:

<https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome.html>

WIPO IP PORTAL Global Design Database:

<https://www3.wipo.int/designdb/en/index.jsp>

付録 B-8

データ抽出日：2019年11月18日

ラオスにおける商標年別出願件数（2014年～2018年）

Year	LAOS IP DATABASE	ASEAN TM View	TM View	WIPO IP PORTAL Global Brand Database
2014	2,874	2,874	3,005	2,874
2015	2,839	2,839	2,988	2,839
2016	2,628	2,628	2,548	2,628
2017	3,309	3,309	3,380	3,309
2018	3,475	3,475	3,257	3,479

ラオスにおける意匠年別登録件数（2014年～2018年）

Year	LAOS IP DATABASE	ASEAN TM View	TM View	WIPO IP PORTAL Global Brand Database
2014	2,749	2,749	2,880	2,749
2015	3,251	3,251	3,400	3,251
2016	2,389	2,389	3,151	2,389
2017	3,175	3,173	3,537	3,174
2018	1,683	1,682	2,609	1,684

LAOS IP DATABASE:

<http://online.dip.gov.la/ipsearch/public/home;jsessionid=169B908D307DB0A9FFEFC413ECB817FE?1&lang=en>

ASEAN TMview:

<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

TM View:

<https://www.tmdn.org/tmview/welcome.html>

WIPO IP PORTAL Global Brand Database:

<https://www3.wipo.int/branddb/en/index.jsp>

特許庁委託事業

カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報の調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部

協力

S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

2020年2月発行 禁無断転載

本冊子は、2019年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った S&I International Bangkok Office Co., Ltd. が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright (C) 2020 JPO/JETRO. All right reserved.